



研究紀要 第19号



Saitobaru Archaeological Museam of Miyazaki Prefecture
Research Bulletin Vol.19

加滕	1
橋本 英俊 【資料紹介】西都原265号墳出土の須恵器2点	9
吉本 正典・田中 祐紀 宮崎市佐土原町出土の熨斗瓦 - 資料の紹介と歴史的背景 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
今塩屋毅行・日髙 広人・後藤 清隆 南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて(2) -体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から	17
松本 茂 通年湛水環境と不耕起多期作 - 九州南部における水稲農耕の受容を考えるために	33
後藤 清隆 体験・実験講座実践報告 -「ガラスの勾玉を作る」「牙玉を作る」「弓矢で的をねらう」について	43
日高 広人 【資料紹介】パンフレットからみた昭和初期の観光と文化財保護	50

2023.3

宮崎西都原考古博物館

このたび、2022(令和4)年度における西都原考古博物館職員の調査・研究の成果をまとめた研究紀要第19号を刊行いたしました。今年度、当館職員各々が設定したテーマについて資料の収集や調査分析、実践を通じて得た研究成果をまとめたものであります。皆様の学びと研究の一助となれば幸いに存じます。

さて、1912(大正元)年に西都原古墳群で我が国最初の本格的な学術調査が行われました。これより110年が経過したことになります。この長い歴史の中で当館は本県考古学の教育・研究の中核施設として、これまで多くの方々のご努力により当古墳群をはじめとした継続的な調査研究と成果の蓄積がされてきたところであります。

昨今のコロナ禍においては、当館でも施設利用や職員の日常の業務など制限を 余儀なくされ、残念ながら昨年度の来館者はコロナ禍前の6割程度にとどまって いる現状であり、今後、通常の生活はもちろん教育・文化活動の本格的な再開が 待たれるところであります。

こうした中でも、今年度、当館事業の根幹である調査研究の部門においては、 年間を通じ県内外からの専門家の招聘、館内外の連携の下で遺跡の発掘調査や各種の展示会、講座等を実施いたしました。さらに昨年11月には学術文化交流協定を結ぶ韓国国立羅州博物館から3名の研究員を招き、また今年2月には当館職員2名を韓国に調査派遣し視察や意見交換を行うなど、積極的に調査研究や情報収集活動に取り組んでおります。

2004(平成16)年4月に開館した当館は令和6年に20周年の節目を迎えます。これに向けて、コロナ禍の後の新しい時代にふさわしい博物館づくりも念頭に、これまでの成果を生かした一層の調査研究の進展と展示やサービス向上の取組を職員一丸となって進めてまいります。今後とも皆様方の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本書の刊行に際しご寄稿いただいた宮崎県教育委員会の 籾木郁朗様はじめ論文の執筆に多大なご指導、ご協力を賜りました関係の皆様方 に心よりお礼を申し上げます。

2023(令和5)年3月31日

地下式横穴墓の形態分類試論(2)

加藤 徹

1 はじめに

前稿では、地下式横穴墓の閉塞方法について、閉塞位置や閉塞材を分類基準として、類型化を行った (加藤2021)。しかし、筆者の不勉強のため、脱稿後に、近沢恒典氏による閉塞方法に基づく分類研究が既に行われていたことを確認した (近沢2010・2011)。近沢氏による分類は次のとおりである (近沢2011)。

A類: 羨門閉塞 土質使用閉塞 (土塊・火山灰ブロック)

Ⅰ類: 30 cm以下の小さな塊、Ⅱ類: 30 cm以上の大きな塊、Ⅲ類:詳細不明

B類: 羨門閉塞 木材使用閉塞(板材・不明)

C類: 羨門閉塞 石材使用 [板石·丸石(河原石)]

Ⅰ類: 羨道入口に積み上げるタイプ、□類: 羨門に立て掛け・貼り付けるタイプ、□類: 混合タイプ D類: 竪坑上部閉塞 石材使用閉塞(板石・不明)

筆者の分類は、近沢氏とほぼ重複していることから、近沢氏の分類を追認した形ということができる。さらに、近沢氏は閉塞方法の時期的な変遷や地域性、および「家形系」・「土壙系」¹⁾といった玄室構造との関係性についても分析を行っている(近沢2010・2011)。しかし、近沢氏の論考は、地域区分や時期区分に他者の設定を援用しているため、各閉塞方法の地域的広がりや型式学的変遷がわかりにくくなっている点を課題として挙げることができる。

2 方法論等について

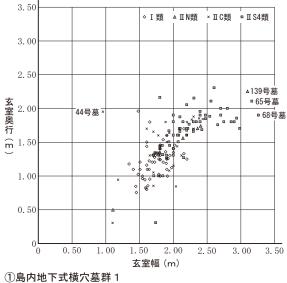
まず、近沢氏の研究において、中期前半には「家形系」に石材閉塞、「土壙系」に板材閉塞が使用されていると指摘されていることから、石材閉塞は大型の玄室、板材閉塞は小型の玄室に採用される傾向があると予想される。また、橋本達也氏は、副葬品等と合わせて、「家形系」は規模が大きく多大な労働力が必要であり、かつ道具として鉄製刃先の使用が想定されるのに対して、「土壙系」は浅く規模が小さいため労力はより少なく済み、また鉄製刃先も必要ないと考えられることから、地下式横穴墓にも階層制が存在したことを指摘している(橋本2008)。

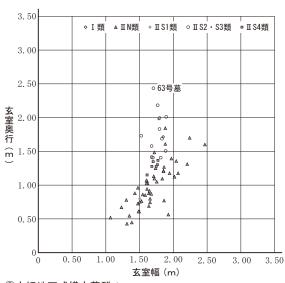
これらの研究から、玄室規模・閉塞方法・階層には相関性があることが想定される。そして、階層制という観点からは、閉塞材の調達の困難さや要する労働力が関係すると考えられる。重量や加工の必要性、調達のしやすさなどを考えると、次のような作業仮説が考えられる²⁾。

・玄室の規模は、土塊→木材→石材閉塞の順で大きくなる。

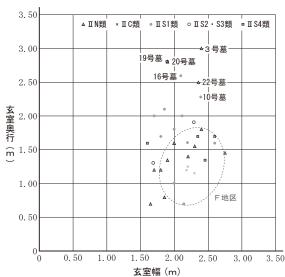
本稿における玄室規模の分析項目は、①奥行きと幅、②奥行/幅、③面積の3点である³⁾。①の奥行きと幅は玄室の大きさを直接的に示し、②の玄室奥行/幅の比率は、縦長、正方形、横長といった玄室平面形を示す。しかし、②の比率のみでは玄室の規模を示す事が難しいので、③の面積を用いることで、玄室の比率と規模の比較分析を行うこととする。なお、労働力を考えるとすれば、玄室の容

地下式横穴墓の形態分類試論(2)

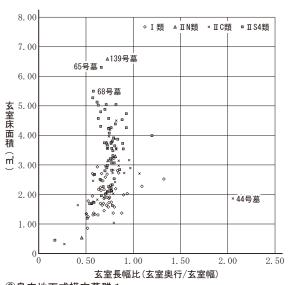




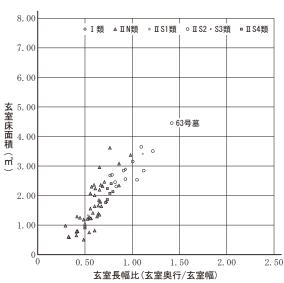
③立切地下式横穴墓群 1



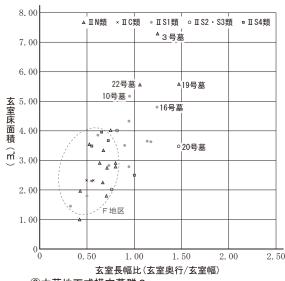
⑤大萩地下式横穴墓群 1



②島内地下式横穴墓群 1



④立切地下式横穴墓群 2



⑥大萩地下式横穴墓群 2

図2 閉塞方法別にみた玄室規模の比較散布図

積に関係する高さも本来加えるべきであるが、地下式 横穴墓の性質上、天井が崩落し、明らかでないものも 多いため除外することとする。

このほか、本稿で各遺構を個別に確認していった結果、Ⅱ類について、前稿の分類にはない形態で、かつ 複数の遺構で確認され、類型化が可能と考えられる形

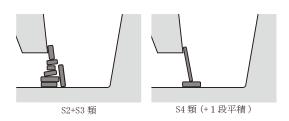


図1 追加の形態分類模式図

態として次の2つの形態がある(図1)。なお、今後の確認過程で新たに類型化可能な形態が出てくる可能性があることから、前稿の分類について修正・追加等は当面行わずに、前稿の分類を元に表現することとする。

- ・「S2+S3」類:石材を平積みした後に、上段と外側にそれぞれ石を立掛けるもの。 立切42・59号墓など。
- ・「S4(+1段目平置)」: 羨門に立掛ける石材の下に別の石材を平置きしたもの。 立切50号墓・大萩34号墓など。

3 玄室の規模と閉塞方法について

本稿では、試論として、県内の代表的な遺跡である島内地下式横穴墓群(えびの市)、立切地下式 横穴墓群(高原町)、大萩地下式横穴墓群(小林市)の3遺跡を取り上げて、その分析を行う。

①島内地下式横穴墓群(えびの市)

島内地下式横穴墓群は2020年段階で、175基の地下式横穴墓が確認されている。閉塞方法には、I 類 (竪坑上部閉塞)、Ⅱ類 (羨道閉塞) の両者があり、Ⅱ類については、そのほとんどがS4類 (石材立掛) ⁴⁾と、C類 (アカホヤブロック・土塊) である。他の遺跡で多くみられる板材・木材を利用したことが想定されるⅡN類 (閉塞材の痕跡が残っていないもの) は少ない。また、121号墓の1基のみであるが、ⅢS5類 (並列立掛) もみられる。

玄室規模をみると(図1-①)、玄室幅に比例するように玄室奥行も大きくなっており、比率でみても(図1-②)、0.75前後を意識して構築されていると考えられる。また、図1-②では、面積およそ2.2~2.5 ㎡以下、2.5~3.5 ㎡の間、3.6 ㎡以上の範囲にある程度のまとまりが認められる。これらを仮に小型・中型・大型と表現すると、I 類は小型、 Π N類は中~大型、 Π C類・ Π S類は全体に広がっているが、C類は中型~大型に比較的多く、4.0 ㎡を越える玄室にはS4類が多い傾向にある。 Π C類と Π S4類が似た傾向を示すが、石材閉塞(S類)から、アカホヤブロック閉塞へと変化した50 ことに起因していると考えられる。I 類については、ほとんどが3 ㎡以下のものであり、玄室規模に何らかの規制があった可能性もある。

現状で最も床面積が広いのは、副葬品の質・量ともに優れた139号墓であるが、大型に一般的なⅡ S4類ではなく、島内地下式横穴墓群では数が少ないⅡN類である点は興味深い。また、139号墓に次ぐ 規模の65号墓や68号墓は、逆に大型に一般的なⅡS4類であるものの、甲冑などの特徴的な副葬品を有 していない点で139号墓とは対照的である。さらに、65号墓は板石の下に粘土ブロックを併用したもの、

地下式横穴墓の形態分類試論(2)

68号墓は複数の「小さめの板石」で閉塞しておりⅡS4b類の可能性があるため、板石 1 枚で閉塞したものでもないため、階層的に最上位の墓とは考えられない。

②立切地下式横穴墓群(西諸県郡高原町)

立切地下式横穴墓群は、72基の地下式横穴墓が調査されている。閉塞方法はⅠ類が1基のみ(37号墓)で、その他はすべてⅡ類である。Ⅱ類ではN・S1~S4の各類型がみられるが、その多くはN類である。玄室規模(図1-③)をみると、玄室床面積3.0㎡以下の、島内地下式横穴墓群では中型とした規模以下のものが多い。そのため、唯一のⅠ類である37号墓は、立切地下式横穴墓では玄室床面積2.89㎡と大きい部類に入るものの、島内地下式横穴墓でみるとⅠ類の範疇は脱していない。Ⅱ類は床面積およそ2.5㎡以下のものはN類で占められており、その多くはいわゆる「土壙系」である。S類でもⅠb類(不定平積)の58号墓のみがこの小型に属しているが、「土壙系」ではなく、棟木表現と棚状施設を有した「家形系」である。また、N類が玄室幅と奥行きが比例関係にあるのに対して、S類は玄室幅1.50~2.00mの範囲で、玄室奥行きを大きくして面積を広くしている傾向を読み取ることができる。この点は島内地下式横穴墓群とは異なっており、立切地下式横穴墓群のS類においては玄室幅を強く意識していたことが想定できる。これは図1-④の比率にも表れており、N類が比率0.50前後に集まってい

N類は全体的に小型であるが、比率0.50前後・面積1.0㎡付近のグループ、比率0.50~0.70・面積2.0㎡付近のグループ、面積3.0㎡付近の3グループ形成している。面積1.0㎡付近のグループは島内地下式横穴墓群の小型としたものよりもさらに小型の1群となる。「家形系」は面積2.00㎡付近のグループからみられるが少なく、最も規模が大きい面積3.00㎡付近のグループでは逆に「土壙系」は25号墓のみで、他は「家形系」となっている。

るのに対して、S類は比率0.75以上で、面積が大きくなるほど比率も大きくなる傾向にある。

S類では、S4類 [S4b類およびS4b類(1段目平置)] が、いずれも同様な規模であり規格性を感じさせるが、S4b類の内2基(8・16号墓)が「土壙系」であるのに対して、S4b類(1段目平置)(50・51・53号墓)は3基とも「家形系」という違いがみられる。また、図示していないが、規模的にはS3類とS4類、S2類とS2+S3類がそれぞれ近い規模となっており、S類の中でも区分できる可能性がある。

③大萩地下式横穴墓群(小林市)

大萩地下式横穴墓群は38基の地下式横穴墓が調査されているが、F・B・Cの3地区に分かれて分布している。各地区でⅡN類、ⅡS類が混在しており、次のように偏った閉塞方法にならない点が特徴である⁶⁾。

F地区:ⅡN類4、ⅡS1b類3、ⅡS4a類(1段平置)1、ⅡS4b類2、ⅡCa類1、ⅡCb類2、

B地区: IN類6、IIS1b類5、IIS2類? 1、IIS3類1、不明1(IIb?類)

C地区:ⅡN類3、ⅡSlb類2、ⅡS3類2

共通しているのは、ⅡN類・ⅢS1b類であり、これに加わる他のS類は各地区で異なっている。F地区はS4類、B地区はS2?類とS3類が加わり、C地区はS3類が加わる。

玄室の規模については、各地区で特徴がある。図 1 -①では、地区の区別を図示していないが、F

地区は玄室幅に対して奥にあまり広がらない傾向があるのに対して 7 、B地区では規模がバラバラ、 C地区はB地区よりも一回り大きい傾向にある。また、B地区では3号墓を除くとN類の方がS類より も小型であるのに対して、C地区では逆にN類の方がS類よりも大きくなっているという違いもある。 F地区では、基本的にN類 \rightarrow C類 $(\rightarrow S1$ 類 $)\rightarrow S4$ 類の順で幅と面積が大きくなっているが、N類の36号墓がS4類と同程度の規模を持っている。

玄室床面積3.0㎡を越える玄室は、F地区の27号墓を除くと、「家形系」と考えられる構造を有しており、逆に玄室床面積2.0㎡以下では、B地区の38号墓を除くと「土壙系」と考えられる構造となっている。これらことから、大萩地下式横穴墓群においては、玄室構造と床面積の相関性が高く、玄室構造・床面積と閉塞方法の相関性は他の遺跡よりも弱いということができる。

以上、代表的な3遺跡について検討を行ってきたが、閉塞方法と玄室規模の関係性は必ずしも強く はないものの、傾向としては次のような分類ができそうである。

小型 床面積およそ1.50㎡以下。ⅡN類(「土壙系」)

中型a 床面積およそ1.50~2.50㎡。ⅡN類(「土壙系」)・ⅡC類・ⅡS1類(小型)

中型b 床面積およそ2.50~3.50㎡。ⅡN類 (「家形系」)・ⅡC類・ⅡS2類・ⅡS3類・S4類

大型a 床面積およそ3.50~4.50㎡。ⅡS2類・ⅡS3類・ⅡS4類

大型b 床面積およそ4.50 m以上。ⅡN類 (「家形系」)・ⅡS1類・ⅡS4類

大きくは、N類(「土壙系」→「家形系」)→C類→S類の順で玄室規模が大きくなる傾向にあるが、 最も床面積が大きい墳墓がN類の場合がある。これらのN類の閉塞材に板材が用いられていたとすれば、 装飾など何らかの加工が施されていた可能性もあるのではないだろうか。S類についてはさらに検討 が必要である。

5 I類(竪坑上部閉塞)の形態について

最後に、I 類(竪坑上部閉塞)については、面積を計測する中で、玄室と竪坑の区分が不明瞭なものが散見された。その一方で、竪坑・羨道・玄室の区別が明確なものも存在し、これらの形態的差異は型式変化の様相を感じさせる。

ところで、I 類は「竪坑上部の径が広がっていく過程が想定されて」おり(えびの市教育委員会 2018)、大口盆地のものが新しいとされている。『九州の横穴墓と地下式横穴墓』を参照すると、大口盆地の例は竪坑・羨道・玄室の区別が明確なものが目立つことから、玄室・竪坑の区分が不明瞭なものから明瞭なものへと変化していった可能性が想定される。ただし、島内地下式横穴墓群の報告書中では、「灰塚→島内→大口盆地へと伝播波及」し、「竪坑上部の径が広がっていく過程」が想定されているが、灰塚地下式横穴墓群では、玄室・羨道・竪坑の区別があるものが多い。

なお、古い形態が羨道と玄室の区分が不明瞭なものであると考える理由は、I 類の閉塞位置にある。 I 類とⅡ類の閉塞位置は明確に異なるが、意味的には同じ、すなわち「玄室への入り口を閉ざす」という思想を共有している可能性はないだろうか。すなわち、I 類の閉塞された二段目の「竪坑」は元々玄室への"羨道"として認識されていたのではないだろうか。このように考えると、竪坑上部閉塞の

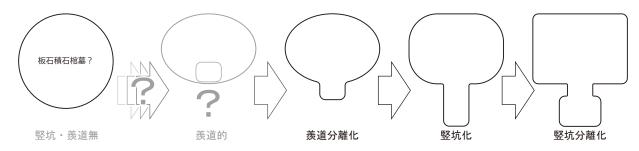


図3 Ⅰ類(竪坑上部閉塞)の玄室等変遷想定図

Ⅰ類において、閉塞された「竪坑」の入り口が羨門と同様に異常に狭いことも理解しやすい。

以上のように I 類において、閉塞された部分が羨道の意味を持っていたと仮定すると、型式学的な変遷としては、図3のような変化が想定できよう。 I 類の祖型については、形状や変遷過程、および地域性を考えると板石積石棺墓の可能性⁸⁾が考えられるのではないだろうか。

ただし、『島内地下式横穴墓群』中では(えびの市2001)、 I 類の玄室形態と副葬鉄鏃の検討から、「長方形の家形が古い」わけではないが、「竪坑床面と玄室が一体化」した形態が新しい段階として想定されている点には注意が必要であり、さらなる検討が必要である⁹⁾。

【註】

- 1)「家形系」は「玄室を家形とするもの」で、「土壙系」は玄室を「不整形で隅丸方形や小判形を呈するもの」である(橋本 2008)
- 2) 島内地下式横穴墓群で使用されている板石は「4km北東の山腹に産出」するもので、板石1枚で閉塞したものの石材は、「多くは大人3~4人で持たないと運べない重量」である(えびの市教育委員会2008:p.10)。
- 3) 玄室の奥行き・幅は報告書の計測値を用いているが、一部計測値が報告されていないもの等は報告書掲載図より計測を行った。面積については、報告書に記載してあるものはほとんどないため、掲載図面をAdobe 社製アプリケーションソフト Acrobat Proの「ものさし」ツールを利用して計測している。
- 4) 板石で羨門を閉塞しているものが多いが、竪坑が調査されていないものもあり、全体として「ⅡS4類」として分類し、細分していない。
- 5) 板石による「羨門閉塞タイプ」(報告書中の「Ⅱa類」) は中期後半~後期前半、アカホヤブロックを中心とする土塊による「羨門閉塞タイプ」は後期の所産であることが指摘されている(えびの市教育委員会2008)。
- 6) このほかにそれぞれ実測図未掲載で閉塞方法不明なものがある。
- 7) 図1中の破線中にはF地区以外の地下式横穴墓も含まれている。
- 8) 例えば、灰塚1号板石積石棺墓の最上段の板石2枚は、I類の閉塞石に類似しているようにもみえる。最上段の石材が閉塞材として残った可能性はないだろうか。
- 9) 『島内地下式横穴墓群』図148をみると、玄室と竪坑の区別が不明瞭なものはST58以外には鉄鏃が出土していないため、検討の余地があると考えたい。

【参考文献】

えびの市教育委員会2001『島内地下式横穴墓群』えびの市埋蔵文化財調査報告書第29集。

えびの市教育委員会2018『島内139号地下式横穴墓 I』えびの市埋蔵文化財調査報告書第55集。

加藤 徹 2021「地下式横穴墓の形態分類試論」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第17号、宮崎県立西都原考古博物館、 29-40頁。

近沢恒典 2010「閉塞方法からみた地下式横穴墓の類型化と地域色」『南九州の地域形成と境界性-都城からの歴史像-』、雄山 閣、7-30頁。

近沢恒典 2011「閉塞方法からみた地下式横穴墓の動態について」『平成23年度宮崎考古学研究会資料集 地下式横穴墓研究 の新展開』、宮崎考古学会、15-29頁。

橋本達也 2008「第2章 古墳時代墓制としての地下式横穴墓」『大隅串良 岡崎古墳群の研究』鹿児島大学総合研究博物館 研究報告No.3、鹿児島大学総合研究博物館、205-214頁。

表 地下式横穴墓計測値等一覧表(1)

遺構名	閉塞方法	玄室 奥行 (m)	玄室 幅 (m)	玄室 床面積 (㎡)	遺構名	閉塞方法	玄室 奥行 (m)	玄室 幅 (m)	玄室 床面積 (㎡)
島内地下式横穴墓群		(m)	(111)	(111)	77号墓(旧1135-210-2号墓)	II S4	2.00	2. 70	4. 55
3 号墓(旧41-1号墓)	ΙS	1. 30	1.80		78号墓(旧1135-210-3号墓)	ΠN	0.50	1. 10	0.51
4 号墓(旧43-1号墓)	ΠC	1.88	2.30	4. 49	79号墓(旧1135-210-4号墓)	II C	0.30	1.10	0. 29
5 号墓(旧43-2号墓)	ΙS	1. 40	1.80		81号墓(旧98-1号墓)	II S4	1. 27	2. 15	2. 64
B号墓(旧46号墓)	IS	1.00	1.80		82号墓(旧98-2号墓)	IS	1. 44	1.60	1. 97
6 号墓(旧46-1号墓)	IS	1. 20	1. 85	2. 21	83号墓(旧98-3号墓)	II S4	1. 30	1. 90	2. 24
7 号墓(旧46-2号墓) 8 号墓(旧52-1号墓)	I S	1. 30	1. 95	2. 68	- 84号墓(旧98-4号墓) 85号墓(旧98-5号墓)	I S	0. 94 1. 22	1. 58	1. 30
9 号墓(旧54-1号墓)	II S4	1. 10	1. 40	1. 34	87号墓(旧1435-5-3号墓)	II S4	1. 22	2. 20	2. 95
10号墓(旧54-1号墓)	II S4	2. 15	2. 31	4. 71	88号墓(旧1435-5-4号墓)	II S4	2. 30	2. 60	4. 51
11号墓(旧54-3号墓)	IS	1. 25	1. 78	1. 98	89号墓(旧1435-5-5号墓)	II S4	1. 40	1. 80	1. 59
12号墓(旧54-4号墓)	IS	1. 19	1. 89	2. 14	90号墓(旧1435-5-6号墓)	II S4	1.80	2. 90	5. 11
13号墓(旧89-1号墓)	II S4	0.82	1. 59	1. 16	91号墓(旧1435-5-7号墓)	II S4	1. 30	2.00	2. 48
14号墓(旧92-1号墓)	II S4	1.70	2. 22	3.70	94号墓	II S4	1.00	1. 78	1.65
15号墓(旧93-1号墓)	ПС	1.61	2. 20	3. 53	95号墓	II S4	1. 45	1.95	2. 23
16号墓(旧93-2号墓)	ΙS	1. 36	1.88	2.05	96号墓	II S4	1.50	1.94	2. 79
17号墓(旧94-1号墓)	II S4?	1. 26	1. 90	1.92	97号墓	ΙS	1.26	1. 92	2.45
18号墓(旧94-2号墓)	ПС	0.85	1.70	1.30	98号墓	II S4	1.00	1.85	1.65
19号墓(旧94-3号墓)	IS	1.60	1.90	2.71	99号墓	I S	0.96	1.54	1. 29
20号墓(旧94-4号墓)	II S4	2.05	2. 20	4. 24	100号墓	ПС	1.70	2. 08	3. 52
21号墓(旧94-5号墓)	II S4	1.80	2. 14	3.84	101号墓	I S	1. 24	1.80	2. 14
22号墓(旧94-6号墓)	II S4	1. 70	2. 20	3. 53	102号墓	IS	1.40	2.00	2. 57
23号墓(旧94-7号墓)	П	1.80	2. 75	4. 77	103号墓	IS	1.96	1.48	2. 50
24号墓(旧94-8号墓)	II S4	1. 70	2. 36	3. 72	104号墓	IS	1. 20	1. 72	1. 87
25号墓(旧94-9号墓)	II S4	1.80	2.00	3. 51	105号墓	IS	1. 46	2. 02	2. 66
26号墓(旧94-10号墓)	I S	1. 34	1. 76	2. 29	106号墓	IS	1. 34	1. 78	2.06
27号墓(旧94-11号墓) 28号墓(旧94-12号墓)	II S4	1. 74	2. 40 1. 73	3. 66 2. 08		I S	1.00	1. 91	1. 75
29号墓(旧94-12号墓)	II C	1. 70	2. 30	3. 95	110号墓	I S	1. 28	1. 72	1. 67
30号墓(旧94-14号墓)	ПС	1. 45	1. 80	2. 39	112号墓	II C	1. 60	1. 90	2. 95
31号墓(旧94-15号墓)	II S4	1. 45	2. 94	5. 01	113号墓	II S4	1. 75	2. 66	4. 28
32号墓(旧94-16号墓)	II S4	1. 95	2. 40	4. 35	114号墓	II S4	1.84	2. 48	4. 19
33号墓(旧94-17号墓)	ПС	1. 50	1. 90	2. 82	115号墓	II S4	1. 88	2. 54	4. 22
34号墓(旧94-18号墓)	ПС	1. 70	1.60	2. 68	116号墓	ПС	1. 44	2. 05	2. 94
35号墓(旧94-19号墓)	IS	1.50	1.60	2.00	117号墓	ПС	1.80	1.88	3. 14
36号墓(旧94-20号墓)	ΙS	1. 30	1. 70	2. 10	118号墓	II C	1.83	2. 27	3. 87
37号墓(旧94-21号墓)	ΙS	0.75	1.45	0.83	119号墓	II S4	1.87	2. 10	3. 70
38号墓(旧94-22号墓)	ΙS	1. 10	1.64	1.62	120号墓	ПС	1.84	2. 43	4. 17
39号墓(旧94-23号墓)	II S4	1.90	2. 48	4. 24	121号墓	II S5	0.30	1.74	0.42
40号墓(旧94-24号墓)	II S4	1.60	2.00	3.04	122号墓	II S4	1.90	2.70	4.86
41号墓(旧94-25号墓)	II S4	1. 70	2. 10	3. 61	123号墓	II S4	1. 45	1.84	3. 45
42号墓(旧94-26号墓)	ПС	1. 70	2. 08	3. 55	124号墓	II S4	1.60	2.08	3. 15
43号墓(旧94-27号墓)	II C	1. 15	2.00	2. 44	125号墓	II C	1.80	2. 20	3. 52
44号墓(旧94-28号墓)	II C	1. 95	0.95	1.84	126号墓	II C	1.85	2. 38	3. 76
45号墓(旧94-29号墓)	пс	1. 40	1.80	2. 71	127号墓	II S4	1.66	1. 94	2. 81
46号墓(旧94-30号墓)	II C	1.65	1. 70	2. 88	128号墓	II S4	1.60	2.06	3. 03
47号墓(旧94-31号墓) 48号墓(旧94-32号墓)	II S4	1. 30	2. 00	2. 09	129号墓 130号墓	II N	1. 34	2. 14	1. 72 3. 12
49号墓(旧94-33号墓)	I S	0. 95	1. 65	1. 28	131号墓	II S4	1. 65	2. 14	3. 72
50号墓(旧94-34号墓)	II S4	2. 00	2. 80	5. 02	132号墓	II S4	1. 68	2. 42	3. 72
51号墓(旧94-35号墓)	II S4	1. 35	1.80	2. 21	134号墓	IS	1. 33	2. 15	2. 92
52号墓(旧94-36号墓)	II S4	1. 40	1. 80	2. 29	135号墓	ПС	0.94	1. 18	1. 01
53号墓(旧94-37号墓)	IS	1.70	2. 15	3. 20	136号墓	ПС	1.05	1.70	1. 79
54号墓(旧94-38号墓)	IS	1. 25	1. 90	2. 10	137号墓	II S4	1.80	2. 86	4. 55
55号墓(旧94-39号墓)	II S4	1. 30	1. 70	2. 18	138号墓	II S4	1.90	2. 40	3. 89
56号墓(旧94-40号墓)	II S4	1.80	2. 40	4.05	139号墓	ΠN	2. 25	3. 10	6. 59
57号墓(旧94-41号墓)	II S4	1.65	2. 10	3. 24	140号墓	II S4	1.67	2. 20	3. 18
58号墓(旧95-1号墓)	ΙS	1. 10	1. 90	2.65	141号墓	II S4	1.70	2. 98	5. 25
59号墓(旧95-2号墓)	ΙS	0.80	1.60	1.32	142号墓	ПС	0.84	2.04	1.62
60号墓(旧95-3号墓)	ПС	1. 30	1.65	2.01	143号墓	II S4	2. 10	2.56	5.03
61号墓(旧95-4号墓)	IS	1.54	1.85	2. 79	144号墓	I S	1.18	1. 34	1.35
62号墓(旧95-5号墓)	II S4	1.68	2. 30	3. 54	145号墓	II S4	1.80	2. 34	3. 75
63号墓(旧95-6号墓)	II S4	2. 16	1.80	3. 97	146号墓	II C	1.30	2. 12	2, 64
64号墓(旧97-1号墓)	IS	1. 20	1.50	1. 54	147号墓	II C	1.08	1. 94	1.66
65号墓(旧97-2号墓)	II S4	2. 10	3. 16	6. 28	148号墓	II S4	1.00	1. 71	1.70
66号墓(旧97-3号墓)	II S4	1. 44	1. 80	2. 51	149号墓	IS	0.85	1. 62	1. 22
67号墓(旧97-4号墓)	II C	1. 60	1. 77	2. 70	150号墓	IS	1. 30	1. 73	1.89
68号墓(旧97-5号墓)	II S4	1.90	3. 26	5. 48	151号墓	I S	1.80	1.65	2. 25
69号墓(旧1135-213-1号墓)	II S4	1. 90	2.00		152号墓 154号墓	II S4	1.80	2. 30	3.79
70号墓(旧1135-213-2号墓) 76号墓(旧S1135-210-1号墓)	II S4	1. 70 1. 70	2. 10	3 97		I S II S4	1. 10	1. 50 1. 78	1. 55 2. 07
10万至(旧31130~410~1万垒)	11	1. 10	4.10	3. 27	1957年	п э4	1. 00	1. 18	2.01

表 地下式横穴墓計測値等一覧表(2)

		玄室	力宏	力宏			力宏	力宏	玄室
遺構名	閉塞方法	^{公主} 奥行	玄室幅	玄室 床面積	遺構名	閉塞方法	玄室 奥行	玄室 幅	メニ 床面積
起刊有	闭至力仏	(m)	(m)	(m²)	風冊石	和奎力仏	(m)	(m)	(m²)
160号墓	II S4	1. 76	2. 23	3. 28	49号墓	ПΝ	1. 06	1. 61	1. 80
161号墓	IS	1. 35	2. 00	2. 44	50号墓	Ⅱ S4b (+1段目平積)	1. 37	1. 77	2. 40
162号墓	IS	1. 12	1. 97	1. 92	51号墓	ⅡS4b(+1段目平積)	1. 28	1. 68	2. 40
163号墓	IS	1. 24	1.80	1.83	52号墓	II N	0. 75	1. 50	1.05
164号墓	IS	1. 25	2. 20	2. 69	53号墓	ⅡS4b(+1段目平積)	1. 35	1. 70	2. 14
165号墓	IS	1. 02	1.48	1. 43	54号墓	II S2	1. 57	1. 68	2.54
166号墓	ПС	1.64	1. 94	3. 13	55号墓	II N	0.61	1.48	0.80
167号墓	ΙS	1. 16	1.60	1.87	56号墓	ΠN	1.07	1.60	1.64
168号墓	ΙS	1.02	1. 78	1. 72	57号墓	ΠN	0.96	1. 47	1. 36
169号墓	ΙS	1. 46	1.80	2. 16	58号墓	II S1b	0.80	1.50	1. 31
170号墓	ΙS	1. 20	1.68	1. 62	59号墓	II S2+S3	1.72	1.53	2. 83
171号墓	II S4	1.50	2.07	2.87	60号墓	II S3	2.00	1.90	2. 52
172号墓	ΙS	0.84	1.44	1.34	61号墓	II S3	1.40	1.70	2.44
173号墓	ΙS	1.00	1.54	1.67	62号墓	ΠN	0.86	1.54	1. 23
立切地下式横穴墓群					63号墓	II S2+S3	2. 43	1.71	4. 43
1 号墓	ΠN	1. 13	1.71	1. 79	64号墓	II S2+S3	1.30	?	2. 15
2 号墓	ΠN	1.70	2. 24	3. 61	65号墓	II S2	1.40	1.82	2. 65
3 号墓	II S2	1. 98	1.80	3. 62	67号墓	ПN	0.80	1. 65	1. 18
4 号墓	II N	1. 84	1. 88	3. 38	68号墓	II S4b	1. 28	1. 74	2. 23
5 号墓	ПN	0. 56	1. 92	0. 98	69号墓	II N	0. 43	1. 31	0. 58
6 号墓	II S2	1. 41	1. 68	2. 29	70号墓	ПN	0. 52	1. 07	0.51
7 号墓	II N	0. 69	1. 63	0.80	71号墓	ПN	1. 12	2. 01	1. 56
8 号墓	II S4b	1. 30	1. 76	1.86	72号墓	ПN	1. 05	1. 75	1.63
9 号墓	II N	0. 61	1. 49	0.77	74号墓	ПN	1. 39	1. 73	2. 47
						ши	1. 59	1.97	2.41
10号墓	II N	0.77	1.86	1. 29	大萩地下式横穴墓群	TT C1	1 01	0.10	0.00
11号墓	II N	1. 10	1. 72	1. 67	1 号墓(旧34-1号墓)	II S1a	1. 61	2. 19	2. 83
12号墓	ΠN	0. 94	1.61	1. 41	2 号墓(旧B-1号墓)	II S2?	1.30	1. 70	1. 99
13号墓	ΠN	0. 55	1. 35	0.66	3 号墓(旧B-2号墓)	ΠN	3.00	2. 40	7. 28
14号墓	ΠN	0.67	1. 23	0. 75	4 号墓(旧B-3号墓)	ΠN	1.60	2.00	2. 90
15号墓	II S2+S3	2. 17	1.77	3. 49	5 号墓(旧B-4号墓)	ΠN	1.40	2. 20	2. 90
16号墓	II S4b	1. 15	1.61	1. 76	6 号墓(旧B-5号墓)	IIΝ	0.80	1.85	1. 97
17号墓	ΠN	1. 21	1.85	2. 20	7 号墓(旧B-6号墓)	ΠN	1.55	2.30	3. 34
18号墓	ΠN	1.02	1.62	1. 29	8 号墓(旧B-7号墓)	II S4b	1.60	1.60	2.49
20号墓	ΠN	1. 25	1.73	1.80	10号墓(旧B-9号墓)	II S1b?	2. 28	2.39	5. 17
21号墓	ΠN	1. 27	1.86	2. 32	11号墓(旧B-10号墓)	II S1b	2.00	2. 11	4. 33
22号墓	ПN	1.36	2.04	2. 37	12号墓(旧B-11号墓)	ΠN	0.70	1.65	0. 99
23号墓	ΠN	1. 18	1.94	2. 23	14号墓(旧B-13号墓)	II S1b	1.70	1.80	2. 78
24号墓	ПΝ	0.85	1.58	1. 22	15号墓(旧B-14号墓)	II S1b	1.80	2.00	3. 50
25号墓	ΠN	1. 60	2.46	2. 95	16号墓(旧B-15号墓)	II S1b	2.60	2. 10	4. 79
26号墓	ΠN	0.87	1.67	1. 21	17号墓(旧C-1号墓)	II S1b	2. 10	1.85	3. 64
27号墓	ПN	0. 45	1. 38	0.60	18号墓(旧C-2号墓)	II S1b	1.00	2. 00	1. 79
28号墓	ПN	0. 88?	1. 43	0.00	19号墓(旧C-3号墓)	N N	2. 80	1. 90	5. 58
29号墓	II N	1.10	1. 83	2. 00	20号墓(旧C-4号墓)	II S3	2. 80	1. 90	3. 45
30号墓	II S1b	1. 10	1. 78	3. 41	21号墓(旧C-5号墓)	11.00	1. 70	2. 40	0.40
	II S3	1. 50	1. 78	2. 67	22号墓(旧C-6号墓)	п м		2. 40	5 57
31号墓					22万星(旧U-6万星) 23号墓(旧C-7号墓)	II N	2. 50		5. 57
32号墓	II N	1. 48	1. 72	2. 35		II S3	1. 90	2. 30	3. 98
33号墓	II N	0.76	1. 53	0. 92	24号墓(旧C-8号墓)	II N	1.80	2. 40	4. 01
34号墓	II N	0.74	1.65	1. 24	25号墓(旧F-1号墓)	II N	1.60	2. 00	2. 78
35号墓	II S2	1.82	1.80	3. 13	26号墓(旧F-2号墓)	ΠN	1. 20	1.80	2. 25
36号墓	ΠN	0. 92	1.64	1. 23	27号墓(旧F-3号墓)	II S4b	1.70	2.60	3. 96
37号墓	ΙN	1.71	1.85	2. 89	28号墓(旧F-4号墓)	II S1b	1.60	2.60	3. 86
38号墓	ΠN	1.61	1.88	3. 09	29号墓(旧F-4号墓)	II S1b	0.70	2. 14	1.45
39号墓	ΠN	0.78	1.30	0.82	30号墓(旧F-4号墓)	ΠN	1.35	1.90	2.75
40号墓	II S2+S3	1.68	1.84	2.83	31号墓(旧F-4号墓)	II S4b	1. 35	2. 45	3. 49
42号墓	ΠN	0.88	1.63	1. 26	32号墓(旧F-8号墓)	II Cb?	1.25	2. 20	2. 32
43号墓	ΠN	1. 12	2.01	2. 08	33号墓(旧F-9号墓)	II Ca	1.20	2. 18	2. 30
44号墓	ΠN	1. 18	2. 07	2. 30	34号墓(旧F-10号墓)	ⅡS4a(+1段目平積)	1.70	2. 35	3. 67
45号墓	ΠN	1. 20	1. 85	1. 85	35号墓(旧F-11号墓)	II Cb?	1. 15	2. 30	2. 33
46号墓	ПN	0.73	1. 47	0. 98	36号墓	II N	1. 45	2. 75	3. 55
47号墓	II N	1.31	2. 20	2. 36	37号墓	II S1b	2. 00	1.70	3. 63
48号墓	II N	1. 02	1. 60	1. 39	38号墓	II N	1. 20	1.70	1. 79
40万峚	11 IV	1.02	1.00	1. 59	30万峚	иN	1. 40	1. / U	1. 79

【資料紹介】西都原265号墳出土の須恵器2点

橋本 英俊

1 はじめに

今回の資料紹介は、西都原265号墳の墳丘保存修復工事の際に表面採集された須恵器2点に関する ものである。まず、西都原265号墳の概要について述べる。

西都原265号墳は、西都原台地では最も北側の第3支群に立地する唯一の前方後円墳であり、西都原古墳群の形成において重要な古墳の1つである。古墳の主軸は台地北縁の段丘崖面に平行し、眼下に穂北地域を望む。

発掘調査は1917(大正6)年に実施された後、平成26~28年度に、地中レーダー探査の結果を踏まえて整備目的の再調査が実施された。

大正時代の調査では、後円部墳頂から変形十字文鏡 1、碧玉製管玉19、鉄鉾 1、刀子 2、鉄鏃多数が出土したとの記述がある。現在、変形十字文鏡、鉄鉾、鉄鏃の一部は宮崎県立西都原考古博物館に 所蔵されている。

再調査の結果、左くびれ部に造り出しが検出され、その造り出し上と墳丘1段目では、削り出した 地山をベースとした盛土や葺石が施されている。一方、調査時に出土した遺物は土師器、須恵器、玉 類で、量的には多くはない状況である。そのうち、造り出しから出土した口縁が短い土師器小型壺や 脚部の細長い形態の高坏は、6世紀代にはくだらない時期とされている。

これまでの調査の結果、九州最大級の前方後円墳である女狭穂塚古墳の次に位置づけられる5世紀 後半頃にさかのぼる首長墓と位置づけられた。

2 遺物確認の経緯

令和4年度より、西都原古墳群史跡整備推進事業に伴って、西都原265号墳の墳丘保存修復工事が 開始され、今年度は、後円部より工事が開始されている。

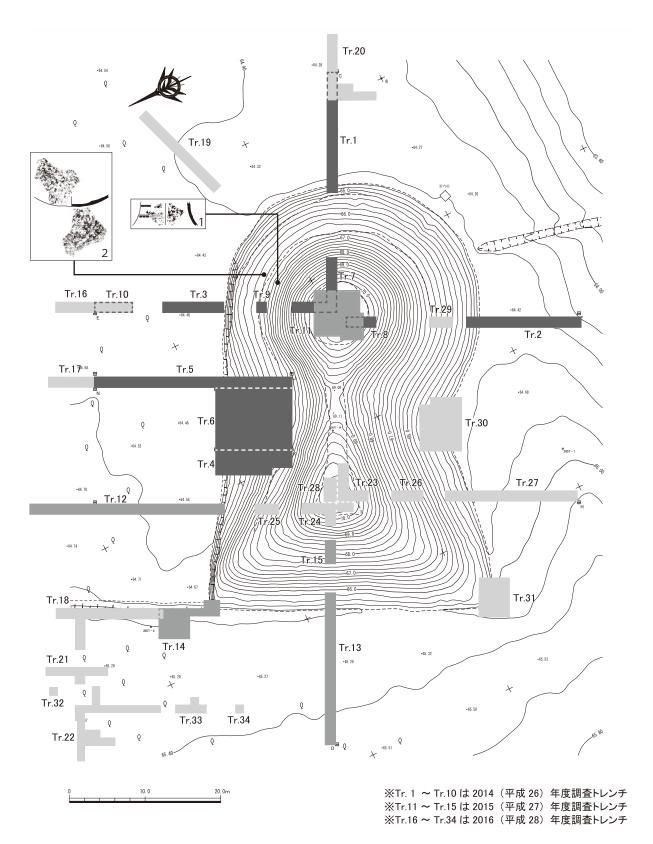
今回紹介する須恵器 2 点は、その修復工事の表土剥ぎの過程で表面採集された。出土位置は、後円部の北側テラス上部墳丘上であり、葺石が一部露出された際に、確認されたものである(第1図)。

1 は器台の脚部である。回転ナデの後、2条の沈線が施され、上下の沈線で区画された箇所に、密な櫛描波状文が認められる。内面は横方向に丁寧なナデ調整が施されている(第2図)。

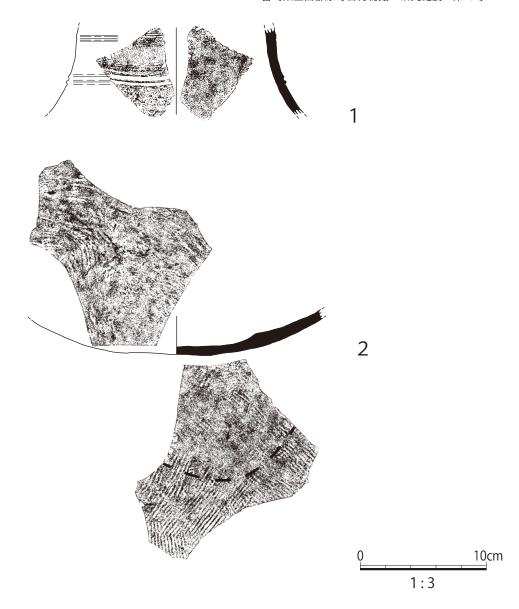
2は甕の底部である。底部の外面は叩きの後ナデ調整が施され、立ち上がり付近には平行叩き目が 残る。底部の内面には一部、わずかに同心円当て具痕が認められるものの、丁寧にナデ消される。底 径は約13cmを測る(第2図)。

ともに和泉陶邑窯編年のTK23(~TK47)型式相当の所産と考えられ、『西都原265号墳』特別史 跡西都原古墳群発掘調査報告書第14集の記述にて図化掲載されている出土遺物とも時期的、土器型式 的にも矛盾はない。

なお、墳丘保存修復工事整備は令和6年度まで継続される予定であり、整備の進捗に伴って、遺物 が確認される可能性がある。今後、古墳の築造時期をより推定できる資料が確認された際は、あらた めて紙面で紹介することとしたい。



第1図 須恵器出土位置 _ 西都原 265 号墳トレンチ配置図を一部改変



第2図 西都原265号墳須恵器実測図

謝辞

西都市教育委員会の津曲大祐氏、当館の今塩屋毅行氏には多くのご助言を得た。また当館の整理作業員の横山幸子氏、および整理専門員の田中祐紀氏にも大変お世話になりました。記して深く感謝いたします。

【引用・参考文献】

田辺昭三1981『須恵器大成』

西都市2015『西都市史』資料編

西都市2016『西都市史』通史編上巻

宮崎県1997『宮崎県史叢書 宮崎県前方後円墳集成』

宮崎県教育委員会2019『西都原265号墳』特別史跡西都原古墳群発掘調査報告書第14集

宮崎県教育委員会2012『特別史跡西都原古墳群 地中探査・地下マップ制作事業報告書(1)』

宮崎市佐土原町出土の熨斗瓦 一資料の紹介と歴史的背景―

吉本 正典・田中 祐紀

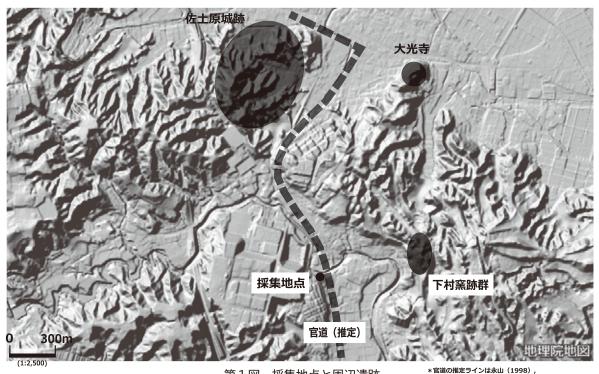
1 はじめに

本稿では、宮崎市佐土原町東上那珂で採集され、当館に保管・収蔵されている古代の熨斗瓦資料 1 点について紹介する。

今回紹介する資料(以下「当資料」)は1997(平成9)年に近藤協氏(当時宮崎県総合博物館学芸課)によって採集された。採集地は第1図に示すとおりで、宮崎平野の中央部、日向灘に注ぐ石崎川の支流の小河川、下村川右岸(南岸)付近にあたる。当地の周辺には下村窯跡群や国指定史跡佐土原城跡などの史跡・遺跡が点在する。

2 資料の保管・収蔵に至る経緯

当資料の採集地は下村川河岸から直線距離で10m程の低地にあたる。採集地の南方には住宅地(「下村団地」)が造成されており、近藤氏によれば造成工事によって押し広げられた黒色土中にあったものを採集したとのことである。そのような発見時の状況からみて、当資料が採集された地点は、それが具有する機能を失って埋没した位置でなく、現代の造成による結果として到達した場である可能性が高いといえよう。



第1図 採集地点と周辺遺跡

* 官道の推定ラインは永山(1998)宮崎市教委(2008)を参考に設定

なお、当資料の帰属については、関係機関との協議の結果、その歴史的価値を踏まえ、広く活用を 図るために当館にて保管・収蔵することとなった。

3 資料の詳細観察と利活用の方向性

(1)計測方法と資料の特徴

当資料については、従来の実測方法に加え、より利活用の幅を広げるためにSfM-MVSによる三次元 計測を実施した。

SfM-MVSは写真測量の一種であり、撮影位置を変えた多数の写真から、対象物の計測・解析・記録する技術である。近年、考古学の研究や文化財行政・博物館等において急速に普及が進んでいる。三次元計測・解析ソフトにはMetashape Professional Ver.1.8.3 (Agisoft社)を使用した。写真はデジタル一眼レフカメラを使用し、絞り優先モード・f値を10に固定、ISOを100固定で撮影し、総撮影枚数は298枚であった。3Dデータはテクスチャモデル(表面の色情報のあるモデル)を作成した後、「.0BJ」形式で書き出し、3D点群編集ソフトCloudcompareを介してオルソ(正射投影)画像を出力した。資料の形を正確に記載するため、第2図の展開図は歪みのないオルソ画像を使用している。三次元計測による当資料の計測値は最大長で38.9cm、最大幅14.2cm、最大厚2.5cmである。

当資料の考古学的特徴については、実物と3Dモデルとを比較しながら、詳細観察をおこなった。 凸面は工具ナデ後、平行条線叩文が施され、数か所指紋が確認できる。凹面には布目痕が残存し、凹 面広端部を下にして左端に分割截線が残っており、実際に左側面に形成された分割截面とはわずかに ずれていることが判る。分割截面は凹面から約半分切れ込んだ位置で止まっており、凸面側には焼成 後に割った跡が残る。胎土は緻密で固く、黒色粒、白色粒 < 1mmを微量含む。全体的に自然釉がかかるが、 凸面左側にはかかっておらず、色調は灰白、灰(2.5Y 7/1、N7/0)の範囲に収まる。釉がかかってい ない部分は灰白の色合いが強い。この部分は、焼成時に他の物体の陰になったことが推定できる。

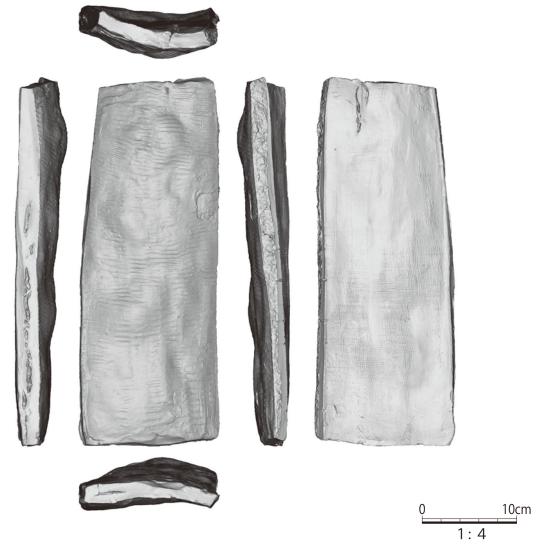
(2) データ活用の方向性

本稿を執筆するにあたって作成した3Dモデルは、当館のHP上での公開や3Dデータのダウンロード、3Dデータの公開や共有ができる「sketchfab」¹⁾ などのプラットフォームを利用しての公開を検討している。PCはWindows10以降であれば、「3Dビューアー」が標準搭載されており、当資料3Dモデルのファイル形式である「.0BJ」に対応している。スマートフォンにおいても3Dモデルを操作、閲覧できるアプリケーションが充実しているため、デバイスとしての環境は整っている。これらの技術的環境に合わせてデジタルオブジェクト、コンテンツとして可能性を秘めた博物館資料・考古資料の3Dデータの公開は博物館活動の裾野を広げ、普及や研究の幅を広げる機会の提供となろう。

4 資料及び歴史的背景に関する検討

(1) 資料について

熨斗瓦は古代建築において棟に葺かれた細長い方形の瓦で、多くは1枚の平瓦を分割して製作された。問題となるのが分割のタイミングと手法である。平安京内の邸宅の瓦葺建物を検討する中で熨斗 瓦に論及した上原真人は、焼成前から熨斗瓦として成形したA類、焼成前の平瓦に分割截線を入れて



第2図 熨斗瓦3Dモデル展開図

焼成後に分割したB類、焼成後の平瓦を割って成形したC類の3類型を設定した(上原1988)。C類については破片化した場合に平瓦の破片との区別が困難となることも指摘している。なお、当資料はB類に該当するものである。

旧日向国では古代寺院、官衙遺跡の確認例が多くはないこともあって、発掘調査によって出土し、報告書に掲載された熨斗瓦の資料は少数にとどまる。日向国分寺跡では2点の出土が報告されている(西都市教委2009)。また、日向国府跡(寺崎遺跡)では県教委調査(宮崎県教委2001)により5点、西都市教委調査(西都市教委2020)により10点が出土している。日向国分寺の主要建物は創建期の8世紀中葉から瓦葺きであったと推定されている(西都市教委2009)。国庁の正殿・脇殿は8世紀末葉に瓦葺建物となった(西都市教委2020)。しかしながら、それらの史跡における熨斗瓦の出土数は同時期の平瓦や丸瓦と比較して明らかに少ない。上述の出土数が瓦の全体に占める比率は、実際に建築物に使用された比率を正しく反映していないと考えることが妥当であろう。この点は当資料が採集された地点の東方約500mの位置にある下村窯跡群の出土資料が明確に示している。下村窯跡群は8世紀中葉から須恵器の焼成を開始し、9世紀代に国分寺・国府に瓦を供給した生産遺跡とされる(宮崎市

教委2008)。1991 ~ 92年に実施された発掘調査で全形の判明する資料が数多く出土した。熨斗瓦の正確な比率のデータは公表されていないものの、先述の国分寺・国府跡出土資料より高い割合を示すことは明らかで、生産遺跡での在り方の一端を伺い知ることができる。しかも消費地遺跡に関しては、上原(1988)のC類や清野孝之による平城京のB類(清野2004)など、平瓦片と弁別の困難な、焼成後に分割された資料が加わることとなる。

ここで、当資料と下村窯跡群から出土した熨斗瓦の特徴を比較してみよう。当資料の凸面の叩目は横方向の平行条線で条線凹部幅は約7mmとなる。そのような丸瓦・平瓦の叩目は、日向国分寺における分類の類型では「平行条線叩文3類」(西都市教委2009)が最も近い。ただし条線凹部幅はやや細い。同種の叩目を残す瓦は下村窯跡では少数にとどまる。また、色調や焼成の具合は下村窯跡群産平瓦・熨斗瓦の中に類似するものがほとんどなく、当資料は際立って硬質堅緻である。このように、当資料は採集地との地理的関係からみて、大枠では下村窯跡群製品と同系統に属すると捉えたいが、肉眼観察の所見とはいえ、報告された下村窯跡群出土の熨斗瓦と特徴が完全に一致するとは言い難い。1991~92年調査出土の一群とは別地点にあった窯跡で生産された可能性も視野に入れるべきであろう。

なお、当資料は遺存状況が良好であるため、全幅が判明する平瓦の弧長との比較により平瓦からの分割比が導き出せる。当資料の長軸中央付近での復元半径は16.9cmで、全周106.1cm、中心角49.0°、 凸面の弧長14.4cmが導き出せる。日向国府跡の西面築地塀側溝(9世紀中葉)から出土した完形平瓦 (宮崎県教委2001、図面33下) は長軸中央付近の復元半径17.6cm、全周110.5cm、中心角98.0°で、凸面弧長は30.1cmとなる。両者が同系統の下村系窯跡の製品と仮定するならば、当資料は計算上、下村系の完形平瓦を2分割して成形されたものと推定できよう。

(2) 歴史的背景

当資料に関しては、採集者の近藤氏は採集地の背後(南方)の一段高い低段丘上に元来存在した個体で、現代の造成によって採集地に到達したと推定しており、筆者もそれに同意するものである²⁾。一定の確度を有するその仮定に基づき、ここで当資料の採集地周辺の歴史的性格に関して2つの可能性を指摘しておく。一つは下村窯跡群および近傍の瓦陶生産地からの製品搬出にかかる集積地・中継地、他の一方は古代官衙ないしは何らかの公的機関(国ないしは郡の関連施設、駅家など)に比定するものである。いずれも現状ではそれ以上の言及は困難であるが、前者に絡めて、永山修一が「延喜式」記載の駅名に基づく古代官道復元案(永山1998)を提示した中で、国府~当磨駅~広田駅の経路として当地近くの国道219号の旧道に沿うルートを想定している点に注目したい。永山は官道と下村窯跡群との関係についても言及している。下村窯跡跡の位置が、そして当資料の出土が、採集地付近と国分寺、国府を結ぶ交通路の存在を示唆しているのかもしれない。

5 総括

本稿では、宮崎市佐土原町東上那珂で採集され、当館で保管・収蔵されるに至った完形の熨斗瓦について3D画像で図化して報告した。また、凸面に付された叩目の特徴や色調、焼成に着目して当資料と下村窯跡群の既報告遺物を比較した結果、それらの特徴は完全には一致しないことから、同系の別の窯跡が存在した可能性を指摘した。当資料の原位置に関する情報は残念ながら失われているが、

宮崎市佐土原町出土の熨斗瓦

日向国分寺・国府と結ぶ古代官道ルートの復元案との関連から、瓦の生産と供給、流通にかかる経路 上にあったとの歴史的背景の推定に至った。

6 おわりに

末尾ながら、当資料を発見・採集して保全し、詳細な周辺情報をお伝えいただき、さらには当館への寄贈にご諒承くださった近藤協氏に感謝申し上げたい。また、宮崎市教委文化財課(宮崎市埋蔵文化財センター)の秋成雅博、河野裕次の両氏には下村窯跡群の資料熟覧の便宜を図っていただいた。西都市教委の津曲大祐氏には日向国府跡の瓦についてご教示をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。

なお、本稿の執筆については第3章を田中が行い、その他は両者協議のうえで吉本が行った。図面は、第1図は国土地理院の電子地図サイトからダウンロードしたものを基に吉本が作成し、第2図は田中の製作による。

【註】

- 1) アドレス:https://sketchfab.com/
- 2) 採集地の背後の低段丘は周知の埋蔵文化財包蔵地の松月下遺跡とされ、遺物が採集されているとのこと。宮崎市文化財課の河野裕次氏のご教示による。

【文献】

上原真人 1988「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった - 平安京右京一条三坊九町遺跡出土瓦をめぐって - 」『高井悌三郎 先生喜寿記念論集 歴史と考古学』高井悌三郎先生喜寿記念事業会編 真陽社

西都市教育委員会 2009 『日向国分寺跡』西都市埋蔵文化財発掘調査報告書56

西都市教育委員会 2020 『日向国府跡』平成23~30年度国庁確認調査総括報告書

清野孝之 2004「平城宮の熨斗瓦」『奈良文化財研究所 紀要2004』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

永山修一 1998「日向国の官道」『宮崎県史 通史編 古代2』宮崎県

宮崎県教育委員会 2001 『寺崎遺跡』国衙跡保存整備基礎調査報告書

宮崎市教育委員会 2008 『下村窯跡群報告書Ⅱ(遺物編)』宮崎市文化財調査報告書72

南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて(2) ―体験講座「米を炊く・蒸す」の結果から― 今塩屋 毅行・日髙 広人・後藤 清隆

1 はじめに

本稿は、前号(第18号)にて整理した南部九州古墳時代の火処と湯釜・甑の関係性に基づいて実施 した、体験講座「米を炊く・蒸す」の結果のうち、米蒸し調理の復元的実験についてその概要を記す ものである。

米蒸し調理実験を行うにあたっては、様々な条件の設定に始まり、その結果においても加熱時間や 温度計測、さらに加熱に要したエネルギー量(ジュール)の計算等の報告が不可欠である。しかし、 体験講座の実施にあたっては、出土品に倣って復元制作された土器が被熱に耐えられるのか否か、そ して米を蒸すのに必要な蒸気が出るのか、さらには根本的問題 - 食用可能な蒸し米が出来上がるのか 等、そもそも実際にやってみないとわからない前提が多い。

そこで、今回の体験講座は「やってみよう!」の精神で取り組んだ結果、思いがけず、おいしい蒸 し米を食することができた。その上、湯釜や甑等の使用痕跡が観察できるなど、実際の出土品との比 較検討につながる資料も得られた。本稿はそうした内容を報告するものである。

2 体験講座(米蒸し調理実験)の概要

(1) 計画と準備

目 的 古墳時代後期~終末期(6世紀後葉~7世紀前半頃)の宮崎平野部と志布志湾部の火 処(調理施設)別における米蒸し調理法の実験的復元

モデル ・地床炉と湯釜・甑…鹿児島県志布志市上苑A遺跡 16号竪穴建物跡

- ・土器埋設炉…宮崎県児湯郡高鍋町下耳切第3遺跡 SA27・SA35 湯釜と甑…宮崎県宮崎市山崎上ノ原第2遺跡(B-1・2区) SA5・SA13
- ・移動式カマド…宮崎県宮崎市山崎上ノ原第1遺跡 第13号竪穴建物跡 湯釜と甑…宮崎県宮崎市大町遺跡6号住居
- ※上記に記した火処と湯釜・甑のセット関係については、前号(今塩屋・後藤2022)を 参照されたい。また、蒸し調理方法については、地床炉と土器埋設炉は「茹で蒸し 法」・カマドは「二度蒸し法」とする松島降介氏の論考(松島2022)に拠った。
- 準 備 ・実験用の湯釜と甑および移動式カマドは、古代生活体験館の岩谷徹指導員によって 制作(令和4年1~3月)[写真1-1]。
 - ・実験用土器の耐熱試験と、地床炉と移動式カマドを対象とした「茹で蒸し法」と「二度蒸し法」の実地検討(実施日:令和4年9月21日)

(2) 体験講座「米を炊く・蒸す」

実施日 令和4年10月23日午前10時~午後2時まで 古代生活体験館北側広場

参加者 13名

内 容 古墳時代のお米調理方法について、①そのまま炊き上げる、②「湯取り法炊飯」、③「米蒸 し調理」の3パターンを体験的に学ぶもの[写真1-2~5]。

※お米(ウルチ米)は一晩水につけ、半日ザルにあげて置いたものを使用した。

結果 前項①~③とも特に失敗はなく、おにぎりにして参加者で試食できた。ひとまず成功と言える [写真1-7・8]。約15年ぶりとなる米蒸し調理実験については、ふっくらと蒸しあがった(茹で蒸し法)[写真1-5・6]。①・②に比べて水分は少ないが、おこわのような食感である。においは薪の移り香がわずかにする程度である。常温で4日ほど保存できた。

なお、③に関連する「二度蒸し法」による米蒸し調理については、今回の調理実験においては美味しく食するまでに至らなかった。

(3) 火処別の実験結果

- ア) 地床炉と湯釜・甑
- a) 調理実験の経過

米蒸し調理方法のうち、「茹で蒸し法」を採用した。

- ①湯釜に水道水(約4リットル)を入れ、加熱する「写真2-1-1]。
- ②沸騰後(着火後約40分経過)、湯釜に甑を重ねて、蒸し布に包んだお米(一度茹でたもの)に蒸気をあて続ける[写真2-1-3]。
- ③蒸し米の完成(20~30分程度)「写真2-1-8]、約2合分の蒸し米。
- ※米を茹でる工程は次のとおりとした。
- i 別途用意した鍋が沸騰した時点で米を投入「写真2-1-5]。
- ii 約1分間煮立てる [写真2-1-6]。
- iii ザルにあげる [写真2-1-7]。

b) 所見や今後の課題等

- ・戸外での実験であるため、薪の配置や投入量を自由に可変できるためか、大きな火柱や熱風が 起きる場合があった。実際は竪穴建物内での調理であることから、適切なエネルギー投下量につ いて薪の量や配置、木材の品種といった条件を変えながら探る必要がある。
- ・「茹で蒸し法」を採用することから、米を茹でるための鍋と火処を別途用意した。ただし、鍋や火処を別個に準備するやり方では、調理時間やエネルギー的に非効率である。例えば、お湯の沸騰した湯釜に蒸し布にお米を包んだまま投入するなど、同じ湯釜で茹で工程と蒸し工程の連続が可能かどうかについて、さらなる検討が必要と考えられる。
- ・茹で時間は、経験的知から約1分間(岩谷徹氏による)としたが、生米の場合はどうなるのか等、 様々な条件設定が必要となる。「二度蒸し法」についての実地検証実験も必要である。

c)調理土器の使用痕観察

地床炉にて甑を用いた米蒸し調理を実施した結果、土器に様々な使用痕跡が生じていた。主な観察結果および所見は下記のとおりである。

①甑について

・甑の外面は、甑と組み合わさる部分以外は、黒いススに覆われていた [写真2-2-2・3]。この 状況は、鐘ヶ江賢二氏・松﨑大嗣氏による宮崎県えびの市天神免遺跡出土甑に関する論考に示さ れた観察結果(鐘ヶ江・松﨑2014、松﨑2020ほか)と同じである。

従って、今回の実験結果により、湯釜と甑を用いて地床炉で米蒸し調理が行われたことが追検 証となった。湯釜と甑の組み合わせについても、先に示した鐘ヶ江氏と松﨑氏の論考のほか、相 美伊久雄氏が示した使用方法復元案(相美2021)を実験考古学的に裏付ける成果が得られた。

・飯の内面を観察すると、蒸し布の焦げ付き部分を境に上下の色調に変化が認められた。飯の内部で蒸し布に包まれたお米が収まる部分は、土器そのものの色調を呈するのに対し、それより上位は薄い褐色に変色していたのである[写真2-2-6]。変色の成因そのものは不明であるが、実際の蒸し米量を示す使用痕跡であって、出土品の観察、評価するうえでの新たに視点となろう。

②湯釜について

- ・実験後の湯釜の外面にはススが付着するが、甑に比べて顕著な濃淡差が認められた。この現象は、着火~沸騰~米蒸し調理開始段階では外面全体にススが濃く付着する[写真2-1-3]が、薪や熾火(オキ火)の接する部分より上位部分は酸化還元が進んでススの消失(いわゆる「スス飛び)が起きたためである[写真2-2-1・4]。特に、底部外面の立ち上がり部分はスス飛びや赤化が顕著であった。
- ・湯釜の内部は、実験終了時の喫水線を境にして、それより下位のお湯が満たされた部分は土器本来の色調、喫水線より上位は薄い褐色に変色していた。この変色部分はいわゆる「喫水線上帯状ヨゴレ」(妹尾2018)にあたると考えられる。

イ) 土器埋設炉と湯釜・甑

a)調理実験の経過

米蒸し調理方法のうち、「茹で蒸し法」と「二度蒸し法」を採用した。

- ①土器埋設炉(持ち運びタイプ式)の制作「写真3-1-1~5]
 - 土器埋設炉の復元制作にあたっては、下記の点に留意している。
- ・土器埋設炉は、移動式カマドと同じく可動性を高めるため、ステンレス製のたらいを用いて復 元制作した。
- ・土器埋設炉上端の作りは、松島隆介氏の復元案(松島2022)に基づいて、炉体土器の上縁を土塊で被覆して炉縁をなす構造とした。薪投入口から炉縁までの高さは調査事例からは不明なので、ひとまず約10cmとした。薪投入口から炉体土器の底面の深さは、これまでの調査事例から約15cmの深さに設定した。

- ②土器埋設炉の内部に薪を入れて燃焼(空炊き)[写真3-1-6]
- ・事前検討(2022.9.21)の際、土器埋設炉上に水を満たした湯釜を置いた状態で着火と燃焼を試みたが、すぐに火が消えてしまうことが続いたため、湯釜を置く前に土器埋設炉そのもの湿気を飛ばす目的で空焚きを行った。炉内の湿気を飛ばす事前準備である。
- ③湯釜に水道水(約4リットル)を入れ、加熱する「写真3-1-7]。
- ④-1沸騰後(着火後約50分経過)、「茹で蒸し法」の実験。 蒸し布に包んだお米(一度茹でたもの)に蒸気をあて続ける。
- ⑤-1蒸し米の完成(約40分程度)。 ※約2合分の蒸し米
- ④-2「二度蒸し法」の実験 ザルにあげた米を蒸し布に包んで甑に投入 [写真3-2-3]。
- ⑤-2蒸し途中に甑からお米を蒸し布ごと引き上げてお湯を掛けるといった、二度蒸し法の手順 を踏んだが、60分以上たってもお米の芯までは糊化しないため、実験終了。

b) 所見と今後の課題等

当初の想定では、地床炉>土器埋設炉>移動式カマド>の順に沸騰や蒸し米にかかる時間に差が生ずるものと考えていたが、今回制作した土器埋設炉の構造では地床炉の場合よりも時間を要することや、送風を続けないと燃焼が続かないことが判明した。炉縁を持つ炉構造の改良やその妥当性の検討が改めて必要となった。今回復元した土器埋設炉による火力では「二度蒸し法」の米蒸し調理は困難と考えられる。

c) 土器埋設炉と調理土器の使用痕観察

土器埋設炉にて甑を用いた米蒸し調理を実施した結果、炉構造そのものや湯釜や甑には様々な 使用痕跡が生じていた。主な観察結果および所見は下記のとおりである。

i) 土器埋設炉

・炉縁の上端は黒く変色し、炉体土器は燃え殻(熾火)の上端からススの吸着範囲が帯状に巡る[写真3-2-5・6]。炉体土器内部に認められる帯状のスス付着は、実際の調査事例からの観察と一致している[今塩屋・松島2021、松島2022ほか]。

なお、対照実験として、湯釜を掛け外した状態で炉内部での燃焼を行うと、燃え殻より上位 は黒くススで覆われることが判明している「写真3-3-4]。

・炉縁および炉体土器を切開した結果、炉体土器の埋設部分には焼土化が認められた[写真3-2-6]。炉縁そのものを撤去すると、炉体土器の周囲は焼土化し、それより外側は土がコロナ状(雲斑状)に黒く変色していることが読み取れる[写真3-3-4·5]。この現象も発掘調査事例とよく合致している。

ii) 甑について

・地床炉で用いられた甑と同じく、湯釜との組み合わせ部分から上位はススが付着する。

iii) 湯釜について

- ・湯釜の外面は胴部下半を中心にススが付着するが、炉縁と接触する部分ではススは付着しない。また、底部は一度ススが全体的に付着する[写真3-3-1]が、底部中心は「スス消失」し、その周囲は薄いススになるなど、スス酸化の進行度合いが読み取れる。こうした使用痕は、湯釜が地床炉に用いられたのか、土器埋設炉その他に用いられたのか判定する際の観察項目になるものと考えられる。
- ・湯釜の内面は、地床炉で用いられたそれと同様に、「喫水線上帯状ヨゴレ」(妹尾2018)が認められた。湯沸かしの際に生じた使用痕跡である「写真3-3-2]。

d) 小結

i) 土器埋設炉の使用方法

土器埋設炉及び使用土器の観察結果を再度まとめると下記のとおりとなる。

- ①土器埋設炉周囲に生じた焼土化や黒変は、炉内部の加熱による周囲の土が熱変成したものと 考えられ、これまでの調査事例と合致するものである。
- ②土器埋設炉に湯釜を掛けた場合、湯釜の底部外面にはススの消失する部分があるが、ススの消失(「スス飛び」)は、炉体土器内のスス消失部分とその下位にある帯状に巡るススと連動しているものといえる。よって、炉体土器内部に帯状のススが巡る場合は、土器埋設炉に湯釜ないし鍋を掛けた証拠と判断してよい。

前項①·②による観察結果から、炉体土器内部で燃焼し、炉上部に湯釜を浮き置きするとみた、 松島隆介氏による土器埋設炉の使用復元案(松島2022)は妥当性が高いものといえる。

ii)実験結果から考える土器埋設炉出現の意味

今回の実験では、湯釜を浮き置きする前に、湿気抜きを目的として炉体土器内で燃焼させた。 逆説的となるが、この燃焼行為自体が、炉端における焼きもの調理に始まり、暖炉や照明その 他の機能を有する「イロリ」そのものであるといえる。一つの火処で焼き物や茹で調理および米 蒸し調理を連続的に調理可能とする土器埋設炉とは、地床炉とカマド双方の特性を有したハイブ リット的「イロリ」であって、それは南部九州古墳時代の独創的かつ地域性豊かな火処として創 出した理由でもあったといえよう。

iii) 今後の課題

今回の実験では効率的な燃焼や沸騰および蒸し調理が進められたとは言い難い。炉縁を伴うとする場合、床面からの高さがどれくらい必要なのか、置き石や五徳ないし吊り下げ式の使用方法等の有無等について実地検証と使用痕観察をフィードバックさせつつ、今後とも検討を深める必要がある。

- ウ)移動式カマドと湯釜・甑
- a) 調理実験の経過

米蒸し調理方法のうち、「茹で蒸し法」と「二度蒸し法」を採用した。

- ①移動式カマド内部に薪を入れて燃焼(空炊き)。
- ②湯釜に水道水(約4リットル)を入れ、加熱する「写真4-1-1]。
- ④-1沸騰後(着火後約30分経過)、「茹で蒸し法」の実験。 蒸し布に包んだお米(一度茹でたもの)に蒸気をあて続ける
- ⑤-1蒸し米の完成(10~20分程度) 約2合分の蒸し米。
- ④-2「二度蒸し法」の実験 ザルにあげた米を蒸し布に包んで甑に投入。
- ⑤-2途中お湯を掛ける等、二度蒸し法の手順を踏み、40分経過時点でこれ以上の変化がないと 判断して実験終了。

b) 所見や今後の課題等

- ・当初の予想どおり、沸騰や蒸しあがりまでの加熱時間が一番短い。
- ・移動式カマドの背面に穿たれた排煙孔からは勢いよく煙が排出された「写真4-1-2]。
- ・焚口上面には著しい炎と黒煙が立ち上ったが、釜孔周囲の円環状突出部が庇の役割を果たした「写真4-1-1・4]。
- ・移動式カマドに差し込んだ湯釜との境に生じた隙間には何も処置していなかったので、「スス漏れ」が生じて甑にもススが付着した[写真4-1-3]。
- ・「二度蒸し法」については、芯まで糊化が及んでいるもの、そうでないものが混在しており、均 一的な蒸しあがりではなかった。茹で蒸し法と比べてパサつき感が強い。手順等についてさらなる 実地検討が必要である。

c)移動式カマドと調理土器の使用痕観察

移動式カマドにて甑を用いた米蒸し調理を実施した結果、カマドそのものや湯釜や甑には様々な 使用痕跡が生じていた。主な観察結果および所見は下記のとおりである。

i)移動式カマド

- ・排煙孔や釜孔周囲にはススが付着している「写真4-1-3]。
- ・焚口部分の縁や釜孔側にかけては広範囲にススが付着しており、釜孔から円環状に突出する部分は庇の役割を果たしている「写真4-1-4]。
- ・焚口と燃焼部内部を観察すると、器面にはススの付着や赤変が見られ、底面部分は熾火接触によるススの消失(いわゆる「スス飛び」)の痕跡が認められた[写真4-1-5・6]。

ii) 湯釜について

・湯釜外面にはススが広範囲に付着していたが、釜孔との接触部分では湯釜上半部までススの付着は及ばない[写真4-2-1・2]。仮に、湯釜と釜孔の隙間を埋める処置を講ずると、造り付けカマドに

嵌め殺しされた湯釜のスス付着状態(胴部下半部のみにスス付着)と同一となる。

このことから、湯釜下半部におけるススの付着範囲や粘土(カマド構築材)の付着状況に着目すれば、移動式カマド・造り付けカマドに掛けられた湯釜の区別が可能になるとみられる。

・湯釜の底部外面はススの消失が認められ、その周囲は薄いスス(酸化途中のスス)が取り巻く。 これは、土器埋設炉に掛けられた湯釜と同様な使用痕跡であり、湯釜の胴下半~底部付近より上 位が閉鎖された空間で被熱・燃焼された場合に生じる痕跡と理解される。

d) 小結

今回の体験講座(調理実験)では、カマドのうち移動式カマドを対象とした。造り付けカマドと 移動式カマドは、形態や構造ともに本来的に異なるものである。

造り付けカマドについては、関東地方における古墳時代後期の造り付けカマドの1/3スケール模型を外山政子氏(日本考古学協会員)の監修のもと、当館整理専門員の竹中美智子氏を中心に制作して、国際交流展にて展示したところである[写真4-2-4·5]。外山氏によれば、焚口は幅約35~40cm・高さ約25~30cmが一般的とされ、宮崎平野部の造り付けカマドにおいても焚口の高さそのものは判然としないが、幅の計測値は同調的ともいえる(今塩屋2021)。

改めて移動式カマド(宮崎市山崎上ノ原第1遺跡出土例)に着目すると、焚口部の寸法は幅約34 cm・高さ約22 cmと、宮崎平野部の造り付けカマドとは、それほど法量上の差異はないようである。 ただし、小さい円孔が排煙孔として移動式カマド全高の2/3の高さにあることは、造り付けカマドの煙道起点の高さ(燃焼部底面と地続きであること)と大きな差異である。

すなわち、煙道の位置は、燃焼室内での暖気(火力/炎)の上昇・還流の動きに大きな影響を与える。造り付けカマドの場合は、上昇気流(火力の引き)と支脚の併用によって長胴タイプ湯釜の胴部側面を加熱する構造である一方、移動式カマドでは還流(回り込み)に比重を置いた構造となるので、湯釜は底面全体が広いものとなりえよう。この場合は、球形胴タイプが最も適する湯釜ないし鍋とみられる。

今回の実験モデルとした移動式カマドと同様な形態を持つ移動式カマドが日本海側沿岸部の山陰地方や佐渡ならびに越後平野に多く分布している(小野本2022)。実は、この地域では球形胴タイプの湯釜を浮き置き状に移動式カマドの釜孔に掛ける使用法なのである。今回は、長胴タイプの湯釜を釜孔に差し込む使用法を取ったが、別途改めて球形胴タイプでの実地検証が必要と考えられる。

3 今後の進め方

本稿では、南部九州古墳時代の火処と米蒸し調理方法の関係性について、体験講座(調理実験)を通 じた結果の概要を示し、若干の所見と考察についても織り込んだ。

今後ともこうした復元的実験を進めて、先行研究との比較検証等を行うとともに、そのフィードバックを通じて「古代食の調理」プログラムをさらに発展・拡充させていくこととしたい。ある程度の成果が得られた時点で、再度まとめる機会を得たい。

斜 辞

実験講座の報告にあたり、多くのご意見やご指摘を頂戴いたしました。

今塩屋毅成、岩谷徹、金丸武司、久保田慎二、小薗博子、小林正史、竹中美智子、田中祐紀、外山 政子、長友朋子、那須明美、日髙敬子、松﨑大嗣、松島隆介、横山幸子の諸氏におかれましても大変 お世話になりました。芳名を記して深く感謝いたします。

【引用・参考文献】

- 有川経世・外山政子・三浦京子・洞口正史・小此木真理 2021「群馬県周辺における湯取り法炊飯から米蒸し調理への転換過程」 『物質文化』101 物質文化研究会
- 今塩屋毅行・松島隆介2021「ススコゲから見た6~7世紀の宮崎地域の土器埋設炉による調理方法」『一般社団法人日本考古 学協会第87回総会研究発表要旨』、一般社団法人日本考古学協会
- 今塩屋毅行 2021「支脚配置からみた1個掛け竈と2個掛け竈-古墳~平安時代における南部九州(宮崎県域)の様相-」『古文化談叢』第87集、九州古文化研究会
- 今塩屋毅行・後藤清隆 2022「南部九州古墳時代における米蒸し調理の復元的実験に向けて(1)―火処と湯釜と甑の三角関係―」 『宮崎県立西都原考古博物館紀要』第18号 宮崎県立西都原考古博物館
- 岩橋孝典 2003「山陰地方の古墳時代後期~奈良時代の炊飯具について」『古代文化研究』第11号、島根県古代文化センター
- 上床真 2015「南部九州における古代のカマドに関する覚え書き」『縄文の森から』第8号、鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 小野本敦 2022「古代佐渡島の調理文化と海民の動態」『物質文化』102 物質文化研究会
- 小田和利 1994「北部九州の竈について」『文化財論集』、文化財論集刊行会
- 鐘ヶ江賢二・松崎大嗣 2014「成川式土器の使用痕分析-南九州古墳時代の調理技術復元への試み-」『九州考古学』第89号、 九州考古学会
- 加藤祐一 2005(移動式竈について)「名和中畝遺跡」『鳥取県教育文化財団調査報告書』第103集、財団法人鳥取県教育文化 財団
- 小林正史・外山政子 2016「東西日本間の竈の地域差を生み出した背景」『石川県考古学研究会会誌』第59号、石川県考古学研究会 研究会
- 小林正史 2017「コラム「貯蔵具としての甕」と「煮炊き用の鍋・釜」の呼び方の区別」『モノと技術の古代史』陶芸編、吉 川弘文館
- 小林正史 2018「総論 古墳時代・古代の蒸し調理」『物質文化』98、物質文化研究会
- 小林正史 2021「総論 湯取り法炊飯から米蒸しへの転換過程 」『物質文化』101、物質文化研究会
- 相美伊久雄 2021 (第6章 総括)「上苑A遺跡2」『志布志市埋蔵文化財発掘調査報告書』14、志布志市教育委員会
- 妹尾裕介 2018「西日本の鍋釜のスス・コゲと形・作りからみた米蒸しの方法」『物質文化』98 物質文化研究会近澤豊明 1992「竈形土製品について」『長岡京古文化論叢Ⅱ』中山修一先生喜寿記念事業会、三星出版
- 松崎大嗣 2020「九州南部における甑形土器の導入と変容」『日々の考古学』3、東海大学考古学研究室
- 松﨑大嗣 2021「鹿児島県域の成川式土器における湯取り法炊飯と米蒸し調理」『一般社団法人日本考古学協会第87回総会研 究発表要旨』、一般社団法人日本考古学協会
- 松島隆介 2021「土器埋設炉分布圏における火処の時間的変化とその背景」『物質文化』101、物質文化研究会
- 松島隆介 2022「宮崎地域の「台所革命」」『宮崎県立西都原考古博物館令和4年度国際交流展 古墳時代の「台所革命」と東 アジア〜美味なる"ごはん"の考古学〜』展示図録 宮崎県立西都原考古博物館
- 美浦雄二 2007 (移動式竈について)「中原遺跡 I」『佐賀県文化財調査報告書』第168集、佐賀県教育委員会

【後註】

実験に用いた湯釜には、土製の蓋を用いてその口を覆った。蓋をした方が沸騰するまでの時間が短いという経験則である。 古墳時代においても木製の蓋などが用いられていたと想定される。

写真1 体験講座の様子



写真 1-1 使用土器の準備



写真 1-2 体験講座の設営状況



写真 1-3 火入れの状況



写真 1-4 移動式カマドと地床炉の米蒸し調理



写真 1-5 地床炉の米蒸し調理



写真 1-6 蒸しあがったウルチ米



写真 1-7 参加者でおにぎりを握る



写真 1-8 出来立ておにぎり、召し上がれ!

写真 2-1 地床炉による米蒸し実験



写真 2-1-1 地床炉でお湯を沸かす



写真 2-1-2 沸騰した状態



写真 2-1-3 湯釜に甑を掛ける

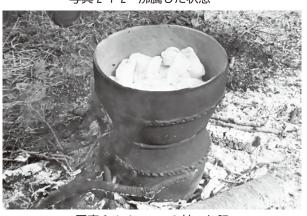


写真 2-1-4 ススの付いた甑



写真 2-1-5 茹で蒸し用のお米準備(お米の投入)



写真 2-1-6 お米を入れて煮立てる



写真 2-1-7 ザルにあげる



写真 2-1-8 立ち上がる湯気(甑の内部)

写真 2-2 地床炉で使用された土器使用痕



写真 2-2-1 湯釜と甑の組み合わせ

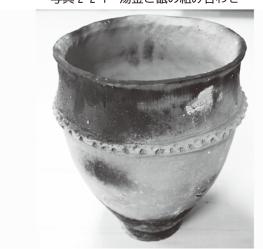


写真 2-2-4 湯釜の正面観



写真 2-2-5 湯釜の内面



写真 2-2-2 甑の正面観



写真 2-2-3 甑の底面



写真 2-2-6 甑の内面

写真 3-1 土器埋設炉による米蒸し実験



写真 3-1-1 土器埋設炉の制作準備



写真 3-1-3 炉体土器を埋設する穴を掘る

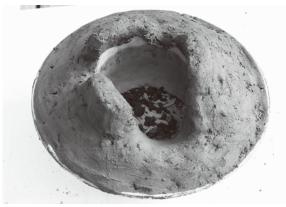


写真 3-1-5 炉縁を作る

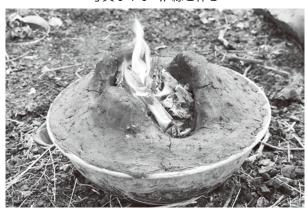


写真 3-1-6 炉体土器内部を空焚き



写真 3-1-2 炉体土器 (転用土器)の底面打ち欠き

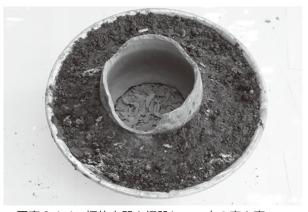


写真 3-1-4 炉体土器を埋設し、三方の窓を穿つ

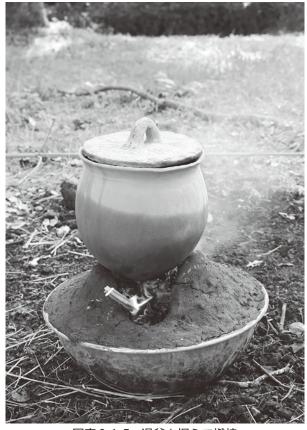


写真 3-1-7 湯釜を据えて燃焼

写真 3-2 土器埋設炉・使用土器の観察



写真 3-2-1 沸騰した状況



写真 3-2-2 甑を据える



写真 3-2-3 二度蒸し法の実践



写真 3-2-4 実験終了後の土器埋設炉



写真 3-2-5 土器埋設炉の内部



写真 3-2-6 炉縁の断面の様子



写真 3-2-7 甑の正面観



写真 3-2-8 甑の底面

写真 3-3 土器埋設炉に使用された土器の使用痕



写真 3-3-1 湯釜の底面(体験講座時)



写真 3-3-2 湯釜の内面



写真 3-3-3 土器埋設炉使用状況(事前実験時)



写真 3-3-4 炉縁の粘土を除去した状態 (1)



写真 3-3-5 炉縁の粘土を除去した状態 (2)



写真 3-3-6 湯釜の正面観



写真 3-3-7 湯釜の底面

写真 4-1 移動式カマドによる米蒸し実験と土器の使用痕



写真 4-1-1 湯釜のお湯を沸かす

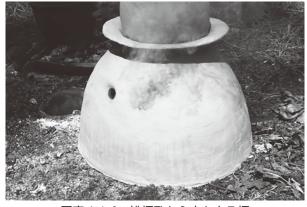


写真 4-1-2 排煙孔から立ち上る煙



写真 4-1-3 背面の様子



写真 4-1-5 燃焼室の内部(焚口側)



写真 4-1-3 移動式カマドと湯釜の正面観



写真 4-1-4 焚口から上方を見る



写真 4-1-6 燃焼室の内部 (排煙孔側)

写真 4-2 移動式カマドに使用された土器の使用痕ほか



写真 4-2-1 湯釜の正面観



写真 4-2-4 国際交流展展示室の様子



写真 4-2-6 移動式カマドの展示



写真 4-2-2 湯釜と移動式カマドの嵌合部



写真 4-2-3 湯釜の底部

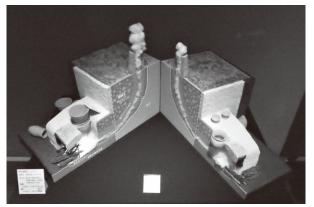


写真 4-2-5 造り付け竈模型制作・展示



写真 4-2-7 土器埋設炉の展示

通年湛水環境と不耕起多期作 一九州南部における水稲農耕の受容を考えるために―

松本 茂

1 ねらい

昨年4月から西都市三宅の石貫神社・児湯の池にほど近い場所に、田圃用地を借用して水田稲作実験を開始した。この実験は、人類誌調査グループによる「水田稲作技術比較研究プロジェクト」(白石・山田編2020、萩原ほか編2021、松本・山田編2022)の一環であり、全国に展開する実験水田のなかで西都市はいまのところ最南端の実験地となる。実験の概要と初年度の成果の経過報告は一部発表を済ませている(松本・日高2022)。実験では様々な課題の設定と検証が可能であるが、本稿では九州南部への水稲農耕の伝播というテーマを取りあげて、実験の枠組みや実践の意義について議論する。検出された遺構から窺える湿田的様相に関連させて、現代の湿田稲作の事例も参照しつつ、特に通年湛水環境と不耕起多期作という農法の可能性を探りたい。

2 「弥生」時代・文化の枠組みと九州南部

最初に弥生時代・弥生文化の研究に占める九州南部の位置を再確認しておく。分厚い研究史を漏れなく浚うことはできないが、最近15年ほどに公刊された研究論文・概説書を中心に瞥見してみよう。すると、そこで語られる「列島への稲作の導入と展開」というメインストーリー、その他諸々の事象を扱うサブストーリーは、ほとんど九州南部抜きで進行していることに気付かされる(たとえば設楽・藤尾・松木編2008 ~ 2011)。新たな遺跡の調査成果と放射性炭素年代測定の進展により、朝鮮半島南部を介して大陸から玄界灘沿岸地域に伝わったとされる水稲農耕とその後の"東進"は、具体的な年代幅を携えて把握できるようになった(藤尾2013・2014、Fujio 2021)。これと対照的に、九州における水稲農耕"南進"の実態と、弥生時代・弥生文化という枠組みにおけるその役どころに関する議論は深まりに欠けると評さざるを得ない¹⁾。2000年代には、都城市坂元A遺跡の発掘調査成果(桒畑編2006)などを基に、九州南部における水稲農耕の拡散に関する議論が一時盛り上がりをみせたが(たとえば大阪府立弥生文化博物館編2007、宮崎考古学会県南例会実行委員会事務局編2008)、近年の概説書等で九州南部に割かれる紙幅は著しく少ない(藤尾2015・2019・2021、藤尾編2017、国立歴史民俗博物館・藤尾編2019、藤尾・松木編2019、設楽2019、ただし国立歴史民俗博物館編2014)。水稲農耕東進の構図が精緻化されるいっぽうで、その南進の構図が不鮮明なままなのはなぜだろうか。さまざまな理由を数えられるが、ここでは九州南北の地域差を切り口に探ってみたい。

長江中・下流域で栽培植物化されたと推定されるイネは、その後華北に拡散し、朝鮮半島南部を経てやがて九州北部に到達したとされる。栽培イネは、温暖で湿潤な起源地からいったん相対的に冷涼で乾燥した気候帯である山東半島の根元付近まで分布を拡大した後、再び朝鮮半島南部を介して九州北部のやや温暖な気候帯に回帰したことになる(田崎2002)。水稲農耕のような環境・生態と密接に結び付く文化・慣習・知識体系は、本来同緯度上を伝播し易いことが予想できる(ダイアモンド

通年湛水環境と不耕起多期作

2000)。だが藤尾が示す年表(藤尾2021;図26 pp.147-148)に従えば、玄界灘沿岸に伝わった水稲農耕は、そこで250~300年間足踏みをした後に、紀元前7世紀頃本州・四国へと東進し始めたとされる。すなわち、遠賀川下流域以東への水稲農耕の伝播は、単純に生態環境の共通性を基盤になされたのではなく、受容と抵抗の均衡を破りつつ達成されたと推察される。

いっぽう九州内部における南進も、年表ではほぼ東進と同時に開始されたように表現されているが、たとえば坂元A遺跡における水田稲作をどう評価するかによっても九州南部の農耕社会化の描き方は変わってくるだろう。九州北部玄界灘沿岸地域に稲作が導入された際に営まれた水田は、その当初から取水・排水機能を備えた高度な灌漑システムに支えられ、その選地も湿地から分離された安定した段丘面だったと評価されている(山崎1987・2008)。それに対し、九州南部の突帯文土器期のそれは、より湿潤な環境に開田した湧水利用型水田として把握されてきた(桒畑2004・2009、東2011)²⁾。その在り方は、九州北部とは相当に異なるのはもちろん、東アジア規模で評価しても独特の水田利用と評価される。これをローカルな水田運営と評価して、板付遺跡等の灌漑施設を備えた水田とは系譜の異なるものとする考えもある(田崎前掲、藤尾2009)。土器型式論と放射性炭素年代から導かれる年代論上の課題(川口ほか2020)も指摘され、九州南部における稲作の開始期は、水稲・陸稲を含めていまだ評価が定まっていない。それでも、九州北部とは様相を大きく異にする水田稲作が、早ければ弥生早期、遅くとも弥生前期とされる時期に営まれ始めたと考えて大きな支障はないだろう。

3 "水稲農耕の南進"をどう評価するか

九州南部の地域史上のイベントとして、稲作農耕の受容を位置付けるとき、その開始年代が特定できることが望ましい。しかし現状では、たとえ九州南部特有の湿田農耕の開始時期を厳密に絞り込めなくとも、検討できること、すべきことは多いと考える。なかでも"水稲農耕の南進"という現象について、じっくり取り組む必要性を強調しておきたい。

まずは、大陸 - 半島 - 玄界灘沿岸という稲作伝来ルートを前提として考えてみよう。ダイアモンド流に考えれば、緯度をまたぐ拡散は異なる生態環境への伝播を意味し、同緯度上の伝播と比べてスムーズなものとはなりにくいと予想される。他方で、やはり先述したように、イネが本来は朝鮮半島南部や九州北部よりもずっと暖かく湿潤な長江中・下流域で栽培化された事情に鑑みれば、水稲農耕の南進は自然な道行きと捉えることもできる。ところが、臼杵 - 八代構造線を越え九州南部にまで水稲農耕が到達した際、今度は地形と気象が水稲農耕を阻害する要因となりうる。早くから森貞次郎が指摘したように、シラスなどに覆われた火山灰性台地の卓越30と、降水量の多さと頻繁な豪雨、台風の襲来など農耕にとってのマイナス要素は数多い(森1966)。こうした不利な条件を認識しつつも、東和幸が高温多雨な九州南部の環境が植物の生育を促し、黒潮の影響を背景とした海洋資源の豊富さを強調していることは興味深い(東2011)。このように水稲農耕にとっての摘・不適を一筋縄には理解し難い九州南部において、考古学的に確認されたのが湧水利用型の湿田であった(桒畑編2006)。

山崎純男は、玄界灘沿岸地域の初期水田においても灌漑システムを伴う乾田・半乾田(一型)だけでなく、相対的に水利環境が不安定な湿田(二型)も営まれたと考え、乾田・半乾田の造営が飽和状態に達した後に二次的な圃場拡大策として湿田が造営されたと推定した(山崎1987)。だが、いまの

ところ九州南部の初期の湿田では、明確な灌漑施設を伴う他の類型が確認されておらず、九州北部とは異なるシステムの中で営まれた蓋然性が高い。集団生活の持続に占める水稲農耕の役割は、九州北部においていっそう大きく、九州南部では、東和幸が示唆したように(東前掲)他の生業が水稲農耕の不利点をカバーする局面も多かったことだろう⁴⁾。そこで、甲元眞之の生業類型の分類(甲元1991)を援用し、さしあたり九州北部を選別的経済類型、九州南部を網羅的経済類型にそれぞれ組み込まれた水稲農耕と位置付けて議論を進めることにする。

生業において重視すべき生産性(収穫量)に注目すれば、九州北部が九州南部を圧倒的に凌駕したことは間違いない。記録と記憶に残る近い過去の湿田稲作が、収穫量も上がらないうえに過酷な労働条件を強いたこともあり、もっぱら土地改良の対象として扱われ、今日では悉く乾田化されるに至っていることからも、このことは首肯されよう。後述する富山県の湶田や新潟県の蒲原平野などのやや特異な湿田農耕にせよ、全国で近年まで営まれていた他の多くの事例(たとえば北川町教育委員会編1996)にせよ、それらは全て乾田・半乾田を中心とした選別的経済類型に組み込まれるか、少なくとも密接な関係を持つ湿田であった。

縄文晩期後半~弥生前期に証拠が求められる九州南部の初期水稲農耕も、灌漑施設の発達度が低い湿田を主体として営まれた蓋然性が高い。南九州における水稲農耕の開始が、半島南部-玄界灘沿岸地域に育まれた伝統に系譜を辿れるとするならば、南方への伝播の途上でそれが変容して都城盆地などに受容され定着した具体的なプロセス、そこに関わった集団の具体像を探究することが必要となる⁵⁾。そのためには、クリアすべき多くのハードルがあるが、九州南部の稲作開始期に営まれた湿田農耕がどのようなものでありえたのかを探ることは、検討材料の少ない現状でも可能な作業である。それは、九州南部の網羅的経済類型がどの程度の生産力を備えていたのかにも直結する基礎的な課題といえよう。

4 通年湛水環境と不耕起多期作

本稿では、南九州における初期湿田農耕の実態把握を展望し、タイトルに掲げた「通年湛水環境」と「不耕起多期作」に絞って検討する。西都市の実験水田では年間を通じて落水を行わず、ヒコバエ (蘖) の収穫量などについても計量を進める予定であることから、これら二つの用語を用いるが、「不耕起栽培」・「冬期湛水」という用語・概念・研究史については、すでに辻康男が整理している(辻2021)。辻は、奈良県中西遺跡・秋津遺跡での考古学的所見から弥生期の水田の耕耘の程度が低いことに注目し、伏見元嘉の考察(2011)も引いて多肥化と深耕が慣行化されたと推定される中世以前には冬期湛水・不耕起栽培がセットになった水田が多かった可能性を指摘している⁶⁾。また現代の自然農法に期待されている雑草の繁茂の抑制作用や施肥効果は、不耕起栽培と冬期湛水がセットになってはじめて発揮されるという辻の指摘も重視したい⁷⁾。

九州南部の初期水田が通年湛水環境にあったか否か、不耕起多期作を行なったか否かは、現状では 考古学的に裏付けることはできない。ただ、通年湛水環境・不耕起多期作による稲作は、労働・生産 コストにおいて、九州北部の灌漑施設を伴う初期水田とは対極的なモデルとなりうる。その収穫量・ 投下労働力に関するデータを経年的に取得し、諸事象を観察することは、今後遺跡の調査成果の解釈

通年湛水環境と不耕起多期作

にも参照枠として役立つだろう。また、通年湛水環境については国内の湿田の民俗事例にも参考にすべきところがあり、不耕起多期作については現在、国内外で投下労働力の軽減と収穫量の増加を両立しようとする様々な試みが実践されている。以下では、水利環境、農具、施肥、除草などに特に注目しながら、そうした事例のいくつかを確認しておく。

(1) 種盆地の湶田(富山県上市町)

マール地形を基盤とする種盆地に発達した低湿地で、湶田と呼ばれる特徴的な湿田農耕が1962年まで営まれていた(漆間1967)。集落全体では水利や労働環境、生産量に応じて水田にランク付けがされ、湶田の中でも腰以上まで浸かって作業を強いられる「腰湶」や「浮き出す田」などの強湿田は、低い等級の田圃であった。水利に関しては、落水に関する言及がないため、詳細は復元できないが、湶田や沼田と呼ばれる水田は通年湛水環境に近い状況だったと推察される。腰湶の場合、水田の中央に湧水があり、降った雨のはけ口を持たない天水田といえるが、晴天が続くと干上がってしまうこともあった。

源田は上層がマコモ、ヨシ、カヤなどが形成した腐植土層(15 ~ 100 cm)、中層が水層または泥層、 底面が大木の埋没林の根株という構成を持つ。開田時の様子として、次の事例が記録されている。

上層(腐植土層)に田舟で上陸し、繁茂する雑草を刈り取り、鍬で表面を軽く耕起すると、中層の水分が染み出てくるので、そこに苗を植えた。収穫量は少なかったが、翌年以降も耕起して田植えをした。4年目にイネの地下の根が切れて、中層に落ち込んだため、3年間耕作を中断した。再び上層に雑草が根を張ったので、稲作を再開し、いつしか湶に入って荒起こしもするようになった。

上の例に見るように、ここでは不耕起多期作ではなく、腰以上まで身体が浸かる湿田であっても、 耕起を伴う移植単期作が営まれている。耕起は鍬で行う場合と、手と腕で株をひっくり返す場合が記録されている。他人の圃場との境界が畦で区切られていないこともあり、肥料を撒いても風雨で流失・拡散するため、苗代田以外の湶田では施肥をしないことが多かった。湿田とはいえ、表層は腐植土層であるため、三回程度は除草の必要があった。田下駄やかんじきは、歩行ができる程度の沼田で用いられたが、腰以上まで浸かる湿田では使用されなかった。

(2) 蒲原平野の湿田農耕(新潟県新潟市)

種盆地の湶田が山間部に営まれた低湿地水田であるのに対し、蒲原平野の湿田農耕は平野部の潟の 自然堤防上などに展開していた。遠藤集落の湿田農耕を調査した野間晴雄は、デルタ地帯の湿田農耕 と位置づけ、洪水による冠水と旱魃による用水不足のいずれのリスクにも曝される両損の地と評価し ている(野間1979)。ここでも、種盆地と同様に海抜と地形に応じて生産量に格差が見られ、「ノマ」 (マコモの草生地)や「ヤチ」(ヨシの草生地)と呼ばれる潟に近接したエリアは、小作農による耕地 拡大の対象となった。

詳述は野間晴雄の報告に譲るが、蒲原平野の湿田農耕は原則的に、ノマ・ヤチに潟の泥や畑畑の土を客土として投入して水田化し(ノマ田・ヤチ田)、最終的には掘上田を構築するプロセスの中に段階的に営まれていた。これに加えて、掘上田を造営できないほど排水条件が悪い場合には、腰まで身体が浸かるような強湿田(ドブ田・ゴミ田・ガス田)も形成された。9月中旬~11月上旬の収穫時、湛水状態の解消されない田圃では、かんじき・箱かんじきが用いられ、舟を用いての稲刈り「フナガ

(3) SALIBU農法 (インドネシア・スマトラ島)

最後に不耕起多期作の実践例として海外の事例を紹介する⁸⁾。SALIBU農法では、本来多年生であるイネの性質を熱帯という環境において最大限に活用して不耕起多期作を実践している。すなわち、最初の母イネの栽培では慣行農法に従って代掻き・田植え・収穫という一連の流れをたどるが、その後、耕起して株を除去することなく、ヒコバエの育成・収穫を繰り返す。現在、2年間で7回の収穫を実現している(山岡2018)。重要なのは、試行錯誤を経て、その間収穫量を落とさないよう様々な工夫が施されていることである。本稿のテーマとの関係ではまず、この農法が通年湛水環境で行われるものではないことに触れておく必要がある。ただ、国内でも一般的な中干法のように、圃場の表面がひび割れるまで水分を抜くことはせず、フィールド・キャパシティ(湛水せず地表に水はないが、土壌は水分で見たされている状態)を保つ。これは収穫後の株を圃場面ギリギリまで刈りこむ工程があることと関係するのかもしれない⁹⁾。低い水位であっても株の切り口まで冠水すると沈死してしまい、その後の再生が望めないからである。したがって、SALIBU農法でフィールド・キャパシティまで水位を落とす効果は、中干法で期待されるものとは性格が異なると考えられる。

5 慣行農法との対比

続いて、これまで取り上げた事例と現代日本の慣行農法について、農耕技術上の相違を確認しておく。慣行農法は端的に言えば、湛水と落水を繰り返す用水制御を伴う単期作である。もちろん慣行農法でもヒコバエは生じるが、その利用事例(安武2000)は多くなく、稲刈り後に水鳥を誘因する効果を持つことから水田狩猟との関わりに注目する必要はあるが、本稿ではこれ以上触れない。飯沼二郎は東部ユーラシアにおける農業の発達を考察するなかで、東南アジアの常湛法(冬期湛水・通年湛水)と華北の中干法を対比し、前者を雑草の繁茂を抑制すると同時にイネの生育も抑制する生産性の低い農法、後者をイネの根元に日光をあて、株を強くする生産性の高い農法と位置付けた(飯沼1966、飯沼・堀尾1976)。中干しをするメリットは、土壌への酸素の供給、有害ガスの除去、窒素吸収の抑制による過剰な分げつの抑制、地耐力の向上による労働負荷の軽減など、他にも多く挙げられる。実際、涼田では湿田の耕起時に発生するガスが農耕従事者にダメージを与えることも記録されている(漆間1967)。そもそも、涼田と蒲原平野においても、水利環境に恵まれた水田区画では中干法が適用されたことを考慮すると、通年湛水環境での湿田稲作は、排水不良の土地に田圃を拡大する際に採用される、やむをえない技術適応とみなすことができる。また、先に見た二例の湿田農耕でも、複数回の除草作業が不可欠であり、省力化という観点からも、国内の民俗事例では飯沼が指摘した常湛法の雑草の繁茂抑制効果を額面通りに見積もることはできない。

通年湛水環境と不耕起多期作

いっぽう、SALIBU農法では落水工程は介在するものの、慣行農法における中干とは異なる効果が期待されていることを確認した。この農法は、いまのところ熱帯に限り実践可能とされており、温帯である日本列島で適用した場合に、インドネシアに匹敵する収穫量が得られるかは未確認である。とはいえ、フィールド・キャパシティの維持という工程自体は、中干法が担うとされる土壌への酸素の供給・有害ガスの除去などの効果を持たないと考えられるにも関わらず、SALIBU農法が相当の収穫量を達成している事実は重要である。これこそ実験による検証が可能かつ必要な領域であるが、例えば江戸期に記録される多数回中耕除草(粕渕ほか2016)などの工程を組み込むことで、通年湛水環境ないしそれに近い条件下でも、一定の収穫量を見込める可能性を示唆するからである。SALIBU農法では、稲穂を収穫後に株を表面ギリギリまで刈りこむが、株が沈死しない程度の水深を維持した通年湛水環境での収穫量なども、実験によってデータを収集することが可能であろう。

6 収束

本稿では、前半で九州南部の初期稲作が、列島の稲作史の文脈において等閑視されている現状を確認し、地域性を踏まえた稲作の受容と展開に関する議論を深化させる必要性を指摘した。灌漑施設を備えた九州北部の水稲農耕とは異なる条件の水稲農耕モデルを構築するために、収穫量等のデータを蓄積できる実験手法が有効であると考えた。

後半では、現代の冬期湛水・不耕起栽培の系譜(牧山・塚本2006)とは別に、およそ1960年代頃まで残存した伝統的な国内の通年湛水環境での湿田稲作の二事例と、日本とは異なる熱帯で効率的な不耕起多期作に成功している国外の現代農法の事例を概観した。

国内の二つの事例は、多様な条件の水田を含む水稲農耕システムの構成要素として、強湿田での水稲栽培を含んでいる。これらは通年湛水環境下での農耕ではあるが、収穫後に株を耕起する単期作である。収穫量の低さや多大な労働負荷を考慮すると、やむをえず採られた圃場拡大策の一手段であったと考えられる。こうした湿田農耕形態が九州南部の初期水田モデルには当てはまる蓋然性は低く、むしろ九州北部の二型湿田との共通性を窺うことができるかもしれない。

国外の事例として取り上げたSALIBU農法は、通年湛水環境ではないが、中干工程を含む慣行農法とは異なる不耕起多期作として興味深いものであった。農薬や機械を用いる、あくまでも現代の農法であるが、株の収穫位置や回数、タイミング、きめ細かな水分制御など、慣行農法とは対照的な方法で収穫量の増大と労働負荷の軽減を実現している。

以上三つの事例に、昨年度の西都市水田実験例も合わせて概念化すると、下記のように整理できる。

- ・蒲原平野:通年湛水環境での耕起移植単期作
- ・SALIBU農法:不完全な通年湛水環境(フィールド・キャパシティ)での不耕起越年株多期作
- ・ 西都市実験水田: 通年湛水環境での不耕起越年株多期作

以上を踏まえ、九州南部の初期湿田水稲栽培について推定が可能な範囲で言及するとともに、考古学・歴史学的な課題を抽出しておきたい。 湶田や蒲原平野のような事例は、排水不良によるやむをえない通年湛水環境であり、それぞれの地域史の文脈から切り離せない湿田農耕の在り方である。 無施

肥で継続可能ではあるが、耕起・移植を繰り返すため、トロトロ層が形成されず雑草繁茂の抑制は起こらない。過去に類似した水田形態がありえたとしても、灌漑施設を伴う乾田・半乾田の飽和や人口増加に起因する耕地拡大策としてであろう。なにより労働負荷が多大であることから、網羅的経済類型に組み込まれた蓋然性は低い。

SALIBU農法は熱帯で実践される現代農法であり、そのまま列島の過去に投影することは無論できない。しかし、湛水の程度や収穫法の調整によって、ヒコバエの収穫量が大きく左右されうるという事実は注目に値する。温帯でも適用可能な技術かどうかは実験で確かめることもでき、収穫法に関する知見は、考古資料の種類や変遷の解釈にヒントを与えてくれる可能性もある。また、様々な条件で水分調整を行なった実験水田の土層と水田遺構の土層を比較するなどの展開も期待できよう。通年湛水環境・不耕起多期作を実施している西都市水田でも、今後機会をみて検証を試みたい。

本稿で取り上げたのは、通年湛水環境もしくはそれに類する湿田農耕の、どちらかといえば極端な 事例であった。そこから得られた示唆に基づいて九州南部の水稲農耕の始まりと展開に関するシナリ オをあえて描くなら、次のようなものになる。

九州南部に受容された初期稲作は、網羅的経済類型に組み込まれた公算が高い。その場合、労働コストは他の生業群にも分散される。除草作業の負担が大きい陸稲栽培や乾田・半乾田よりも、通年湛水・冬期湛水環境を維持した湿田が選択される傾向が予測される。ただし、通年湛水環境であっても、水位が高い強湿田での耕起移植単期作では除草作業を含めた労働コストが増大するため、避けられた蓋然性が高い。労働コスト・収穫量を最適化させたモデルはSALIBU農法に近づくが、その温帯適用バージョンがどの程度の生産性を確保できるか、西都市水田で実験をする予定である。極度に精緻な工程管理を想定せずとも、除草・耕起・移植という労働コストの軽減、収穫量の増大というベクトルを有する通年湛水環境での不耕起多期作は、候補として検討に値するモデルであろう。坂元A遺跡では、弥生期以降中世まで水田が営まれ、乾田・半乾田化が進行し、中世にはイネ・オオムギの二毛作の可能性も想定されることから(桒畑編2006)、いずれかの時点で中干法が導入されたことが窺える。そのタイミングはおおよそ網羅的経済類型から選別的経済類型への移行と同期していたであろう。中干法および苗の移植が稲作伝来当初の玄界灘沿岸地域でも実施されていたのか、九州南部における導入がいつなのかも、歴史的な課題として留意しておきたい。

謝辞

線田の湿田稲作については、上市町教育委員会の三浦知徳氏から貴重な情報を提供いただいた。多 久市教育委員会の岩永雅彦氏からは中耕除草の実践に関する所見を伺った。末尾に添えた西都市実験 水田の記録にある水田雑草とニホンアカガエルの卵の同定は、岡山理科大学の那須浩郎氏からの御教 示によっている。記して感謝申し上げる。

【註】

- 1) 弥生時代・文化研究では、全国的な動向の中で九州が単一地域として扱われ、九州南北の地域差、九州南部の固有性が等 関視されていることが多い。東北(高瀬2004) や西日本(寺前2017) と同じように、九州南部の地域史研究においても弥 生時代・弥生文化への批判的眼差しを持ち続けることが求められる(北郷2007)。
- 2) えびの市桑田遺跡で検出された遺構の評価に基づき、用・排水機能を伴う施設が付帯した可能性も推定されている(桒畑 2009)。



写真1 水田雑草① チョウジタデ 22.7.15



写真2 水田雑草② コナギ 22.7.22

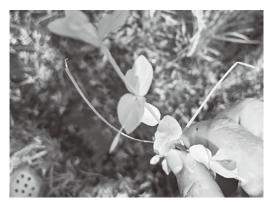


写真3 水田雑草③ アゼナ 22.8.15



写真4 手畦に残されたタヌキの足跡 22.10.26



写真5 水田に生息するイモリ 22.11.2



写真6 ニホンアカガエルの卵 23.1.28

- 3) 桒畑も池橋宏の研究(2005) などを引いて黒ボク土の化学的性質が作物栽培に適さないことを指摘している(桒畑2009)。
- 4) むろん九州北部と比較しての水稲農耕以外の生業の有利性を定量的に評価することが課題となる。アプローチとして、自然遺物を含めた考古資料の蓄積と分析の推進(藤木2008)のほか、農耕・狩猟・漁撈などの生業の変化・変異に関する演繹的なモデルの構築も取り得る選択肢の一つであろう。台湾で実践された研究手法(Yu 2020、野林2021)を九州で試みることも有望と考える。また、考古学的には可視化できず定量化困難だが、水田で栽培されるタイモなどイネ以外の作物(飯沼・堀尾1976、下野1986、池橋前掲)についても視野に入れておく必要がある。
- 5) 小畑弘己らは土器包埋炭化物測定法により、玄界灘沿岸地域と30年程度の時間差で大隅半島までイネが伝わった可能性を 指摘している(小畑ほか2022)。このタイミングであれば、九州北部で選別的経済類型が形成される途中で、南方へ稲作が 伝播した、あるいはイネそのものの搬入がなされた可能性も想定される。九州南部の湿田が、山崎の設定する一型が脱落し、 二型の湿田運営形態のみが定着したことを表すのか、それとは異なる経緯で網羅的経済類型に組み込まれたのかも問題と なるが、狩猟採集社会の農耕社会化に関する理論的モデルの検討(藤尾2003)も含めて、今後議論を深化させなければな らない
- 6)本稿で用いる「不耕起多期作」と辻(2021)が紹介する「不耕起栽培」は異なる概念である。前者は不耕起のまま残した 稲株からの再生をねらっており、後述のSALIBU農法などが該当する。後者は必ずしも株からの再生を前提にしておらず、

特に現代自然農法の文脈における不耕起栽培では、専用の田植機の開発・利用がなされ田植えが前提になっている。「不耕起多期作」に対する概念として、これを「不耕起移植単期作」と仮称しておく。

- 7) 除草・施肥効果は、耕作土が攪乱されない湛水環境でイトミミズの排泄堆積物が蓄積して形成される「トロトロ層」が寄与するという (社2021)。
- 8) 国内の不耕起二期作・多年栽培の事例については、那須浩郎が日本農研機構の取り組み (Nakano et al. 2020) を紹介している (那須2022)。
- 9) 山岡和純は、フィールド・キャパシティを維持することは、ヒコバエ収穫時の地耐力を保持し労働負荷を抑制する効果もあると考えている(山岡2018)。

【引用・参考文献】

飯沼二郎 1966「古典古代と旱地農法」『歴史学研究』第308号、歴史学研究会、pp.49-58。

飯沼二郎・堀尾尚志 1976「序章 さまざまな農具」『農具』ものと人間の文化史19、法政大学出版局、pp.1-27。

池橋 宏 2005『稲作の起源 イネ学から考古学への挑戦』、講談社。

漆間元三 1967「Ⅱ 富山県の田植習俗」『田植の習俗』2 茨城県・富山県、文化財保護委員会編、平凡社、pp.105-188。

小畑弘己・真邉 彩・國木田 大・相美伊久雄 2022「土器包埋炭化物測定法による南九州最古のイネの発見-志布志市小迫 遺跡出土のイネ圧痕とその所属時期について-」『日本考古学』第54号、日本考古学協会、pp.1-17。

大阪府立弥生文化博物館 編 2007『平成19年秋季特別展 日向・薩摩・大隅の原像 南九州の弥生文化』。

粕渕辰昭・荒井秀紀・安田弘法 2016「江戸時代の農書における水田の多数回中耕除草とその効果」『土壌の物理性』No.132、pp.55-59。

川口雅之・黒木梨絵・立神倫史 2020「鹿児島県における縄文土器の実年代-土器付着炭化物放射性炭素年代測定値から-」 『縄文の森から』第12号、鹿児島県立埋蔵文化財センター、pp.1-23。

北川町教育委員会 1996『北川上流域の農耕習俗-北川上流域の農耕習俗調査報告書-』、北川町教育委員会。

乗畑光博 2004「照葉樹林帯・シラス地帯の水田-南部九州-」『考古学ジャーナル』518号、ニューサイエンス社、pp.13-17。

乗畑光博 2009「南部九州における刻目突帯文土器期の稲作の系譜」『古代文化』第577号(第61巻第2号)、古代學協會、pp.127-136。

乗畑光博 編 2006『県営担い手育成基盤整備事業横市地区に伴う遺跡の発掘調査報告書 坂元A遺跡 坂元B遺跡』都城市 文化財調査報告書第71集、宮崎県都城市教育委員会。

甲元眞之 1991「弥生農耕の展開」『季刊考古学』第37号、雄山閣出版株式会社、pp.29-33。

国立歴史民俗博物館 編 2014『企画展示 弥生ってなに?!』。

国立歴史民俗博物館・藤尾慎一郎 編 2019『再考!縄文と弥生 日本先史文化の再構築』、中央公論新社、pp.159-185。

設楽博巳 2019『弥生時代 邪馬台国への道』ヒスカルセレクション考古3、敬文舎。

設楽博巳・藤尾慎一郎・松木武彦 編 2008 ~ 2011『弥生時代の考古学』1 ~ 9、同成社。

下野敏見 1986「南西諸島の田芋栽培と掘棒〈南西諸島〉」『技術と民俗(下) 都市・町・村の生活技術誌』日本民俗文化大系第14巻、小学館、pp.66・67。

白石哲也・山田昌久 編 2020『人類誌集報』14 弥生時代・古墳時代の水田稲作の比較研究 キックオフシンポジウム予稿集、 原始・古代の人類生活技術・生産性・交渉環境研究グループ。

ダイアモンド、ジャレド 2000「第13章 発明は必要の母である」『銃・病原菌・鉄』下、草思社、pp.56-102。

高瀬克範 2004『本州東北部の弥生社会誌』、六一書房。

田崎博之 2002「日本列島の水田稲作-紀元前1千年紀の水田遺構からの検討-」『東アジアと日本の考古学』IV、同成社、pp.73-117。

辻 康男 2021「弥生水田での「不耕起栽培」を検討するにあたって-用語と概念の基礎的整理-」『人類誌集報』15、唐古・ 鍵考古学ミュージアム・水田稲作比較技術研究プロジェクト・人類誌調査グループ(原始・古代の人類生活技術・ 生産性・交渉環境研究グループ)、pp.33-46。

寺前直人 2017『文明に抗した弥生の人びと』歴史文化ライブラリー449、吉川弘文館。

那須浩郎 2022「イネの穂首刈り収穫による不耕起二期作・多年栽培の可能性の検討」『人類誌集報』16、水田稲作技術比較研究プロジェクト・人類誌調査(原始・古代の人類生活技術・生産性・交渉環境研究)グループ、pp.15-19。

野林厚志 2021「台湾における人類集団の連続性の生態・民族誌検証」『パレオアジア文化史学-アジア新人文化形成プロセスの総合的研究-』PaleoAsia Project Series 35、国立歴史民族学博物館、pp.11-14。

野間晴雄 1979「蒲原平野における小農の湿田農耕技術-西蒲原郡遠藤のモノグラフから-」『奈良大学紀要』第8号、奈良大学、pp. 60-76.

萩原弘幸・白石哲也・山田昌久 編 2021『人類誌集報』15、唐古・鍵考古学ミュージアム・水田稲作比較技術研究プロジェクト・人類誌調査グループ(原始・古代の人類生活技術・生産性・交渉環境研究グループ)。

通年湛水環境と不耕起多期作

東 和幸 2011「第一章 弥生文化の地域的様相と発展 二 九州南部地域」『講座日本の考古学5 弥生時代』上、青木書店、pp.146-164。

藤尾慎一郎 2003「第七章 採集狩猟民と農耕民の相互交流」『弥生変革期の考古学』、同成社、pp.201-222。

藤尾慎一郎 2009「縄文から弥生へ・弥生前史」『弥生文化誕生』弥生時代の考古学2、同成社、pp.3-16。

藤尾慎一郎 2013「弥生文化の輪郭 灌漑式水田稲作は弥生文化の指標なのか」『国立歴史民俗博物館研究報告』第178集、 国立歴史民俗博物館、pp.85-120。

藤尾慎一郎 2014「西日本の弥生稲作開始年代」『国立歴史民俗博物館研究報告』第183集、国立歴史民俗博物館、pp.113-143。

藤尾慎一郎 2015『弥生時代の歴史』、講談社。

藤尾慎一郎 2019「弥生時代に現代日本人のDNAは作られた!」『大論争 日本人の起源』、宝島社、pp.177-211。

藤尾慎一郎 2021「第二章 農耕社会の成立-縄文時代から弥生時代へ」『日本の先史時代 旧石器・縄文・弥生・古墳時代 を読みなおす』、中央公論新社、pp.75-150。

藤尾慎一郎 編 2017『弥生時代って,どんな時代だったのか?』国立歴史民俗博物館研究叢書1、朝倉書店。

藤尾慎一郎・松木武彦 編 2019『ここが変わる! 日本の考古学 先史・古代史研究の最前線』、吉川弘文館。

藤木 聡 2008「宮崎県の炭化種子類からみたイネ資料及びその周辺」『南部九州における水稲農耕受容期の様相-西日本に おける他地域との比較を通して-』平成20年度宮崎考古学会研究会資料集、宮崎考古学会県南例会実行委員会、 pp.26-41。

伏見元嘉 2011『中近世農業史の再解釈 「清良記」の研究』、思文閣出版。

北郷泰道 2007「南九州の果実と結実〜第3の弥生文化とそれから〜」『日向・薩摩・大隅の原像 南九州の弥生文化』平成 19年秋季特別展、大阪府立弥生文化博物館、pp.116-127。

牧山正男・塚本尊之 2006「冬期湛水・不耕起栽培の技術の系譜と今後への展望」『農業土木学会誌』第74巻第8号、農業 土木学会、pp. 23-26。

松本 茂・日髙広人 2022「宮崎県西都市実験水田からの報告」『人類誌集報』16、水田稲作技術比較研究プロジェクト・ 人類誌調査(原始・古代の人類生活技術・生産性・交渉環境研究)グループ、pp.26-32。

松本 茂・山田昌久 編 2022『人類誌集報』16、弥生・古墳の水田復元研究会公開シンポジウム予稿集・資料集 水田稲作 技術比較研究プロジェクト・人類誌調査(原始・古代の人類生活技術・生産性・交渉環境研究)グループ。

宮崎考古学会県南例会実行委員会事務局 編 2008『南部九州における水稲農耕受容期の様相-西日本における他地域との比較を通して-』

森貞次郎 1966「Ⅱ弥生文化の発展と地域性 1九州」『弥生時代』日本の考古学Ⅲ、河出書房、pp.32-80。

安武廣一 2000「宮崎県の「シッテ米」とは」『食糧月報』5(1)、瑞穂協会、pp.51-54。

山岡和純 2018「SALIBU: 蘖(ひこばえ)で目指す第二の「緑の革命」」『SRIDジャーナル』第15号、国際開発研究者協会、pp.1-12。

山崎純男 1987「北部九州における初期水田-開田地の選択と水田構造の検討-」『九州文化史研究所紀要』32、九州文化史研究施設、pp.127-186。

山崎純男 2008『最古の農村・板付遺跡』、新泉社。

Fujio, Shin' ichiro 2021 Early Grain Cultivation and Starting Processes in the Japanese Archipelago, *Quaternary*, 2021,4,3.https://doi.org/10.3390/quat4010003, MDPI, pp.1-15.

Nakano, Hiroshi, Ryo Tanaka, Hiroshi Wada, Midori Okami, Koji Nakagomi, Makoto Hakata 2020 Breaking rice yield barrier with the ratooning method under changing climatic conditions: A paradigm shift in rice-cropping systems in southwestern Japan, Agronomy Journal 112, pp.3975-3992

Yu, Pei-Lin 2020 Modeling Incipient Use of Neolithic Cultigens by Taiwanese Foragers: Perspectives from Niche Variation Theory, the Prey Choice Model, and the Ideal Free Distribution, *Quaternary*, 2020,3,26; doi:10.3390/quat3030026, MDPI, pp.1-24.

体験・実験講座実践報告

─「ガラスの勾玉を作る」「牙玉を作る」「弓矢で的をねらう」について─

後藤 清隆

1 はじめに

当館では、付属施設である古代生活体験館において、常時体験できる古代生活体験メニュー(まが 玉・土器・石器作り、火起こし体験等、新型コロナウイルス感染症感染防止のため一部中止)や、体 験・実験講座を実施し、古代生活を実践的に学べる場を提供している。

体験・実験講座は、年間7回企画している。2021年に実施した、特別展「百余国の"王"と「王之山」の玉璧」展示品であるガラス勾玉に関連した『ガラスの勾玉を作る』、国際交流展「イノシシと人間」の展示品であるイノシシ下顎骨に関連した『牙玉を作る』、本年度実施した特別展「飛び道具の技術文化史」に関連した『弓矢で的をねらう』について報告する。

制作体験については、できるだけ当時の製法の再現を前提としているが、現代の道具も用い、体験・実験講座として活動し得る当館独自の製法を追求した。

2 体験・実験講座「ガラスの勾玉を作る」

- 〇 材料等
- ・材料…………ガラス屑(当館体験メニューのトンボ玉製作で使用するガラス棒を使用)
- ・道具(焼成用)…………鋳型(粘土製)、紐通し用孔用芯棒(鉄製)、離型剤
- ・炉・燃料等………耐火レンガ、鉄芯、木炭、空き缶・ドライヤー(鞴)
- ・道具(冷却、仕上げ用)…バーミキュライト、棒ヤスリ、砥石、耐水ペーパー(800番)
- ガラスの勾玉の製法について

ガラス製品の製造には、鋳造・吹き・カットといった手法がある。ガラス勾玉は、鋳型が出土していることもあり、鋳造でつくられたものがあると考えられる。また、巻付け引伸しでの製法も考えられる。¹⁾

・鋳造

土製や石製の鋳型(片面)に材料をいれて鋳型ごと熱する。

金属製品の鋳造のように鋳型を合わせ、溶解したガラスを流し込む方法は、ガラスが鋳型に触れた瞬間にガラスの温度が下がって固まり始める等困難であり、体験・実験講座では不向きである。当館では、ガラスの屑の大きさを2種類(欠片状・粉状)使用し、片面のみの鋳型に積んで鋳型ごと熱する方法を選択した。

・巻付け引き伸し

鉄芯に、溶かしたガラスを巻付け、一方を引き伸ばして勾玉形を作る方法である。巻き付けるだけであれば、当館の体験メニューであるトンボ玉製作で行っているが、この方法は、巻付けるときのガラスの温度を見極めること、さらにガラスを引き伸ばすこと等、熟練した技術が必要であり体験・実験講座向きではない。

体験・実験講座実践報告

○ 炉について

今回は、一度に14個と大量に製作した。常設の炉を当館は設置していないため、耐火レンガを組み立てた簡易的なものを使用した。鞴は効率的に送風するため、ドライヤーの先端に空き缶を取り付けて延長したものを使用した。

- 製作の実際とポイント
 - ① 鋳型・紐通し用孔用芯棒に離型剤を塗布する。

鋳型は粘土製(焼成済み)なので離型剤を塗布しやすい。離型剤を溶かした容器の中でどぼ付けする。

芯棒は針金を使用したが、離型剤が塗布し難かったため、塗布したらバーナー等で乾燥させるなど して2~3度厚めに塗布する。離型剤が薄い場合、芯棒とガラスが癒着する可能性があり、無理に外 そうとすると破損につながる。

② ガラスの屑を山盛りに積む。

できるだけ隙間をなくし、盛り上がるように積む。盛り上がった部分は、ガラスが融解した際にか さが減り丸みがなくなる。

③ 炉で熱する。

炉内の場所やガラス屑の量、密度によって融解までの時間に個体差がでる。500 ~ 700℃で粘性のある状態になるが、それより高温になると粘性もなくなってしまい、表面の膨らみがなくなり平面的になる場合や鋳型から流れ出す恐れがある。さらに、ガラス内部から発泡するため、仕上がりの状態が良くなくなるだけでなく、気泡残存部の強度が低下する。

④ バーミキュライトの中でゆっくり冷却する。

炉から出した直後は、ガラス表面に粘性が残るため、ガラスが硬くなるまで冷ましてからバーミキュ ライトに埋める。

⑤ 鋳型からガラスの勾玉を外し、バリをヤスリ・砥石で削る。

触れる温度になったからといって、すぐに取り出さない。また、常温になったからといってすぐに 水を付けて耐水ペーパーで磨くと割れることが多いので、半日程度置くことが望ましい。

文献1 2001 「ものづくりの考古学―原始・古代の人々の知恵と工夫―」大田区立郷土博物館編 東京美術

3 体験講座「牙玉を作る」

この体験講座では、イノシシの犬歯と滑石を使って牙玉を製作する。

- 〇 材料等
- ・材料……イノシシ犬歯(イノシシ下顎骨)、滑石
- ・道具……(抜歯用)グラインダー、ペンチ

(研磨・仕上げ、穿孔)棒ヤスリ、耐水ペーパー(800番)、ドリル

○ 「牙玉」の製作について

イノシシ下顎骨を猟師の方から譲り受けた。下顎骨懸架されていたもので、完全に乾燥している。

オス・メスともに入手した。

イノシシ下顎骨から抜き取った犬歯を用い、研磨して根元に紐通し孔を開け、紐を通せば完成である。 また、完成した牙玉と同じものを滑石で製作する。

① イノシシ下顎骨から犬歯を抜き取る。

イノシシ下顎骨から犬歯を抜き取る作業を試みる人々は、動画投稿サイトでも多数見られるが、その方法は、狩猟で手に入れたイノシシ頭部を茹でる、又は土に埋めて半年ほど経過させて頭骨以外を腐敗させるなどしてから抜歯している。今回入手した下顎骨は、ペンチですでに骨だけになっているため抜歯すれば準備完了となるはずだったが、全く抜けなかった。原因として、下顎骨と歯の間に歯肉等の肉片が残存しており、完全に乾燥して癒着しているためと考えられた。そのため、一度茹でることにした。

茹でた後、ペンチで抜歯を試みた。メスの犬歯は抜けたが、オスはどうしても抜けなかった。そのため、オスは犬歯の根元に当たる部分を切断し、犬歯を押し込んで取り外した。当初からオスの犬歯はメスの犬歯と違い根元に向かって太くなるため抜けないことは想定内であった。国際交流展で展示したイノシシ下顎骨など、下顎骨そのままに抜歯した例も多数見られるが、今回使用したオスのイノシシ下顎骨からは抜歯できず、下顎骨を切断して取り出した。

② 根元を切断し、ひもを通す穴を開け、ヤスリで磨く。

オスの犬歯は根元が空洞で薄くなっているため、根元を少し切断し、紐通し孔部分の破損を防ぐ。 メスの犬歯は、根元を切断する必要はない。

③ 滑石で牙玉を作る

イノシシの犬歯の形状を滑石に写し取り、滑石製牙玉を制作する。本物とレプリカの「キバ」を制作できるため体験者の満足度は高い。

【引用・参考文献】

2001 「ものづくりの考古学―原始・古代の人々の知恵と工夫―」大田区立郷土博物館編 東京美術

1988 「図解 技術の考古学」塩見浩 有斐閣

4 体験講座「弓矢で的をねらう」

この体験講座では、体験者が矢を作って、射て、的に当てるところまでを行う。

〇 材料

矢:赤色頁岩の剥片(鏃)、矢竹(矢柄)、カラスの羽根(矢羽、自然に落ちていたもの)、たこ糸(矧) 弓:たこ糸、木の枝、竹(真竹)

○ 弓矢の製作について

・石鏃の製作

石鏃は古代生活体験館の体験メニュー「石器作り」で使用する赤色頁岩(宮崎県西米良村産出)の

体験・実験講座実践報告

剥片を使用し、磨製石鏃を製作する。

①約3mm厚の剥片を準備、②油性ペンで磨製石鏃の形状を描く、③砥石で形状に削る、④刃部を研ぐ。

・矢の製作

準備:矢柄の製作…矢竹を火入れと矯め木で真っ直ぐにする。

①矢柄の片方を15cm程度割る、②カラスの羽根を挟んで矧になる部分に糸を巻き固定する③竹を割った端を十字になるように切り込みを入れ、筈にする④矢柄のもう片方5cm程度割り、石鏃を挟んで糸を巻き、接着剤で固定する。

・弓の準備

木の枝は、最初から反っており、両端が節や枝が二股に分かれている部分を朝にする。竹の場合は、油抜き・乾燥させたものを使用する。

○ 射的について

射場の管理

安全上の管理として、射場は射程範囲にトラロープ(標識ロープ)を巡らすとともに、射場内には 射手と指導者のみとする。また、トラロープ範囲外においても、射手よりも的方向は立ち入り禁止と した。

的は畳1畳大のウレタンの板を使用し、イラストを描いた。矢の回収は職員が行った。

・実射

弓と矢の持ち方・引き方は体験者それぞれに任せたが、以下の点に注意させた。

弓は左手、矢は右手で持つ。

弓の中心よりもやや下を持ち、親指と人差し指は力を入れず、残りの3本指で掴む。

左手で弓を持ったまま人差し指と中指で矢柄を持ち、弦と矢が垂直になるところに矢を番える。 矢を引いたとき、矢が左手親指の上に乗るようにし、親指の先を的に向ける。

弓を引きすぎない。

矢を放った瞬間は、左腕を動かさないようにする。

まとめ

制作体験については、できるだけ当時の製法の再現を前提としているが、現代の道具も用い、体験・ 実験講座として活動し得る当館独自の製法を追求した。また、体験時間や調達できる材料にも制限が あり、古代生活体験としてクオリティーと体験者の満足度を高く保つ事も容易ではないため、検討と 実践をこれからも続けていく。但し、安全面の配慮が第一であることに変わりはない。

謝辞

体験・実験講座の報告にあたり、多くのご意見やご指摘を頂戴いたしました。

岩谷徹、長津宗重、川越紀子の諸氏におかれましても大変お世話になりました。芳名を記して深く 感謝いたします。

体験・実験講座「ガラスの勾玉を作る」



鋳型にガラス屑をいれる



写真2 窯入れ



写真3 窯内で燃焼中



写真4 窯出し



写真5 バリ取り



写真6 完成

体験講座「牙玉を作る」



写真7 犬歯を抜く(下顎骨切断)



写真8 犬歯を抜く(下顎骨煮沸)

体験・実験講座実践報告



写真9 犬歯の研磨(金属ヤスリ)



写真10 犬歯の研磨(紙ヤスリ)



写真 11 滑石の切り出し



写真 12 滑石の研磨



写真 13 完成



写真 14 鏃の材料(赤色頁岩剥片)

写真 体験講座「弓矢で的をねらう」



写真 15 矢柄の材料(矢竹)



写真 16 弓 (木)



写真 17 弓(竹)

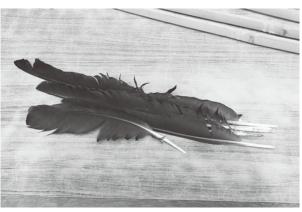


写真18 矢羽 (カラスの羽根)



写真19 鏃の製作(砥石で研磨)



写真 20 鏃の取付け



写真 21 矢の完成



写真 22 鏃の装着状況



写真 23 体験活動中①



写真 24 体験活動中②

【資料紹介】パンフレットからみた昭和初期の観光と文化財保護

日高 広人

1 はじめに

2022(令和4)年は、西都原古墳群が1952(昭和27)年3月29日に国の特別史跡に指定されてから70年の節目の年である。当館ではこれを記念して今年度の4月23日(土)から6月12日(日)¹⁾にかけて企画展 I 「西都原古墳群〜特別史跡指定70周年のあゆみ〜」を開催した。

この展示会の主題は、人々がどのように西都原古墳群を守り継いできたかを、当時の文献や記録類、 発掘された出土品を通じて紹介し、現在に至るまでの保護と活用の歴史を振り返ったものである。

なかでも、戦前の文化財保護顕彰の一例として陳列した宮崎県刊行の「日向之聖地」と「古墳分布 圖」の2つの案内パンフレット²⁾ は、新聞やテレビ等で取りあげられるなど注目を浴びたが、この 時点では、どのような経緯で作成されたものなのか不明確であった。そこで追跡調査を行った結果、 新たな事実が判明したので、紹介していきたい。

2 「日向之聖地」

「日向之聖地」(第1図) は、横21.1cm×縦19.3cmの2つ折りで、表紙には巻紙風の枠内の下に社殿の千木(外削ぎ)が描かれ、その上に金鵄が留まり、奥に緑山や高千穂峰と天の逆鉾、最奥部には淡黄色の空と海に島(青島か?)が配置されている。

また裏表紙には、中央丸内に草花や山が描かれているほか、その左下には奥付があり、昭和9年9月10日に印刷、昭和9年9月15日に発行、発行者は宮崎県が明記されている。

内面には、宮崎神宮や鵜戸神宮、青島、青島の蒲葵(びろう)樹、阿波岐原、高千穂峡の計6点の 写真が掲載されている。

折り込み表面には、横49.5cm×縦36.1cmで宮崎県地図に郡境や河川、道路や線路、駅名が記載されて、その上に主要な「聖地」や「鳥居」、「陵墓(陵墓参考地)」が記されている。折り込み裏面は上下2段組となっており、上段には日向聖地名勝巡覧コースとして、宮崎市周辺の1日コースが2案、県内4日間、県内6日間コースの計4案が示されている。いずれも宮崎が起点となり、自動車や汽車を利用したものとなっている。また下段には、郡別に28箇所の聖蹟³⁾の説明が記されている。

3 「古墳分布圖」

「古墳分布圖」(第2図) は、横21.1cm×縦20.1cmで「日向之聖地」よりやや大きい。「日向之聖地」 同様に2つ折りで、表紙が淡黄色を基調に石碑の中央に「古墳分布圖 宮崎縣」の文字が、その前に 埴輪と壺が描かれている。植物は3種が石碑の前後に描かれ、埴輪や土器の奥や周辺に草花、石碑に は蔓植物、石碑後背に五弁花が描かれている。

裏表紙には中央に土器の壺が描かれ、その中には鳥居や山が配置されている。なお、奥付は明記されていない。また内面の写真には、「日向之聖地」同様、宮崎神宮や鵜戸神宮、阿波岐原、高千穂峡

の写真のほか、西都原古墳群の鬼ノ窟古墳(206号墳)が新たに掲載されている。

折り込み表面は、横48cm×縦36.5cmで、表面には「日向之聖地」と同様に郡境や河川、道路や線路、駅名が記載された宮崎県地図に、古墳の場所が「赤点」にて示されている。

折り込み裏面下段には、県下の古墳についての概要が流域や郡別に記載されているほか、陵墓伝説 地(現在の陵墓参考地。可愛之山稜:北川陵墓参考地、吾平山ノ上ノ陵:鵜戸陵墓参考地)や陵墓参 考地(男狭穂塚・女狭穂塚)のほか国指定古墳や同仮指定古墳が掲載されている。

なお、刊行時期は、本庄古墳群の国史跡指定日(昭和9年8月9日)から推測して、指定日より新 しく、「日向之聖地」の発行時期とは近いものであると企画展 I 開催時段階では考えていた。

4 パンフレットの作られた背景とは

その後の調査で、これらの案内パンフレットに関する記事が掲載されていることが確認できた。宮崎新聞の1934(昭和9)年9月9日(日)夕刊の記事⁴⁾には瀬之口傳九郎氏のもとで「日向之聖地」と「古墳分布圖」が作成され、御東遷記念祭の貴賓二千六百名に贈呈する旨が掲載されている。

「御東遷記念祭」(神武天皇御東遷二千六百年祭)とは、1934(昭和9)年に神武天皇が日向国から大和国へ東遷して2600年にあたることから、これを記念して協賛会が全国で結成、ゆかりの地で奉告祭が行われたもので、神武天皇の神話伝承とゆかりが深い本県でも記念事業として聖地や遺跡を顕彰し、10月5日には境域を拡張した宮崎神宮に秩父宮・同妃殿下を迎えて全国協賛会・本県共催の記念式典が行われたほか、県内の各神社でも一斉に奉告祭が行われた(川越1983)。

この時期は、日豊本線の全線開通(1923(大正12)年)により、主要都市の近代化が急速に進み、さらに交通網の整備も行われ、鉄道やバスは交通機関の要を成した。なかでも宮崎市では、1926(大正15)年の宮崎市街自動車株式会社(現宮崎交通)の設立や1931(昭和6)年11月1日の「宮崎遊覧バス」の定期運行開始、さらには1933(昭和8)年には宮崎市観光係と観光協会の設立や「祖国日向博覧会」開催など、観光事業に本格的に取り組んだ時期でもあり、神武天皇御東遷二千六百年祭挙行時には観光客誘致が盛んに行われている(永瀬2015)。こうした背景から「日向之聖地」は、「皇祖発祥の地」である宮崎をアピールするため、御東遷記念事業で選定された13箇所の天皇家ゆかりの聖蹟を中心とする巡拝(観光)を目的として作成されたものと考えられる。

また「古墳分布圖」については、大正年間の西都原古墳群の発掘調査をはじめ、1918(大正7)年刊行の「宮崎県古墳台帳」、1933(昭和8)年の「宮崎県史蹟名勝天然紀念物保存顕彰規定」による史蹟等を県指定にして保護・顕彰に努めるなど、当時としては先進的な取組を行っていた宮崎県がその集大成として作成したものと考えられる。特にこのパンフレットにある国の仮指定史跡とされている一群(新田原古墳群・茶臼原古墳群・上江古墳群⁵⁾・川南古墳群)は、昭和初期の大規模な盗掘を受けた古墳群で緊急的な保護措置(盗掘防止)として宮内庁と連携を取りながら、昭和6年中に仮指定を行ったものである。よって「古墳分布圖」刊行の主目的は、史跡を顕彰することにより、県民の保存に対する意識の高まりの啓発を意図したものと考えられる。

さらに同年8月には、東京銀座三越で「御聖蹟展覧会」⁶⁾が実施され、宮崎県出土の考古資料や 古墳分布図、古墳の概要などを展示されたことから、「皇祖発祥の地」である宮崎と古墳=聖蹟の一 【資料紹介】パンフレットからみた昭和初期の観光と文化財保護

つとして理解を求める意味合いもあったものと考えられる。

なお、神武天皇御東遷二千六百年祭当日には、宮崎で代表的な古墳として、陵墓参考地の男狭穂塚・ 女狭穂塚の側に祭壇を設け、古墳祭⁷⁾を行っている。

5 まとめ

これら「日向之聖地」と「古墳分布圖」は、神武天皇御東遷二千六百年祭に併せて刊行されたパンフレットである。そこには、史跡・名勝・天然紀念物といった文化財保護と、それらに依拠した観光振興というの2つ側面が見えてくる。こうしたパンフレット作成にはじまる取組⁸⁾は、1940(昭和15)年の「紀元二千百年記念事業」で奈良県の橿原神宮や畝傍御陵の大整備に次ぐ第2位として宮崎神宮整備予算を獲得するなど記念行事の誘致に成功したこと、これを記念して設置された上代日向研究所につながった。

こうして、奈良県と並ぶ「肇国の聖地」と呼ばれた宮崎県では、「聖地巡拝」を目的とした「聖蹟観光ブーム」が起こり、この観光ブームは戦後の「南国宮崎ブーム」、「新婚旅行ブーム」へと姿を変えて引き継がれていくのである(白幡1977、倉・長谷川2014など)。

【凡例】

パンフレットに記載されている文章の漢字や仮名遣いについては、原則として原典に従ったが、一部当用漢字を使用した。 またパンフレットの題名等についても旧字のままとした。

【註】

- 1) 6月26日まで延長
- 2) 平成30年7月1日、久保巌氏寄贈
- 3) 聖蹟28箇所のうち、皇宮屋、美々津、皇子原、四皇子ヶ峰、佐野原、都島、鉾島、平山神社、吾平津神社、吾平神社、 可愛山稜傳説地、吾平山陵傳説、傳説玉依姫命御陵の13箇所が神武天皇御東遷二千六百記念顕彰聖蹟に選ばれている。
- 4)『日向之聖地』と古墳分布圖案内 御東遷際貴賓に進呈、宮崎新聞、1934(昭和9)年9月9日(日)、夕刊、6427.1頁。
- 5) 持田古墳群及び山王・牛牧古墳群を含む。
- 6) 夏の帝都をかざる御聖蹟展覧会. 宮崎新聞. 1934(昭和9)年7月11日(水). 夕刊. 6367.2頁。
- 7) 神武御東遷記念古墳祭. 宮崎新聞. 1934 (昭和9) 年5月2日(水). 朝刊. 6297.1頁。
- 8) 今回紹介したパンフレット以外にも、宮崎縣祖国顯彰部発行の「神武天皇東遷二千六百年記念顯彰聖蹟概要」や神武天皇 東遷二千六百年記念古墳祭児湯郡西部地方奉賛会発行の「古墳群西都原」(久保平一郎著)、神武天皇東遷記念二千六百年 祭全國協賛會発行の「神武天皇御東遷と日向國」(黒板勝美ほか)があり、当館にて所蔵している。

また宮崎県では、置縣五十年記念事業として1934(昭和9)年4月30日に「日向の聖地傳説と史蹟」(瀬之口傳九郎)を 刊行している。

【引用・参考文献】

川越石雄 1983「神武天皇御東遷 2600 年記念事業」『宮崎県大百科事典』宮崎日日新聞

川越石雄 1983「紀元2600年記念事業」『宮崎県大百科事典』宮崎日日新聞

倉真一・長谷川司2014「宮崎の旅路はバスに乗って 昭和戦前期および戦後復興期における宮崎バス(宮崎交通)リーフレットの考察」宮崎公立大学人文学部紀要第21巻第1号

白幡洋三郎 1996「旅行ノススメ―昭和が生んだ庶民の「新文化」」中央公論社

永瀬節治2015「135.昭和前期の宮崎都市計画の特色とその地域的・社会的文脈-「神都宮崎」の観光振興と近代都市形成の関わりに着目して」『都市計画論文集』Vol50 NO.3 公益社団法人日本都市計画学会

宮崎県埋蔵文化財センター 2020「みやざきの古墳保護・活用事業成果報告書」宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第255集 籾木郁朗2016「第五章、第三節、三 大正期発掘調査事業の意味と評価」『西都市史 通史編 下巻』西都市



表紙・裏表紙



折り込み地図



折り込み説明文

図1 『日向之聖地 宮崎縣』

班11殊

理

次

第 二 日 (阿瘧激)

無 111 ==

第四日

(四海数)

묶

選

胡 點………如 種

亚

沍

IL

高千穂泊

百崎神宮 神宮参拜、徴 古 館

美 々 津 神武天皇御船出傳説地

水鄉延岡

瓑

皇 居 家 神武天皇皇居址傳說地、附近景淸廟

宮 崎 泊 此日里程二十四里、所要時間八時間

宮 崎 泊 此日里程三十七里、所要時間七時間

午前中又ハ午後二時頃迄二巡覽ヲ終ヘ熊本(四時間半)延岡(二時間餘)へ

途中アカウ樹、宮ノ浦傳説地玉依姫御陵

無戸室、國分寺址、都萬神社、鄉土館

此日里程四十里、所要時間八時間

日向聖地名勝巡覽 II—K

宮崎市附近一日行程(自動車)

盐	刻	場所	薩	時所	間要		
部个人人人	 ○ ○ 着發	百崎神宮	後 古 館	1 1	Ö#		
\ \<'	四〇海	皇 居 家	附近二景清廟アリ、水源地ヨリ宮崎市俯瞰、丘上二自然ヲ利用シタル古墳アリ	11	10		
工人	四〇着	阿波岐原	 	1 '	10		
10'	11○無	田 田	出口解析	1	\circ		
111	.1○無	11 11	海床ト奇狀波蝕痕」鵜戸へノ途中アカウ樹、傳説地玉依姫御陵山幸海幸傳説地、青島神社、天然紀念物、「青島熱帯性植物産地」同「青島村隆起	111	0		
※ 1、	五〇莆	第二	鵝戸神宮、御陵墓傳說地吾平山上陵、傳說御產屋、千疊敷奇岩	1′C)()		
	 						

崎第一案/一鵜戸巡覽ヲ西都原ニ代へ」宮崎市附近一日行程(自動車)

	#£ 國素						
带 刻	影	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	時所間要				
宮崎發 宇前八、〇〇	4 田	生日神	110				
九、二〇	# 型	隆起海床卜奇狀波蝕痕」山幸海幸傳說地、青島神社、天然紀念物、「青島熱帶性植物產地」同「青島村山幸海幸傳說地、青島神社、天然紀念物、「青島熱帶性植物產地」同「青島村	1′00				
11、五〇着10、五〇着	百崎神宮阿波岐原		1'00 1'00				
午後 、〇〇	里 居 ※	附近景清廟、水源地ヨリ宮崎市俯瞰丘上ニ自然ヲ利用シタル古墳アリ。	1110				
1 1/1110無	西 都 原	都萬神社、鄉土館御陵墓參考地、指定史蹟「西都原古墳群」傳說地子湯池、無戸室等、國分寺址、御陵墓參考地、指定史蹟「西都原古墳群」傳說地子湯池、無戸室等、國分寺址、	1′00				
于後回時四十分宮衛道							

午後匹時四十分宮崎着

縣内四日間(自動車、汽車)

西 都 原 | 御陵墓參考地男狹穗塚女狹穗塚、指定史蹟「西都原古墳群」傳說地子湯/池、

-54-

神武天皇御誕生傳說地王子原、傳說天孫降臨地遠望、狹 野 神 社 宮崎神宮別宮、指定天然紀念物「狹野杉並木」同「佛法僧蕃殖地」

御陵墓傳說地可愛之山陵、南州寓居址、可愛嶽古戦場

山幸海幸傳說地、天然紀念物「青島熱帶性植物產地」同「青島村隆起海床ト奇狀波蝕痕」

傳説天ノ岩戸、天岩戸神社・「東京、神橋、蘭ノ瀬、窓ノ瀬)國見ケ丘・・連峽(忍穂井、眞名井、七ツ池、神橋、蘭ノ瀬、窓ノ瀬)國見ケ丘・天孫降臨傳説地、神武天皇御降誕傳説地四皇子ケ峰、槵觸神社、高千穂神社、名勝天然紀念物高

展

祖 第一 第一 第 一 第 一 百 百 百 百 8 1

超 點………百 崎縣内六日間(自動車、汽車)

	日次	個 币	薩
紙	1 Ш	百十二百百	⊭回參莊、
		皇 居 家	附近景海廟
		阿波岐原	
			山幸海幸傳說地、天然紀念物「青島熱帶性植物產地」同「青島村隆起海床ト奇狀波蝕痕」
			湯で申ざる「印きを真真とはなる」は、これ、見られままで、これにという。
		輝 ケ 資 川 川	赞也、 才正文 山神上、 音文 唐神上 鵝戸神宮、御陵墓傳説地吾平津山上陵、傳説御產屋、千疊敷奇岩
		神 神 神 辺 湿 湿 湿 湿 湿 湿 湿 湿 湿 が に しょうしょう ほうしょう ほうしょう ほうしょう ほうしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅうしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう しゅうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅうしゅう はんしょう はんしょく はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	此日里程十七里、所要時間七時間勝地、附近平山神社、青平津神社
無	11	<pre></pre>	勝地、天然紀念物蘇鐵自生地、放牧地(志布志、都城經由)山口里を十十里,乃要用眉七用眉
श्रम्	(無無数)	游 · 型	御宫跡傳說地 朋封「ヲ灸糸之牝麁鎭旨刍其」方牝其(え不え)者攻終日)
	(,,=,,=,<,)	庄内甌穴	指定天然紀念物「關ノ尾甌穴」御宮路停記は
		霧島神宮	神宫參拜 此日里程三十五里、所要時間八時間
紙	111 🖂	黎昌登山	火山見學、植物帶其他見學、天孫降臨傳說地
AIL	(無回数)		神武天皇御降誕傅説地王子原(りょり)。
		狭野神社	宮崎神宮別宮、指定天然紀念物「狹野杉並木」同「佛法僧養殖地」
		百 崎 泊	此日徒歩五里、自動車(又ハ汽車)十四里時間八時間乃至九時間
		/ 夫婦石	小林町、(天下ノ奇觀流水ノ浸蝕作用/
		/ 海	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
無		西 都 原	
	(宮崎袋)	/ 女 出	指定史蹟「本庄古墳群」 / 神定史蹟「本庄古墳群」 / 御土館、途中佐土原町神武天皇御降誕傳說地佐野原
		都於郡	傳說高屋山陵、高屋行宮址(排送安職・本氏古墳郡)
		都農神社一名方	日付一/宮 南原介含功)
		美々津	神武天皇御東遷御船出傳說地、途中領島御鉾神社
		延岡泊	此日里程二十八里(本庄廻り二里弱ヲ惛ス)・『神武ス皇命原文命廟上作書は、えけ希見御童神正
紙	H H	知 园	水郷延岡山上月里へ不足及い「三里祭"」は、今
2,41	(延囲發)	北川	御陵墓傳說地可愛之山陵、南州寓居址、可愛嶽古戦場,入祭る同
		行 験 道	名勝、指定名勝行縢山(瀧、稀有ノ林相)
		高于糠泊	此日里程二十三里、所要時間七時間乃至八時間、「大月」「井)(「十三里)、所要時間七時間乃至八時間
紙	4< III	高 干 糠	天孫降臨傳說地、神武天皇御降誕傳說地四皇子ケ峰、槵觸神社、高千穗神社、高千穗峽
			(忍穂井、眞名井、七ツ池、神橋、蘭ノ瀬、窓ノ瀬)國見ヶ丘
			と 打き には に、 方安寺周四寺周、 1 右 1 人 1 人 2 1 人 3 1 年 第 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		一班 正	又い延岡へ(二時間銖) 此日里程五里、所要時間四時間、午前中又ハ午後二時頃迄二巡覽ヲ終へ熊本(四時間半)
		l	

日向/聖地

回。南四

禊傳說地 阿波岐原

宮崎市ノ東一里阿波岐原町ノ海岸一帶ヲ、阿波岐原トイヒ、伊弉諾尊禊祓ノ聖地デ又天照太神月讃尊素盞嗚尊ノ三貴神誕 生ノ地ト傳へル、阿波岐原ノ北方ニハ住吉神社ガアリ、住吉三神ヲ祭リ、江田ニハ江田神社ガアリ、諸冊二神ヲ祭ル、又市

ノ橋橋北數町二諾神ヲ祭ル小戸紳祉ガアル。

宮崎神宮(宮崎驛ヨリ北西二十餘町、花ヶ島驛ヨリ西五町)

宮崎市ノ神宮町ニ鎮座マシマシ、神武天皇ヲ奉祀スル官幣大社デアル、境内ニ徴古館ガアル。

皇 宮 家(宮崎神宮ノ西北約十町)

宮崎市下北方高地上二在ル、神武天皇御東遷前ノ御宮址下傳へ、域内ニ神宮攝皇宮神社ガアル。

青 島(宮崎ノ南四里、汽車自動車ノ便ガアル)

彦火々出見尊山幸海幸ノ傳説地、島二ハ尊ト妃豐玉姫命ヲ祭ル青島神祉ガアル、「青島熱帶植物産地」及と、「青島村ノ隆 起海床ト奇狀波蝕痕」ハ天然紀念物トシテ指定サレテキル。

佐 野 原(佐土原ノ西約十町)

臺地上景勝ノ地デアル、神武天皇御降誕地ト傅へ、其東北十餘町ナル妻町現王島ハ御胞ヲ埋メ奉リシトイフ印シノ石ガアル。

南那回即

鵜戸神宮(靑島ヨり南六里、自動車程一時間)

鸕鷀草葺不合尊ヲ奉祀スル官幣大社デ、鵜戸岬ノ海岸洞窟中ニ鎮座シ給フ、社前ハ太平洋ノ怒濤、眼下數丈ノ絶壁ニ碎ケ、

豪宕雄偉ナ風景ヲ展開スル、窟ハ又鸕鷀草葺不合尊御降誕傳説地デアル。

御陵墓傳說地吾平山上楼

ナツタ。 鵜戸山ナル速日峯山上ニ在ル、鸕鷀草葺不合尊ノ御陵墓卜傅へ、明治廿九年「御陵墓傳説地吾平山上陵」トシテ御達シニ

傳説玉依姫ノ御陵

鵜戸ノ北方一里宮ノ浦ニアル、神武天皇ノ御母君玉依姫ノ命ノ御陵ト傳へル。

駒宮、駒繋子松 (鵜戸ヨリ南二里餘)

東郷村平山二村社平山神社ガアリ、神武天皇ラ御祭リシテキル、御愛馬龍石、駒繋松ナド天皇二關スル傳説地ガアル。

哲平津神社 (鴨戸ヨり南三里)

油津町ニアル郷社デ、神武天皇ノ妃、吾平津姫命外六神ラ御祭リシテアル。

吾田神社(油津ノ北西一里)

吾田村二鎮座シ吾平津姫命手研耳命外一神ヲ祭ル。

生逹神莊

北郷村曾和田ニ鎭座シ、神武天皇、吾平津姫命、多研耳命ヲ奉祀シ附近ハ天皇御巡幸ノ地ト傳ヘテヰル。

粋 ・ 島(西 都 城 驛 ヨ フ 西 庵 七 町)

アル。 郡城ノ城址ハ古ク都島ト稱へ、附近都城市二宮丸ノ地ガアル、皇居ノ地ト傳へ城址ノ北端ニ神武天皇ヲ奉祀スル狹野紳社ガ

西諸縣即

高于健峯(高原驛ヨリ頃上マデ三里)

諸縣平野ノ西方二聳へ秀闥無比、錘得秀靈氣天工盡于此人樹ガアル、天孫御降臨傳說地ノーデアル。

狭野神社(高原驛ノ西二十餘町、自動車ノ便ガアル)

内ノ杉ハ「狭野ノ杉並木」及ど「佛法僧蕃領地」トシテ共ニ天然紀念物ニ指定サレテキル。「狭野ノ杉並木」及ど「佛法僧蕃領地」トシテ共ニ天然紀念物ニ指定サレテキル。歴代藩主ノ崇敬深キモノガアツタ、境官幣大社宮崎神宮ノ別宮デアル、孝昭天皇ノ朝、創建ト傳へ霧島六社ノートシテ、歴代藩主ノ崇敬深キモノガアツタ、境

王子原 (狭野神社/西十町、自動車ラ通ズル)

敏達天皇以前ノ狹野神社元宮地デ、神武天皇御降誕地ト傳へル、附近二皇子川原産場石等ノ名贈ガアル。

夷守(小林驛/西一里)

ト。小林町細野二傳説景行天皇行宮址並ニ御腰掛石ガアル、景行天皇紀ニ十七年春三月始メテ東守ニ到ルトアルハ此地デアル

兒湯郡

御陵墓參考地男狹穗塚、女狹穂塚(妻驛ノ西北二十餘町)

トシテ達セランタ。 妻町西都原ノ東北こ位置シ、三百基ノ古墳中男狭穂塚女狭穂塚ハ共二偉大ナルモノデ、明治廿九年六月「御陵墓參考地」

高屋山陵傳説地(佐土原驛/西一里)

都於郡村高屋モトノ都於郡城址ニアル、彦火々出見尊ノ御陵下傳へル。

高屋行宮址 (前者/東南十町)

都於郡村黑貫寺境内ニアル、景行天皇高屋行宮址上傳フ。

甘漬及ビ湯ノ宮

湯ノ宮、新田村ノ座論梅ノ地デ、甘漬、川南村ノ東北ニアル、共ニ御東遷ノ際御駐輩ノ地ト傳ヘテキル。

都農神社(都農驛ヨリ西北十餘町)

建テ、中國平定ヲ祈り給フタ牧址ト傳へル。國幣小社 大己貴命ヲ奉祀シ式内四座ノーデ、所謂日向一ノ宮デアル、神武天皇御東遷ノ砌此地ヲ過ギサセ給ヒ、一祠ヲ

神武天皇御船出傳説地(美々津驛ノ北十餘町)

間へ御船ノ通路ニ當ツタトテ、古來此間ニ船ヲヤル事ヲセヌ、港エハ床シイ搗入園子ノ傳説ガアル。美々津ハ神武天皇御東遷ノ際御船川ノ地ト傳へ、立磐神社境内ニ御腰掛ノ石ト稱スルモノガアリ、港口ノ黒瀬八重ノニ島

東臼杵郡

御鉾神社(細島驛ヨリ東敷町)

神武天皇御東遷ノ際此處二御鉾ヲ御立テニナッタト傳へル。

御陵墓傳説地可愛之山陵(延岡驛ヨり北二里半、日向長井驛ヨり南一里(共二自動車/便ガアル)

マタ南洲寓居址ガアル。 北川村ノ俵野ニ在ル、明治廿九年「御陵墓傳説地」トシテ御達シニナツタ、背後ノ山ハ可愛嶽デ西南ノ役ノ激戰地、附近

西臼杵郡

天孫御降臨傳説地高千穗(延岡驛ヨり西十五里、自動車ノ便ガアル)

臺地ラ下レバ天下ノ名勝高千穂峡デアル。高上穂町槵觸ノ峯ラ天孫御降臨ノ傳説地ト稱シ、瓊々杵尊ヲ奉祀スル槵觸神社ガアル、附近二幾多ノ名蹟ヲ傳ヘテヰル、

四皇子ケ峰

槵觸峯前面ノ一丘阜デアル、此地モト四皇子ケ峰神社ガアリ、神武天皇御兄弟四皇子ノ御降誕地ト傳ヘテヰル。



表紙・裏表紙



内 面



折り込み地図



折り込み説明文

図2 『古墳分布圖 宮崎縣』

日向~古墳

初メ、景行天皇ノ皇子皇孫方高貴ノ御陵墓モ存シ給フノデアル。夕型式其他ニ於テ大和地方ト著シク類似セルハ抑モ何ヲ語ルカ、中ニハ神代ノ山陵ヲ日向ノ上代史蹟トシテ輝クモノハニ干有餘ノ古墳デアル。其數ノ多キハ他縣ニ比ナ

祭り子報本反始ノ誠始メテ著ハル、所以デアル。此故ニ山陵ハ猶ホ宗廟ノ如ク臣子タルモノ之ヲ仰キテ、祭祀ノ禮始メテ備ハリ、之ヲ以故ニ山陵ハ猶ホ宗廟ノ如ク臣子タルモノ之ヲ仰キテ、祭祀ノ禮始メテ備ハリ、之ヲ、其他ハ山陵ヲ起シテ之ヲ葬リ、時ヲ以テ恒典ヲ行と、事アレハ則チ親告シ給フ、却モ祭祀ハ政務ノ基ク所デ太古既ニ靈畤ヲ樹テ神祇ヲ祭リ、大廟ヲ起シテ祖宗ヲ祭

得テ、尊皇精神ノ振興セン事ヲ祈リテ己マナイノデアル。索ヲ進メヤウトシテヰル、糵クハ皇祖發祥ノ靈地、先ツ陵墓ノ保全ト祭祀ノ嚴修トヲリ顯彰シ、漸ヲ以テ縣ノ指定又ハ國ノ指定ニ依リ之カ永久保存ヲ計リ、他方陵墓ノ檢大神宮(今ノ妻町三宅神社)ノ山陵祭アリ、最近古墳祭復興シ各地ノ古墳ハ全部縣ヨク能ハサル所デアル、然リト雖、尊皇ノ精神ハ五百年前ノ應永中旣二、兒湯郡ノ覆野日向ニ於ケル御陵墓ハ、年所ヲ經ルノ久シキ今尚ホ所在不明ナルモノアルハ恐懼措

原以南ニ多ク大隅薩摩ニ及ンデヰル。國ニ傕少ノ例シカナイ方形墳モ我日向ニ 在ル、横穴古墳モ多イガ、地下式横穴ハ西都隅高山ニマテ及ンデヰルガ、日向特有ト言ツテモヨイ、大和、河内、攝津、丹波、上野諸墳之二亞デヰル、前方後圓墳ニ入ルベキモノデ、柄鏡式古墳ハ北豐後、西阿蘇、南大型式上ヨリ見タル日向ノ古墳ハ、他ノ地方二於ケルガ如ク、圓墳最モ多ク前方後圓

餘(著名ノ古墳ハ鬼ノ窟、姫塚、雑掌塚等)古墳ノ最モ多イノハ、中部一ツ瀬川ノ流城デ、妻町ハ西都原ヲ中心トシテ、三百有古墳ノ最モ多イノハ、中部一ツ瀬川ノ流城デ、妻町ハ西都原ヲ中心トシテ、三百有

都原ヨリ十數里ノ山奥ナル西米良ニモ發見サレル。本塚)富田各村各五六十ヲ算シ都於郡、佐土原、廣瀬等ニモ夫レノ\分布シ、更ニ西新田村ニ百餘(彌五郎塚、大久保塚、ムカデ塚、石舟塚)上穂北(茶臼塚)三納(松自(き名・114月1月〜66) 加考(秦省考等)

木城村ニモ敷+ヲ敷フ。小丸川ノ流域又古墳ノ群集地デ、上江(龜塚、ハカリ塚)川南ニハ各百基内外アリ

三十ノ古墳でり、其他ノ各村ニモ少數乍ラ分布サレテヰル。東西銚子塚)大徳川ヲ遡リテ北諸縣郡ニ入レハ、高城、志和池、高崎各村各二十乃至モ本庄臺地ハ本庄四十八塚ト稱シ、墳址トモ合セテ九十餘ニ達スル(上長塚、下長塚大徳川流域ハ宮綺郡ノ北西ニ東諸縣郡ガアル、各町村何レモ古墳ノ分布ヲ見、中ニリ福島、本城、都井ニ至ル海岸地方ニ續キ、福島(霧島塚、劍城塚)ニ最モ濃厚デアルニ達スル、宮崎以南ハ赤江(霧島塚)木花、青島ノ各村ニ断續シ、南シ子鵜戸東郷ヨン古墳ガアル宮崎ノ北ナル住吉ニハ横穴敷十ヲ算へ、共西ナル瓜生野ハ横穴百三十餘横穴ト合セテ百内外二及と、宮崎市ノ下北方、南方、檍、大塚等ニ合セテ四十基以上大徳川ノ流域タル宮崎郡地方ハ、生目ノ跡江ニ西都原、男狭穂塚ニ亞ク大古墳アリ

幸ノ地下式横穴い封土ヲ有スルヲ以テ有名デアル。西諸縣郡ノ各村ハ何レモ古墳アラサル無ク、須木ノ山中尚ホ數基ノ古墳ガアル、眞

アラサルナク、東郷、南郷ノ山間部落ニモ散點スル。縣北ノ地ハ兒湯郡ノ美々津ヨリ北方、東臼杵ノ海岸各村へ續キ、何レモ多少ノ分布際北ノ地ハ兄湯郡ノ美々津ヨリ北方、東臼杵ノ海岸各村へ續キ、何レモ多少ノ分布

七折以西、田原ニツ、キ肥後地方ノモノト、著ジク類型ヲ有スル、七野、田原ニツ、キ肥後地方ノモノト、著ジク類型ヲ有スル、三年所各村ニ續イテキル、同地ノ横穴古墳ハニ室叉ハ三室ナルモノアリ五ケ瀬川上流ノ高千穂地方ニハ、三田井ニ自然ノ丘陵ヲ利用シタル古墳數十基アリロニ近キ延岡ヨリ北ニ延ビテ東海村ニ三十餘基アリ、尚ホ北川村ノ長井ニ及ンテヰル五ヶ瀬川流域ハ南方村ニ濃厚デ、天下、吉野、野田ノ各部落二四十餘基ヲ數へ、河

御陵墓傳說地

御陵墓傳説地吾平山ノ上ノ婆 南那回郡鵜戸村大字吹毛井御陵墓傳説地可愛之山稜 東臼杵郡北川村大字長井

陵墓參考地

右明治廿九年六月宮内省陵發第一二號ラ以子達セラル御陵墓参考地男狭穂塚女狹穂塚 兄湯郡妻町大字三宅西都原

指定/古墳

本庄古墳群 五七基 東諸縣郡本庄町 昭和九年八月文部省指定于 畑 古墳 同郡上穂北村 同西郡原古墳群 二八二基 兒湯郡妻町 昭和九年五月文部省指定

假指定

一七八基 新田原古墳群 兒湯郡新田村 昭 和 六年二月 茶臼原古墳群 四九基 同郡上棲北村 昭 和 六年九月 九六基 同郡 上江村 上江古墳群 ĪΠ .H4 111 mm 六五基 同郡 川南村 川南古墳群 1111 年 11戸

史料紹介】

「古墳古物等取締規則」(明治二十五年宮崎県令第六二号)関係文書

籾木 郁朗

じめに

出され、いわゆる文化財の保護政策が展開された。美術工芸品の海外流出等が重なったため、体制の整備とともに法律等が明治維新後の近代社会成立過程において、廃仏毀釈による破壊行為、

蔵物は「永ク博物館へ陳列」することになった。 世蔵物は「永ク博物館へ陳列」することが定められた。そして、買い取った埋む・私有地にかかわらず、発見された埋蔵物は官(役所)に届け出ること、発見者は地主と中分(折半)することが定められた。さらに翌十年と、発見者は地主と中分(折半)することが定められた。さらに翌十年と、発見者は地主と中分(折半)することが定められた。具体的には、官有取り扱いに関して法的根拠が示されることとなった。具体的には、官有中でも埋蔵文化財については、明治九年(一八七六)四月に太政官布中でも埋蔵文化財については、明治九年(一八七六)四月に太政官布

優品を皇室財産として収集することができるようになったのである. が担うこととなった。 用した。さらに、 により、陵墓治定作業を進める目的から古墳を発見した際の届出制を採 を所管する内務省から宮内省へ移管され、 八六)には博物館が宮内省に移管されたことから、 古墳を管理する古墳行政は、 対象を古墳の出土品収集にも広げ、 目的は皇室財産の形成にあったとされ、 明治十三年(一八八〇)以降、 宮内省は「宮内省達乙三号」 埋蔵物行政も宮内省 明治十九年 全国から 地方行政 <u>一</u>八

> がっていった。 を立てて進め、古墳の保護や埋蔵物の届出と保存という取り組みにつな半ば以降に行われた陵墓見込地や陵墓伝説地の比定事業は宮内省が方針年(一八七一)二月十四日の太政官布告により開始された。明治十年代

このような動きと並行して、

明治政府の全国的な陵墓調査が、

明治四

て、 宮崎県が規則を制定した理由については言及されていない。 在が背景となったと分析している。 的位置づけと西都原古墳群や新田原古墳群などの規模の大きな史跡の存 付の訓令第百四十一号を挙げ、 を定めたものであると指摘している。さらに尾谷氏は、 取締規則」及び「宮内省達乙三号」を上位法令とし、県内の手続き手順 全国的に早い段階に作られた「先駆的な法令」であり、 たのである。近代古墳保存行政を研究する尾谷雅比古氏は、この規則が 令第六二号「古墳古物等取締規則」(以下、「規則」とする) そのような中、 町村役場や警察署等に対して心得違いのないよう注意を行った同日 宮崎県では明治二十五年 宮崎県が皇祖発祥の地であるという国史 しかし、明治二十五年という段階で (一八九二) 十一月七日に県 先述の「遺失物 規則発布につい が制定され

にし、今後の文化財保護行政に資することとしたい。本稿では、この規則に関係する諸史料を紹介する。これまで、発布された規則そのものは全文が公表されているが、規則ができるまでの行政を明る立書、関係する訓令や内規等については未公開である。の政府等の反応などを知ることができる。宮崎県内において、現在に関連する文書、関係する訓令や内規等については未公開である。本稿では、この規則に関係する諸史料を紹介する。これまで、発布さ

「古墳古物等取締規則」関係文書の概要

(一)「古墳古物等取締規則」と関連法規

まず、規則の条文について解説する(史料Iー①)。

の状況を記して県知事へ提出するよう定めている。当する場所、言い伝え等のある古跡を開発する前に、理由や図面、近隣第一条は古墳・史跡相当地の開発届出制である。古墳または古墳に相

第二条では、古墳・史跡等の発見時の工事停止を規定した。

を発掘または発見した場合、三日以内に状況を記して所轄警察官に届出第三条は、遺失物を除き、出土遺物や古い図書画類(古典籍や美術品)

ることを定めた

上一円九十五銭以下)という罰則規定が設けられた。第四条では違反者の拘留(二日以上十日以下)または罰金(五十銭以

ることがわかる。

おいのように、古墳・史跡相当地における開発行為の届出制、古墳・史のように、「遺失物取扱規則」第十四条(史料II⑤参照)によって処分さいのように、古墳・史跡相当地における開発行為の届出制、古墳・史

料II①)。 れ、「三十日未満ノ拘留又ハ弐拾円未満ノ科料」に強化されている(史れ、「三十日未満ノ拘留又ハ弐拾円未満ノ科料」に強化されている(史なお、第四条の罰則規定は、明治四十一年(一九〇八)十月に改正さ

をしないよう注意が行われている。宮崎県には古代の遺跡や遺物が多いれた訓令には、規則を出すことになった公的な理由が記され、心得違いる(史料II②)。郡役所・警察署・警察分署・町村役場に対して示さ規則と同日付で、規則発布について県訓令第百四十一号が出されてい

感が記されている。では地理上歴史上の考証ができなくなり、滅失してしまうことへの危機こと、開発等に伴い古墳・古物の保存に支障がある状況と、現状のまま

が困難な場合は、形状を模写して送るように通知したものである。関係書類を内務部第三課に送付すること、遺物が脆弱または大形で輸送II③)。これは、規則第三条によって所轄警察署に届けられた遺物とた場合の取り扱い方が、警察署及び警察分署宛に出されている(史料さらに、明治二十六年一月には訓令第二号で、規則により届出があっ

署が対応できるよう取扱い方法の説明等がなされたのであろう。 規則が発布され、条文に基づき届出が行われた場合を想定して、各部

(二)「古墳古物等取締規則」制定の経緯

ごとにまとめられ、 度ごとに目次があり、 県内外の団体・機関や中央官庁との往復文書を主な内容としている。 する公文書であり、 年(一九五〇)にかけて簿冊の形で残され、「名勝旧蹟古墳」とタイト 行政の変遷を知る上で重要かつ基本的な史料となっている。 化財の登録などの手続きで利用される現用文書であり、宮崎県の文化財 ルが付された行政文書群である。 て紹介しておこう。これは、 まず、 次に、規則制定の経緯に関する史料を取り上げる(史料Ⅱ 本稿に収録した史料が収められている「名勝旧蹟古墳」 番号と表題が付されている 古墳の調査、 基本的に日付の昇順に処理された一連の行政文書 明治二十五年(一八九二)から昭和二十五 史跡指定、 現在は、宮崎県教育庁文化財課が所蔵 発掘の届出などに関して、 簿冊には年 につい 文

ゝ; ⑥ けでなく、地方の文化財保護行政を知るうえで貴重な歴史史料となってけでなく、地方の文化財保護行政を知るうえで貴重な歴史史料となって

く、日付の古い順に解説しよう。体的な経緯がわかる史料群があるので紹介したい。簿冊の収録順ではな体的な経緯がわかる史料群があるので紹介したい。簿冊の収録順ではなって、「名勝旧蹟古墳」(明治二十五年)には、規則の制定に関して具

ている ことがわかる。 伺いのとおり認めると記されている。農商務大臣からの文書は確認でき 求めている。この伺書に対しては、七月二十七日付で内務省指令があり、 古物の煙滅や散逸のおそれがあることを理由に、 月太政官第五十六号布告が十数年前の規定であり現状に適さず、 荒らされていること、 発祥の地であること、 いる。そして、 効でないため、 ることを背景とし、 な効果を挙げていないこと、近年古器物を大事にせず競売する傾向にあ 大臣及び農商務大臣宛に「古墳古物等取締規則発布ノ義ニ付伺」を出し 九号」 別紙 のほか、 (史料Ⅱー⑤)。この起案文書の伺文では、従来の令達等が十分 後述するように鹿児島大林区署宛の文書に がある。 ノ通認可相成候」とあるので、 · 遺失物取締規則」 「罰例処新法 古墳古物等取締規則発布」 関係機関である内務省と農商務省に対し、宮崎県が皇祖 なお、 しかるべき機関の承諾が必要であると起案理由を記して 明治十三年十二月二十四日付の鹿児島県布達 この布達は、 大林区署所管の土地に対しては知事が出す県令は有 この何書には、 県内の道路等の開鑿や開発行為で古墳や古器物が 明治七年五月の太政官第五十九号及び明治九年四 石槨土器等の露出や開墾行為での古墳確 参考として関連法令が掲載されて 農商務省からも承認されている だが、 (明治十四年太政官第七十二号 五月二十七日付で内務 規則を発布する承諾を 「其筋へ御伺相成候 「甲第二 古墳や

とも念頭に、規則の条文を作成したと考えられる。めての布達である。宮崎県としては、すでにこの布達が出されているこている。当時宮崎県は鹿児島県に併合されていたが、県から出された初認などの場合、詳細な絵図面と地名・字名を調べて提出することを求め

ことを防ぐためとしている。 土器類の出土に関する風聞が広まり、 内に向け通達を行っていた。 への何書の翌日付であり、 可相成候得共」に注目したい。日付は、 ょ 古墳や古い言い伝えがある地の開墾や伐木をしないよう町村長へ訓 の古墳発掘により玉類や土器類が出土したことを受けて、 十五年五月に作成された通達案である(史料Ⅱー①)。 次に「四 という内容である。ここでは「古墳古物取締ニ付テハ不日規則発 各郡長へ古墳古物等取締方通達」は、 規則発布の可能性が高まっていた時期に、 また、規則を制定する理由として、 「射利ノ目的」で盗掘が行われ 後述の内務大臣及び農商務大臣 規則発布前 北那珂郡住吉村 各郡長に対 の明 玉類 治 県

答を得ている。この伺いに対し、九月五日付で「異議無之」との回求める内容である。この伺いに対し、九月五日付で「異議無之」との回の工事等に際し、規則に沿って事前の連絡や手続きを踏むことの了解を関する照会を行っている(史料Ⅱー④)。鹿児島大林区署の所管地内で農商務大臣の承認後の八月に、鹿児島大林区署長に対して規則発布に

備した。参考資料として「鉱業条例施行細則」が掲載されている(史料制定の理由を記し郡役所・警察署や町村役場へ示す訓令案(丁案)を準児島大林区署長及び福岡鉱山監督署長への通牒案(乙案・丙案)、規則規則を発布するにあたり、発布の通達案(甲案)、関係機関である鹿

II (3)

受否、 度から実行に移すため、規則発布を受けて定めたものであろう。 保存の経費を地方税により支弁するとした。特に、第三条の古物寄付の の貸与や一般への観覧に供することも規定している。第四条では、 保管すること、 務について記している。第三条では、 生じた場合は同課に合議することを伝え、第二条では内務部第三課の業 内規の第一条では、 そして、 さらに、 第四条の保存費支出について、県会への諮問及び決議を経て翌年 規則発布について取り扱い内規を定めている (史料Ⅱー②)。 明治二十五年十一月七日に規則が公布された。 適宜由来を調べ地理上歴史上の考証を行うこと、 主管課が内務部第三課であること、案件の処理等が 寄付された古物は県有とし本庁で 、学校へ 古物

料Ⅱ一⑥)、 児島大林区署長と福岡鉱山監督署長宛に訂正の申達を行っているが 規則発布直後の十一月十二日に、 正誤を記した別紙がないため、 規則の中に誤謬があったとして、 誤謬の箇所は不明である。 (史 鹿

いので、 七号で「伺 び農商務大臣宛に出した伺書(史料ⅡⅠ⑤)の文章を記し制定の背景を ではないかと指摘し、手続きを取らない者を処罰することは穏当ではな 民有地内の行為に対して許可制を設定することは所有権の侵害になるの 分を削除している 議し発令した段階であることを伝えることに変更し、繰り返しの説明部 説明することを考えていたようだが、 からの照会である(史料Ⅱー⑦)。十一月十九日付の照会文書の内容は、 規則制定後すぐに宮崎県に対して送られてきたのが、 回答案が作成されている。当初は、 制定の詳細な理由を報告するよう求めたのである。この照会に ノ通」 承認すると回答があったこと、 七月二十七日付内務省指令甲第三 五月二十七日付で内務大臣及 鹿児島大林区署へも協 内務省警保局長

> 報告や回答などの往復文書が収められており、 以上のように、 「名勝旧蹟古墳」 には、 規則制定をめぐる起案文書、 制定当時の行政としての

(三)「古墳保存二関スル訓令」

考え方を知ることができる。

存二関スル訓令」を紹介する(史料皿) 最後に、大正二年(一九一三)三月、 有吉忠 一知事が出した「古墳保

表明されたものである。 埋め戻しなどを終えて復旧申告祭を催し、 古墳群発掘調査の第一次調査において、大正二年一月二十日に、 この訓令は、県主導で大正元年(一九一二)十二月に開始した西都 調査が終了したことを受けて

原

を受け、 は、 号により古墳等の開掘・埋立や竹林の伐採、 があることを説明し、東京・京都両帝国大学や宮内省から専門家の派遣 的は古墳や遺物の保存であった。 は、 跡等の保存に対し、 規則」に言及するのである。 な史跡を破壊していることを憂慮している。そして、 を表したと説明する。その事理を理解せず盗掘や開発、 ノ淵源」を解明する古墳や遺物があることから、これらを保存する必要 訓令が収録されている『加除自在 速やかに定められた手続きを行うよう規定していることに触 史料の表題を「古墳其他遺物保存ニ関シ注意ノ件」としており、 発掘調査を行い研究を進め、祭典を行って原形に復し尊崇の念 さらに細心の注意を払うよう求めている。 宮崎県はすでに明治二十五年県令第六十二 宮崎県が皇祖発祥の地であり、 現行宮崎県令規全集 または遺物を発見したとき 「古墳古物等取締 開墾により貴重 第一 輯 国 史 目 で 史

大正時代に西都原古墳群発掘調査が行われた背景の一つに、 規則の存

在と史跡等破壊の現状があったことが確認できる。

おわりに

それがあるという見解を示していたことも明らかになった。 され、大正時代にも効力を有していたことを確認することができた。 要性があって規則が制定されたこと、 買の対象とする傾向があることを背景に古墳や古物の保存を強化する必 をめぐる状況を紹介した。明治二十五年頃の宮崎県においては、 料群を取り上げ、 出してきた従来の令達等が十分な効果を挙げていないこと、古器物を売 本稿では、「古墳古物等取締規則」 内務省警保局が、 宮崎県において初めて制定された古墳や遺物等の保存 規則の罰則規定が民有地に対する所有権侵害のお 明治四十一年には罰則規定が強化 及び関連の細則、 制定に関する史 政府が ま

物等取締規則」の考え方は、予算を伴う継続的な業務として実施されている。提案理由には「本県各地二於テ発見スル古器物ヲ購入保存セントスルニ由ル」とある。県は規則第三条にある遺物や図書画のようなことがわかっている。明治二十五年十一月に始まった通常とのである。「財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が着極的な古墳・古器物の保護を行っていたことが記り、宮崎県が高。「財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高。「財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高い、財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高い、財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高いの産業を予算化したことがわかっている。明治二十五年十一月に始まった通常を予算化した。関土が必要となる場合を想定していたのである。「財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高い、国のである。「財産費」は明治二十六年度から予算が新設されており、宮崎県が高い、国のである。「古墳古様のなどのでは、関連に関する。「古墳古様のなどのでは、関連には、大田のでは、大田ののでは、、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののは、大田のは、大田ののは、大田ののでは、大田ののは、

れたのである

「古墳古物等取締規則」

の特徴は、

国が出した埋蔵文化財に対する法

の史跡保存に対する考え方が表れた史料群といえるだろう。 合等に基づいて、古墳・古物等に特化して定めたところにある。宮崎

注

 $\widehat{\underline{1}}$

- (一)」(『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要 第3号』二〇〇七年)を参照。文化財の保護政策については、拙稿「明治期~昭和戦前期の文化財保護政策を考え
- ている「埋蔵文化財」を使用する。と表記されている。本稿では、文化財保護法の用語で広く用いられ、一般的に理解され(2)明治時代に「埋蔵文化財」という用語は存在せず、規則中では「埋蔵ノ物」「埋蔵物」
- (3) 尾谷雅比古『近代古墳保存行政の研究』思文閣出版、二〇一三
- (4) 外池昇『事典 陵墓参考地』吉川弘文館、二〇〇五年
- (5) 尾谷雅比古前掲書
- (6) 尾谷雅比古前掲書
- 『宮崎県史』に採録された。 調査が行われた考古学史に残る史跡である。その発掘の経緯や実態を明らかにするため、調査が行われた考古学史に残る史跡である。その発掘の経緯や実態を明らかにするため、に選別して収録されている。西都原古墳群は、全国に先駆けて専門的かつ大規模に発掘の西都原古墳群発掘調査に関する史料が、『宮崎県史 資料編考古2』(宮崎県、一九九三年)(7)「名勝旧蹟古墳」のうち明治四十五年(一九一二)から大正七年(一九一八)までの
- (8)『宮崎県会史 全』宮崎県、一九一二年

【史料目次】

Ι 「古墳古物等取締規則」及び関連令達

(明治二十五年~二十六年)

7 頁

7頁

①古墳古物等取締規則

②古墳古物等取締規則発布に付

心得違なき様注意方の件 7 頁

③古墳古物等取締規則により届出るもの

あるとき取扱方 8頁

\prod 「古墳古物等取締規則」制定に関する史料

(明治二十五年) 8頁

①規則不日発布につき各郡長へ

四

各郡長へ古墳古物等取締方通達

古墳古物等取締方通達 8頁

②古墳古物等取締規則発布につき内規制定

五

古墳古物等取締規則発布

8頁

③古墳古物等取締規則の発布・通牒

および県訓令の通達 9頁

④古墳古物等取締規則発布につき

鹿児島県大林区署長へ照会 10 頁

⑤古墳古物等取締規則につき内務省

および農商務省へ伺い ll 頁

⑥古墳古物等取締規則中誤謬の訂正につき申進 13 頁

⑦古墳古物等取締規則の制定理由につき

内務省警保局長より照会 13 頁

古墳保存に関する訓令(大正二年)

14 頁

l4 頁

 \blacksquare

古墳其他遺物保存ニ関シ注意ノ件

【凡例】

崎県西都原古墳調査報告書』(宮崎県、大正四年)に収録されている 書から『現行 宮崎県令達彙纂』(宮崎県、明治二十九年)及び『現 県教育庁文化財課蔵「名勝旧蹟古墳」を翻刻したほか、刊行された文 「古墳古物等取締規則」に関するものである。史料は、 図書館デジタルコレクションを利用して翻刻を行った。 ものを掲載した。宮崎県の令達及び例規に関する既刊行物は国立国会 本稿で収録した史料群は、明治二十五年十一月七日に発布され 宮崎県令達彙纂 宮崎県令規全集 中巻』(宮崎県、明治四十三年)、『加除自在 現 第一輯』(帝国地方行政学会、大正六年)、『宮 原文書の宮崎

- 2 に直した。 漢字は、原則として当用漢字を使用した。また、略字や俗字は本字
- 3 読点は、筆耕者が適宜付した。
- 4 「~」(見せ消ち)を各文字の行間左側に付した。 行間に〔ママ〕 と注記した。また、本文中で抹消されている部分は 注記については、行間右側〔 〕内に記した。明らかな誤字には
- 5 くり返し記号については、漢字は「々」、片かなは「ヽ」で示した。
- 6 勝旧蹟古墳」の関係史料は、 文書の内容にしたがって筆耕者が表題を付けた。ただし、史料Ⅱの「名 出典ごとにI~Ⅲに分け、文書ごとに丸数字を史料番号として付し 最初に簿冊目次の番号(漢数字)と表題
- 出典は、史料Ⅰ~Ⅲの最後の $\overline{}$ 内に明記した。

①古墳古物等取締規則及び関連令達(明治二十五年~二十六年)

宮崎県令第六十二号(廿五年十一月七日)

古墳古物等取締規則左ノ通定ム

古墳古物等取締規則

所ニ在アル竹木ノ類ヲ伐ラントスル者ハ、予シメ其事由、地名、現況第一条 官民ノ地内ニ於テ、左ノ箇所ノ開掘若クハ埋立ヲ為シ又ハ其箇

及近傍ノ模様ヲ記シ、図面ヲ添ヘテ知事ニ伺出可シ

時ニ本文ノ書類ヲ差出ス可シ

本文ト同キ箇所ニ付、

他ノ成規ニヨリ許可ヲ受クヘキモノハ、

同

一 古墳又ハ古墳ト見ユル所

二 由緒又ハ古キ言ヒ伝ヘアル所

止メテ第一条ノ手続ヲ為ス可シ竹木ノ類ヲ伐ルニ当リ、第一条ノ箇所ヲ見出シタル者ハ、先其工事ヲ第二条「官民ノ地内ニ於テ、開掘若シクハ埋立ヲ為シ又ハ其箇所ニ在ル

シタル者ハ、三日以内ニ其事由、地名及其地ノ模様ヲ述ヘ、実物ヲ添第三条 官民ノ内地ニ於テ左ノ品物(遺失物ヲ除ク)ヲ見出シ又ハ堀出

一 昔ノ遺物又ハ遺物ト認ムル物

ヘテ所轄警察官ニ届出ツ可シ

二 古キ図書画ノ類

処シ、又ハ五拾銭以上壱円九拾五銭以下ノ科料ニ処ス第四条第一条、第二条、第三条ニ違フ者ハニ日以上十日以下ノ拘留ニ

但、遺失物取締規則第十四条ニ拠リ処分セラルヽ者ハ本条ノ限ニアラ

ス

〔明治四十一年十月県令第九十二号ニテ第四条ヲ改ム〕

第四条 本則ニ違反シタルモノハ三十日未満ノ拘留又ハ弐拾円未満ノ科

料二処ス

『現行 宮崎県令達彙纂 明治二十九年』、改正は『現行 宮崎県令達彙纂 中巻』

(明治四十三年)、いずれも国立国会図書館蔵(国立国会図書館デジタルコレク

ションより)]

訓令第百四十一号(廿五年十一月七日) ②古墳古物等取締規則発布に付心得違なき様注意方の件

郡役所 警察署 警察分署

取計フヘシ 欲スル者アレハ、之ヲ聞届クルコトアルヘキニ付、 意致スヘシ、而シテ若シ発見ノ古物等ニシテ当庁ニ於テ保存スルコトヲ ヲ発シタル所以ナリ、 モ免レサルコト少カラス、 テ之ヲ開掘スルモノ等ナキニアラサリシモ、 古墳又ハ古物ヲ発見シ或ハ予メ之ヲ認知シナカラ古物ヲ得ルノ目的ヲ以 路又ハ水路ヲ開鑿シ、山野荒蕪地ヲ開拓シ又ハ鉱物ヲ採掘スル等ノ際 係ヲ有スルヲ以テ、之ヲ保存スルハ最モ必要ノコトヽス、 本県ハ古代ノ遺蹟遺物ノ類多ク、地理上歴史上共ニ我カ国体ニ著シキ関 ノ多ク、為ニ地理上歴史上ノ考証ヲ失フノミナラス、旧蹟古物ノ廃亡ヲ 依テ篤ク此ノ旨趣ヲ体認シ、 是レ今般県令第六十二号古墳古物等取締規則 其保存ノ法充分ナラサルモ 心得違ノ者無之様注 便宜寄附セシメ候様 然ルニ従来道

③古墳古物等取締規則により届出るものあるとき取扱方

訓令第二号(廿六年一月十三日

警察署 警察分署

詳記シタル絵図面ヲ添へ、当庁内務部第三課ニ送付ス可シ 明治二十五年 ノ届出アルトキハ、現品ニ其見出シ又ハ掘出シタル場所並近傍ノ模様ヲ (十一月) 宮崎県令第六十三号古墳古物等取締規則第三条

不便ナルトキハ、 其形状ヲ模写シテ之ヲ送付ス可シ

物質脆弱ニシテ運搬途中毀損ノ虞アルモノ又ハ大形等ニシテ運送ニ

但、

『現行 宮崎県令達彙纂 明治二十九年』国立国会図書館蔵

(国立国会図書館デジタルコレクションより)]

掘ヲ企テ候者可有之哉モ難計ト存候間、 町村長へ御訓示相成度、 由緒若クハ古キ言ヒ伝ヘアル地ハ、猥ニ開墾並伐木等不致候様取締方、 類掘出候次第モ有之、是等ノ風聞ニ依リ、或ハ他ニ射利ノ目的ヲ以テ発 吉村大字芳士字青水ニ於テ古墳ト認メラル、モノヲ発掘シ、 古墳古物等取締ニ付テハ、 依命此段及御通達候也 不日規則発布可相成候得共、 古墳ハ勿論古墳ト見ユル地又ハ 曩二北那珂郡住 玉類並土器

明治二十五年五月廿八日 内務部長

各郡長宛

町村長ヨリ予シメ其事由ヲ具シ伺出シメ、又「偶然」古物類ヲ掘出シ タル者アルトキハ、 追而本文ノ地所ヲ開掘シ又ハ伐木等ヲ為サントスルモノアルトキハ、) 東二其事由ヲ詳具シ報告候様御取計相成度、 (編書) [セシスラレ度] 此段

「古墳古物等取締規則」の制定経緯に関する史料(明治二十五年)

申添候也

II

簿冊目次「四 各郡長へ古墳古物等取締方通達

①規則不日発布につき各郡長へ古墳古物等取締方通達

四 印

「回議第一九二号」

同月同日決議 五月廿八日済愈

明治廿五年五月廿七日仕出 浄書

第三課印印 主任印

知事印

内務部長印

古墳古物等取締規則不日御発布可相成候得共、 右御発布前古墳等発掘致

候テハ不都合ニ付、 旁左案ノ通通達相成可然哉 相伺候

「三往第五五四号」

知事印

校合

月

日受領

十一月十日仕出

] 「完結」

②古墳古物等取締規則発布につき内規制定

古墳古物等取締規則発布」

簿冊目次「五

明治二十五年

回議第三六五号

浄書

第三課印印印

主任印

月

日決議

月

日済 校合

第二課印印印印 課印印印印印

警察部長印 内務部長印

第四課印印印

技師邸 参事官印 保安課印印

-8-

等ヲ簿冊ニ登記シ置クモノトス

ラレ可然哉、 保存費支出等ハ本年通常県会ノ決議ヲ経テ、 問又ハ其決議ヲ経テ御実施可相成モノニ候得共、予メ該手続御規定相成 規定相成度、 古墳古物等取締規則今般御発布相成候ニ付テハ、 尤第三条ノ古物寄附ノ受否並第四条ノ保存費ハ、 此段相伺候 来ル二十六年度ヨリ施行セ 右取扱内規別紙 県会へ諮 ノ通御

但 古墳古物等取締規則ノ旨趣貫徹難致ト被存候ニ付、 遺失物及遺留品取扱心得第三十一条ハ改正セラルヽニアラサレ 御改正案ハ保安課 八

於テ取調可相伺候

古墳古物等取扱内規

第一条 第二条 項ニ該ルモノアルトキハ、其名称、 扱心得第三十一条ノ申告アリタルトキハ、 主管トシ、 内務部第三課ニ於テハ、 古墳古物等取締規則第一条本文ニ係ルモノハ、 同条但書ニ該ル事件ヲ処理スルトキ又ハ遺失物及遺留品取 古墳古物等取締規則第一条、 形状、 同課ニ合議スルモノトス 地名並所有主ノ住所、 内務部第三課ノ 第三条各 氏名

前項 受ケテ、其物質由来等ヲ審ニシ地理上歴史上ノ考証ニ供スルモノトス 之ヲ保管セシム「ス」ルモノトス、但 覧 (セシムルコトアルヘシ (ブ物件ハ、 古物ヲ寄附スルモノアルトキハ、県有トシ内務部第三課ヲシテ古物ヲ寄附スルモノアルトキハ、県有トシ内務部第三課ヲシテ 本県直轄学校へ貸与シ又ハ一般人民ノ請求ニ依リ之ヲ 『時宜ニ依リ」考古家ノ鑑定ヲ

第四条 古物保存ニ要スル経費ハ、 地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルモノトス

③古墳古物等取締規則の発布・通牒および県訓令の通達

印 「第二五八四号」

明治二十五年回議第三二三号

日受領 十月十三日仕出 「十一」月「四」 日決議 十一月八日済印

一課印印

第三課印印印

主任印

知事印

月

内務部長印

警察部長印 保安課印印

参事官印

知事官房印印印

第四課回回回回回

技師印

第一 課印印印印

可然哉、 相成、 之候ニ付、丁案ノ通御訓令相成可然哉、 御協議済二付、 古墳古物等取締規則発布ノ義、 又県令ノミニテハ規則御制定ノ理由判明不致且古物保存ノ必要有 尤鉱山監督署二交渉事件二付、 甲案ヲ以テ御発布、乙案ヲ以テ大林区署長へ御通牒相成 内務大臣認可ノ上、 相伺候 御発布ノ上ハ丙案ヲ以テ御通 鹿児島大林区署長

督署長へ御通牒ニ添付ノ規則ハ、 但 古物等取扱ニ関スル内規ハ別ニ可相伺候、 増刷相成候様致度、 又大林区署長並鉱山 此段添伺候

甲案

宮崎県令第六十三号

古墳古物等取締規則左 ノ通定

明治二十五年十一月七日 知事

Z

[三往第二〇五号]

古物等取締規則、今般別紙ノ通発布候条、此段及御通牒候也曩ニ三往第一六〇号ヲ以テ御協議ノ上、乙第三六〇号御同意ヲ得候古墳

明治二十五年十一月八日 知事

鹿児島大林区署長 宛

丙案

「三往第二〇六号」

明治二十五年十一月八日 知事

ヒ、御通牒可致ニ付、右ニ依リ何分ノ御処分相成度、此段及御通牒候也ハ鉱業上ニ関シ、右取締ヲ要スルトキハ、鉱業条例施行細則第七条ニ従今般古墳古物等取締規則別紙ノ通内務大臣ノ認可ヲ得テ発布致候、就テ

福岡鉱山監督署長 宛

丁案

訓令第百四十一号

郡役所

警察署

警察分署

町村役場

路又ハ水路ヲ開鑿シ、山野荒蕪地ヲ開拓シ又ハ鉱物ヲ採掘スル等ノ際、係ヲ有スルヲ以テ、之ヲ保存スルハ最モ必要ノコトヽス、然ルニ従来道本県ハ古代ノ遺蹟遺物ノ類多ク、地理上歴史上共ニ我カ国体ニ著シキ関

立メ候様、取計フへシ 古墳又ハ古物ヲ発見シ或ハ予メ之ヲ認知シナカラ古物ヲ得ルノ目的ヲ以 古墳又ハ古物ヲ発見シ或ハ予メ之ヲ認知シナカラ古物ヲ得ルノ目的ヲ以 古墳又ハ古物ヲ発見シ或ハ予メ之ヲ認知シナカラ古物ヲ得ルノ目的ヲ以

明治二十五年十一月七日知事

参照」

Ħ.

鉱業条例施行細

添付図面ヲ修正若クハ補充シタルトキハ、三日以内ニ其書類又ハ図面第七条 試掘又ハ採掘ヲ出願シタルトキ及ヒ試掘願書、採掘願書又ハ其

ノ写ヲ添へ鉱山所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

其意見ヲ通知シ、採掘ニ就テハ農商務大臣ニ其意見ヲ上申スヘシ書ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ、試掘ニ就テハ所轄鉱山監督署長ニ地方長官試掘又ハ採掘ノ事業公益ニ害アリト認ムルトキハ、前項ノ届

④古墳古物等取締規則発布につき鹿児島県大林区署長へ照会

丁号

「印」「三課」回覧」「天 九月七日受 第七〇九号(欄外) (欄外米印)

印

「乙第三六〇号」

テ御照会之趣了承、 古墳古物等取締規則御発布ノ義ニ付、客月十九日付三往第一六〇号ヲ以 示之手続履行可致候、 右ハ当署ニ於テ異議無之、 此段及御回答候也 該規則御発布之上ハ御開

明治廿五年九月五日 鹿児島県大林区署長

林務官

松井武節回

宮崎県知事 萩原汎愛 殿

「知事代理印

内務部長印

本件ニ付テハ尚取調ヲ要スル件有之候ニ付、発布ノ義ハ追テ可相伺候

明治二十五年八月 知事

鹿児嶋大林区署長

宛

布ノ上ハ、更ニ御通牒可致候得共、

予メ此段及御協議候也

テ貴署ニ於テハ、右ニ依リ何分ノ御処分相成候手続ニ致度、

尤モ規則

而シ

以当庁へ伺出シメ支障ノ有無ヲ取調、其書面ヲ交付致スコトヽシ、

先以一応当庁へ御問合之上、御処分相成、其人民ニ於テ着手候者ハ、先 二御所管ノ土地ニ係ルモノニシテ、貴署ニ於テ直接御着手相成候節ハ、 締規則発布ノ義今般内務大臣ノ認可ヲ得候ニ付、不日発布可致候、

追テ別紙規則案第三条ノ場合ニハ、 実物ヲ添へ最寄警察官へ御移牒相

成度、 此段申添候也

知事代理印 第三課回回主任印 明治二十五年回議第二〇〇号

「主任回シ甸」

「丙号」

八月二日受領

八月三日仕出

八月十八日決議

八月十九日済命

校合印印

内務部長印

第二課印

警察部長印 保安課印

通認可相成候ニ付テハ、左案ノ通鹿児嶋大林区署長へ御協議相成候可然 古墳並古物等取締規則発布ノ義ニ付予テ其筋へ御伺相成居候処、 別紙

相伺候

[三往第一六〇号]

係ヲ有スル義ニ付、 本県ハ古代ノ遺蹟遺物ノ類多ク、地理上歴史上共ニ我カ国体ニ著シキ関 之ヲ保存スルハ最モ必要ニ有之候、 依テ別紙ノ通取

⑤古墳古物等取締規則につき内務省および農商務省へ伺い

[三課印]「天 欄外」 八月二日受 第五二五号」

内務省指令甲第三七号

本年五月廿七日付三第五〇号伺古墳古物等取締規則発 付布方ノ件ハ、

但、 主管ノ件ニ付本大臣限リ指令ス 伺ノ通

明治二十五年七月廿七日 内務大臣 河野敏鎌 印

「甲号」

「回議第一七五号」

明治廿五年五月十七日仕出 同月廿六日決議 月 日済印 浄書印 校合印印

知事印

内務部長印

第三課印印印

主任印

第二課印印印印

参事官印印

警察部長印 保安課代印

技師邸

古墳等発掘スルニ至ルノ恐レ有之、 尤 本 県規定ニ依り、願書等差出殊ニ近来古器物ヲ貴重スルヨリ 競 フテ之ヲ購買スルノ傾向アルヲ以テ、「#書 「ヱ」 可然被存候間、 セラレタル県令ハ其効ヲ有セサルモノ有之候ニ付、 取締難出来被存候、 候モノモ有之候得共、 古墳並古物等取締ニ付テハ、従来令達有之候得共、充分其効ヲ奏シ難ク、 別紙ノ通御制定ノ見込ヲ以テ、左案ノ通御伺定相成可然 又大林区署所管ノ土地ニハ、知事ノ職権ヲ以テ発布 本件ニ付テハ別ニ書類差出サシムルニアラサレハ 其筋ノ認可ヲ得ラレ

「三第五〇号」

相伺候

古墳古物等取締規則発布ノ義ニ付伺

見スルモノアリ、 治七年五月太政官第五十九号達並明治九年四月太政官第五十六号布告 テ殊更ニ之ヲ開掘スルモノ等アリ、然ルニ是等ノ取締方ニ関シテハ、 路ヲ開鑿シ、又ハ山野荒蕪地ヲ開拓スル等ニ際シ、 係ヲ有スル義ニ付、 本県ハ古代ノ遺蹟遺物ノ類多ク、 或ハ予シメ之ヲ認知シナカラ古器物ヲ得ルノ目的ヲ以 之ヲ保存スルハ最モ必要ニ有之候処、従来道路及水 地理上歴史上共ニ我カ国体ニ著シキ関 古墳又ハ古器物ヲ発 明

> 「等」有之候得共、「是等多クハ」十数年前ノ御規定ニシテ、『希曹承之郎 ヲ設ケ、 少カラス、況ンヤ本県ハ前記ノ如ク特別ノ土地柄ニ付、 充分ノ取締ニ適シカタキモノ往々有之、為メニ古墳古物ノ煙滅散逸ノ恐 厳重二実施致度、 此段相伺候也 旁別紙取締規則 今日ノ情況

明治二十五年五月廿七日 知事

内務大臣 宛

農商務大臣 宛

該署へ協議ヲ遂ケ候見込ニ有之候間、 追テ本件御認可ノ上ハ、大林区署所管ノ土地ニ関スル取扱方ニ付テハ、 此段添申候也

古墳古物等取締規則

第一 地名、 文ト同キ箇所ニ付、 為シ又ハ其箇所ニ在ル竹木ノ類ヲ伐ラントスル者ハ、予シメ其事由 文ノ書類ヲ差出ス可シ 条 官有地又ハ民有地「内」ニ於テ、左ノ箇所ノ開掘若クハ埋立ヲ条 官有地又ハ民有地「内」ニ於テ、左ノ箇所ノ開掘若クハ埋立ヲ 現況及近傍ノ模様ヲ記シ、 他ノ成規ニヨリ許可ヲ受クヘキモノハ、同時ニ本 図面ヲ添ヘテ知事ニ伺出可シ、

- 古墳又ハ古墳ト見ユル所
- 由緒又ハ古キ言ヒ伝ヘアル所

第二条 其箇所ニ在ル竹木ノ類ヲ伐ルニ当リ、第一条ノ箇所ヲ見出シタル者ハ 先其工事ヲ止メテ第一条ノ手続ヲ為ス可シ 官有地又八民有地「内」二於テ、官有地又八民有地「内」二於テ、 開掘若シクハ埋立ヲ為シ又ハ

第三条 官ニ届出「ツ」可シ 三日以内二其事由、 官民ノ地内ニ於テ左ノ品物 遺失物 ヲ見出シ又ハ堀出シタル者ハ、 地名及其地ノ模様ヲ述へ、実物ヲ添ヘテ所轄警察

昔ノ遺物又ハ遺物ト認ムル物

古キ図書画ノ類

第四条 第一条、 第二条、 第三条ニ違フ者ハニ日以上十日以下ノ拘留ニ

処シ、 又ハ五拾銭以上壱円九拾五銭以下ノ科料ニ処ス

但、 遺失物取締規則第十四条ニ拠リ処分セラル、者ハ、 本条ノ限ニ

<u></u>

アラス

遺失物取扱規則

第十四条 セス、或ハ物主ノ其主タル事ヲ証明スルニ冒認シテ返還セサル者ハ、 凡遺失物及逸走畜類若クハ埋蔵物ヲ掘得テ、 官私ニ全ク送還

並ニ律ヲ照シテ処分ス

罰例処新法 十四年十二月二十八日 太政官第七十二号布告

第四条 法二照シ律二照シ若クハ違令違式二照シ処断ストアリ及ヒ咎可

申付トアルハ、 総テ弐円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

甲第二百拾九号

以テ公達ノ趣有之、 上世以来御陵墓所在未定之分取調ノ義ニ付、 就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリトモ猥リニ 去ル七年五月第五十九号ヲ

発掘不致筈ニ候得共、 自然風雨等ノ為メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不

口碑流伝ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナ

図古墳ニ堀当リ候様ノ儀有之候ハヽ、

ル絵図面ヲ製シ、 治十三年十二月二十四日 其地名並近傍ノ字等ヲモ取調可申出、 鹿児島県令 渡辺千秋代理 此旨相布達候事

鹿児島県少書記官 上村行徴

⑥古墳古物等取締規則中誤謬の訂正につき申進

明治二十五年回議第三六六号

浄書印 校合印印

日受領 十一月十一日仕出 同月同日決議 十一月十二日済印

知事代理印

月

第三課印印

主任印

内務部長印

曩ニ鹿児島大林区署長並福岡鉱山監督署長へ御通牒相成候県令第六十

二号古墳古物等取締規中誤謬有之候間、

左案ノ通御申進相成可然哉

相伺候

「三往第二〇八号」

二付及御送付候条、 曩二及御通牒候県令第六十二号古墳古物等取締規則中、 正誤方可然御取計相成度、 此段申進候也 別紙之通正誤候

明治二十五年十一月十二日 知事

鹿児島大林区署長

通各 福岡鉱山監督署長 宛

⑦古墳古物等取締規則の制定理由につき内務省警保局長より照会

[欄外附箋] 代印

明治二十五年 回議第三六八号

十一月廿四日受領

同月廿六日仕出

同月同日決議

十一月廿二日済印

校合印

第三課印

知事印

内務部長

主任⑪

警察部長

参事官

と保と安と課

ノ通鹿児島大林区署へ御協議済発令相成候儀ニ付、左案御回答可然哉、紙照会有之候処、右ハ甲、乙号ノ如ク内務大臣へ御伺相成、丙、丁号県令第六十二号古墳古物等取締規則ノ儀ニ付、内務省警保局長ヨリ別

(朱豊) 信何代

「三復第二一五号」 案

ċ理 ċ上 更二鹿児島大林区署へモ協議済発令シタル儀ニ有之候条、 とととととととととととととととととととととととととととととととととと、 必要ノコトニ有之然ルニ従来道路又ハ水路ヲ開鑿シ 当県令第六十二号古墳古物等取締規則 号ヲ以テ御照会ノ趣了承、右ハ「△」 、相伺候処、去七月廿七日付甲第三七号ヲ以テ伺ノ通御指令相成候ニ付、 虚史上 | とことととととととととととととととととととととととととと 本県ハ古代ノ ノ儀ニ付、 本月十九日付警第七〇 遺蹟遺 野荒蕪地ヲ 物と 右様御了知相 と類 は開拓と 多とク 池

成度、此段及御回答候也

《治廿五年十一月 『廿六』日 知恵

內務省警保局長 髙﨑親章 殿

[三課] 「載」即」「天十一月廿四日受第一〇一五号印 [編外朱書] [編外] [編外]

処ハ旧跡保存ノ目的ニ出テタルモノナルヘシトハ云へ、民有地内ノ埋立、県令第六十二号古墳古物等取締規則報告相成候処、本県令ノ主旨トスル「内務省警保局 警第七〇号」

段及御照会候也アリテ斯カル規定ヲ設クルニ至リタルヤ、制定ノ理由御詳報有之度、此アリテ斯カル規定ヲ設クルニ至リタルヤ、制定ノ理由御詳報有之度、此シ制裁ヲ加フルカ如キハ、事理穏当ナラサルカ如シ、右ハ如何ナル必要キハ、所有権ヲ侵害スルノ嫌ナシトセス、且此手続ヲ為サヽルモノニ対開 堀 又ハ竹木等ノ伐採ヲ為スニ当リ、一々伺出許可ヲ経セシムルカ如

5治廿五年十一月十九日 内務省警保局長 髙﨑親章 即

宮崎県知事 萩原汎愛 殿

、宮崎県教育庁文化財課蔵『名勝旧蹟古墳』明治二十五年〕

古墳保存に関する訓令(大正二年)

 \blacksquare

古墳其他遺物保存ニ関シ注意ノ件

訓令第十号(大正二年三月三日)

郡役所 警察署

シ、 ナレ 荒廃煙滅ニ帰セシムルノ虞ナキ能ハス、 フヘキ所ナリトス、 存セル古墳其ノ他ノ遺物ハ、 考証二資スヘキモノ本県ヲ措テ他ニ多ク需ムヘカラス、 苟モ原始時代ニ遡リ建国創業ノ丕績ヲ討ネテ之ヲ顕彰セントセバ、 我カ日向国ハ皇祖発祥ノ地ニシテ、 ノ至誠ヲ不朽ニ伝承スル所以タルノミナラズ、 国民的精神ヲ鞏固ニスル所以ニシテ、 ハ、厳ニ之ガ保存ノ方ヲ設ケ、 然ルニ時勢ノ変遷、 何レモ悠久ナル国史ノ淵源ヲ説明スルモ 以テ其ノ煙滅ヲ防クハ啻ニ報本反始 霊蹤遺跡到ル処ニ存在スルヲ以 若シ今二及ヒテ其保存ノ道ヲ講 警察分署 歳月ノ推移ハ、 本県ノ責務トシテ最モカヲ用 実ニ我国体ノ尊厳ヲ維持 町村役場 蓋シ本県下ニ現 此等ヲシテ漸ク 其

アリ、 東京、 県ハ既ニ明治二十五年県令第六十二号ヲ以テ墳陵ノ開掘埋立ヲ為シ、 ヲ煙滅ニ帰セシムルコトアリ、是レ誠ニ深ク寒心スヘキナリ、 シ、以テ尊崇ノ誠意ヲ表スルニ努メタリ、 モ太古鴻荒ノ事タル、茫乎トシテ燎カナラス、之ヲ闡明啓発セント欲 深ク県令ノ趣旨ヲ貫徹シ、 スヘキヲ規定セリト雖モ、自今其ノ局ニ当ル者ハ一層細心ノ注意ヲ払ヒ ハ其ノ竹木ヲ伐採シ又ハ遺物ヲ発見シタルトキハ、 度ヲ取リ、苟モ不敬ニ陥ランコトヲ惧レ、 行シタル所以ナリ、而シテ其ノ発掘埋座ノ時ニ丁リテハ、最モ慎重ノ熊 スルニ非サレハ、 各種専門学者ノ研究ニ待ツニアラサレハ能ハサザルナリ、是レ曩ニ 徒ニ弄古好奇ノ念ニ駆ラレ、妄ニ古墳ヲ発掘シ、 或ハ道路ノ開鑿、 京都両大学及宮内省ヨリ学者専門家ノ派遣ヲ乞ヒ、 終二復夕奈何トモスル能ハサルニ至ラントス、 荒蕪ノ開墾等ニ当リ、 保存上必ス遺策ナキヲ努ムヘシ 然ルニ世ニハ往々事理ヲ辨 祭典ヲ行ヒ且ツ之ヲ原形ニ復 不知不識是等貴重ノ史蹟 速ニ相当ノ手続ヲ為 神物ヲ媟慢スル者 之カ調査ヲ遂 サレハ本 然レト 若

大正二年三月三日 宮崎県知事 有吉忠

〔『加除自在 現行宮崎県令規全集 第一輯』(宮崎県、大正六年)、

『宮崎県児湯郡西都原古墳調査報告書』(宮崎県、

大正四年)に収録

公表の機会を与えていただいた。記して謝意を表したい。許可をいただいた。また、宮崎県立西都原考古博物館には、【附記】本稿を成すにあたり、宮崎県教育庁文化財課に翻刻・収録の

宮崎県西都原考古博物館研究紀要第19号 執筆者紹介

(五十音順)

今塩屋毅行(IMASHIOYA Takeyuki)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査

加藤 徹 (KATO Itaru)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査

後藤 清隆 (GOTO Kiyotaka)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査

田中 祐紀 (TANAKA Yuki)

宮崎県立西都原考古博物館 整理専門員

橋本 英俊(HASHIMOTO Hidetoshi)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査

日高 広人 (HIDAKA Hiroto)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主幹

松本 茂 (MATSUMOTO Shigeru)

宮崎県立西都原考古博物館 学芸普及担当 主査

籾木 郁朗 (MOMIKI Ikuro)

宮崎県教育庁文化財課 専門主幹

吉本 正典 (YOSHIMOTO Masanori)

宮崎県埋蔵文化財センター 所長

宮崎県立西都原考古博物館研究紀要 執筆要項(投稿規定)

1 執筆者

宮崎県立西都原考古博物館職員及び共同研究者とする。当館からの依頼原稿についてはこの限りで はない。(なお、執筆原稿の内容や頁数によっては、掲載しない場合もある。)

2 執筆内容

- (1)研究論文・資料紹介 (2)調査報告
- (3)研究ノート
- (4) 体験・実験講座成果報告 (5) その他、編集担当者が適当と認めたもの

3 原稿

- (1)締切り 1月末日
- (2)提出 データ入稿を原則として、プリントアウト原稿を添付すること。なお、挿入画像は JpegもしくはPng方式とする
- (3)校正 2回

4 執筆要項

- (1) 体裁
 - ・左綴じ、A4版、横組み、45文字×36行(1620字)、フォントはBIZ UD明朝 Medium 10p。
 - ・図版(図・表・写真)はキャプションを含め、原則として縦24.0cm、横16.2cm以内に収める。
- (2)標記
 - ・題名、副題、執筆者名は、5行以内に収める。
 - ・文字は、資料的なもの以外は、原則として現代仮名遣いで新字体とする。
 - ・度量衡単位は、cm、kg、mのように記号を、数量は算用数字(2桁以上は半角)を使用する。
 - ・資料キャプションの文字体はゴシック体・センター寄せとする。
 - ・年号は原則として西暦で表記し、和年号が必要な場合は()で併記する。

例:2021(令和3)年

- ・章番号に「. | をつけない。(1.→1)
- (3) 註・引用、参考文献
 - ・BIZ UD明朝 Medium 8pで記載する。
 - ・文末尾に一括記載する。文末に【引用文献】もしくは【参考文献】
 - ・註は、本文中の引用箇所には、文章の右肩に小括弧を付した番号を記入し、文章末尾にまとめ て説明文を記載する。

例:□□□1)

【註】

1) 000

- ・引用、参考文献は、著者明、発行年、「論文名」『書名』、巻号数、発行所、(できれば)頁数を記載する。 例:高橋克壽 1993「西都原171号墳出土埴輪について」『宮崎県史研究』第7号、宮崎県、 39~58頁
- (4) その他
 - ・完成時には、本紀要のpdfファイルを作成する。
 - ・抜き刷りはしないが、執筆者が希望する場合、執筆者と印刷業者との交渉により行うものとする。

宮崎県立西都原考古博物館研究紀要 第19号

BULLETIN

Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture Vol.19

2023年3月31日

編集・発行:宮崎県立西都原考古博物館

〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番

TEL: 0983-41-0041 FAX: 0983-41-0051

印 刷:田中印刷有限会社

〒880-0022 宮崎県宮崎市大橋3丁目110番地 TEL:0985-28-4724 FAX:0985-20-9285

宮崎県立西都原考古博物館



研究紀要 第19号



Saitobaru Archaeological Museam of Miyazaki Prefecture
Research Bulletin Vol.19

籾木 郁朗

【史料紹介】「古墳古物等取締規則」(明治二十五年宮崎県令第六二号)関係文書 ……………

2023.3